

原子力事故・災害時対応
マニュアル

平成20年10月

文部科学省

原子力事故・災害時対応マニュアル

文部科学省

原子力事故・災害時対応 マニュアル

第1編

第1編 所管原子力事業所等編

第2編

第2編 所管外原子力事業所編

第3編

第3編 輸送編
(所管原子力事業者等に係る陸上輸送編)

第4編

第4編 その他輸送編

第5編

第5編 平常時における措置

第6編

第6編 参考資料

別添資料 (連絡網等)

はじめに

○原子力災害時等の体制について……………	II
○原子力災害対策特別措置法令による主な枠組み……………	III
○原子力災害対策等における体制……………	IV
○所管原子力事業所等で事故が発生した場合の対応の流れ……………	VI

第1編 所管原子力事業所等編

第1章 対象となる事象と対応体制……………	1-1
1. 原子力事業者等からの通報連絡……………	1-1
2. 緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI) からの通報……………	1-1
3. フェーズの判断基準と対応体制……………	1-3
第2章 文部科学省原子力事故対策チームの設置等 (フェーズ1)……………	2-1
1. 関係者への通報連絡……………	2-1
2. 文部科学省原子力事故対策チームの設置……………	2-1
3. 文部科学省原子力事故対策本部の設置……………	2-3
第3章 文部科学省原子力災害警戒本部の設置等の警戒体制 (フェーズ2) (原災法第10条該当)……………	3-1
1. 通報連絡……………	3-1
2. 文部科学省原子力災害警戒本部の設置……………	3-8
3. 放射線情報の収集と共有等……………	3-15
4. 国の職員及び専門家の現地への派遣……………	3-18
5. 関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議の開催……………	3-22
6. プレス対応……………	3-25
第4章 緊急時対応対策及び文部科学省原子力災害対策本部の設置等 (フェーズ3) (原災法第15条該当【原子力緊急事態】)……………	4-1
1. 文部科学省原子力災害対策本部の設置……………	4-1
2. 原子力緊急事態宣言の発出……………	4-8
3. 政府原子力災害対策本部及び政府原子力災害現地地 対策本部等の設置、運営……………	4-10
4. プレス対応……………	4-17
5. 緊急事態応急対策の実施……………	4-18
(5-1) 避難等の検討に必要な事故進展予測、 放射能影響予測等の実施……………	4-18
(5-2) 避難等の勧告又は指示に関する事項……………	4-24
(5-3) 避難等の実施及び被災者の救助・救急等に関する事項……………	4-28
(5-4) 緊急時モニタリングの支援……………	4-31
(5-5) 医療活動……………	4-34
(5-6) 社会秩序の維持等に関する事項……………	4-41
(5-7) 緊急輸送の調整……………	4-47
6. 各種制限措置の解除等……………	4-52
7. 原子力緊急事態解除宣言の発出及び政府原子力災害 対策本部等の廃止……………	4-55
8. 原子力災害事後対策体制……………	4-58

第2編 所管外原子力事業所編

第1章 フェーズ2における対応(原災法第10条該当)	5-1
1. 通報連絡	5-1
2. 文部科学省原子力災害対策支援本部の設置等	5-3
3. 職員の派遣等	5-8
4. モニタリング情報の共有等	5-10
第2章 フェーズ3における対応 (原災法第15条該当【原子力緊急事態】)	6-1
1. 原子力緊急事態発生の連絡を受けた場合の対応	6-1
2. 政府災対本部等が設置された後の支援本部の役割	6-1
3. 関係機関への連絡	6-1
4. 職員、専門家の現地への派遣	6-1
第3編 輸送編(所管原子力事業者等に係る陸上輸送編)	
第1章 対象となる事象と対応体制	7-1
1. 原子力事業者等からの通報連絡	7-1
2. 輸送方法と主担当の安全規制担当省庁等の関係	7-2
3. フェーズの判断基準と対応体制	7-3
第2章 文部科学省原子力事故対策チームの設置等(フェーズ1)	8-1
1. 関係者への通報連絡	8-1
2. 文部科学省原子力事故対策チームの設置	8-1
3. 文部科学省原子力事故対策本部の設置	8-4
第3章 文部科学省原子力災害警戒本部の設置等の警戒体制 (フェーズ2)(原災法第10条該当)	9-1
1. 通報連絡	9-1
2. 文部科学省原子力災害警戒本部の設置	9-8
3. 放射線情報の収集と共有等	9-15
4. 国の職員及び専門家等の現地への派遣	9-18
5. 関係省庁事故対策連絡会議	9-22
6. プレス対応	9-24
第4章 緊急時対応対策及び文部科学省原子力災害対策本部の設置等 (フェーズ3)(原災法第15条該当【原子力緊急事態】)	10-1
1. 文部科学省原子力災害対策本部の設置	10-1
2. 原子力緊急事態宣言の発出	10-8
3. 政府原子力災害対策本部及び政府原子力災害現地 対策本部等の設置、運営	10-10
4. プレス対応	10-17
5. 緊急事態応急対策の実施	10-18
(5-1) 立入制限措置等の検討に必要な事故進展予測等の実施	10-18
(5-2) 立入制限措置/退避の勧告又は指示に関する事項	10-24
(5-3) 立入制限措置等の実施及び被災者の救助・救急等に 関する事項	10-27
(5-4) 緊急時モニタリングの支援	10-30
(5-5) 医療活動	10-32
(5-6) 社会秩序の維持等に関する事項	10-37
(5-7) 緊急輸送の調整	10-40

6. 各種制限措置の解除等	10-45
7. 原子力緊急事態解除宣言の発出及び政府原子力災害 対策本部等の廃止	10-48
8. 原子力災害事後対策体制	10-51

第4編 その他輸送編

第1章 フェーズ2における対応(原災法第10条該当)	11-1
1. 通報連絡	11-1
2. 文部科学省原子力災害対策支援本部の設置等	11-2
3. 職員の派遣等	11-7
4. モニタリング情報の共有等	11-9
第2章 フェーズ3における対応(原災法第15条該当【原子力緊急事態】)	12-1
1. 原子力緊急事態発生の連絡を受けた場合の対応	12-1
2. 政府災対本部等が設置された後の支援本部の役割	12-1
3. 関係機関への連絡	12-1
4. 職員、専門家の現地への派遣	12-1
第5編 平常時における措置	
第1章 平常時における措置	13-1
1. 防災に関する教育・訓練	13-1
2. 防災関連資料の整備	13-1
3. 防災業務関連設備等の整備・維持	13-1
4. 原子力防災に関する知識の普及啓発	13-2
5. 防災に関する研究等の推進	13-2
6. 再発防止対策	13-2
7. 学校等における原子力防災上必要な措置等	13-2
第6編 参考資料	14-1

別添資料

1. 防災手帳(連絡網を含む)
2. EOC/OFC機能班活動マニュアル
3. EOC設置機器簡易マニュアル

改訂履歴

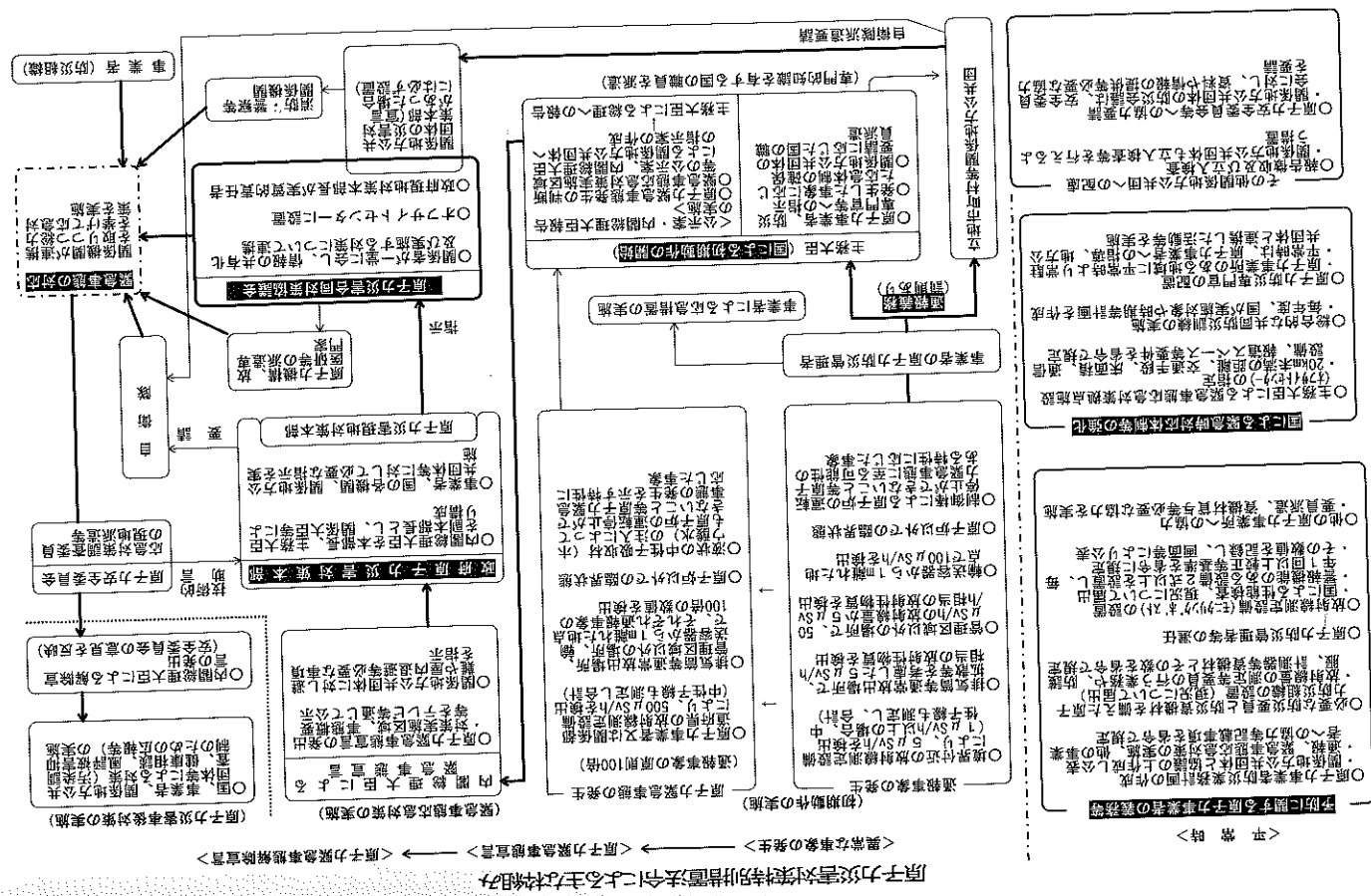
平成13年 3月 10月	暫定版発行 一部改訂（原子力災害対策マニキュアル平成13年6月改訂の取り入れ） ・内閣官房担当長官（政務）、危機管理担当大臣、科学技術政策担当大臣の位置付けの明確化等 輸送編追加（原子力災害対策マニキュアル平成14年3月改訂の取り入れ） ・核燃料物質の事業所外運搬を対象とする輸送編の追加 ・機能班における主要な役割の見直し等
平成14年 6月	一部改訂（原子力災害対策マニキュアル平成17年12月改訂及び平成19年2月改訂の取り入れ等） ・防災訓練の経験反映等による改訂 ・SPED I システムの高度化に伴う改訂
平成19年 3月	一部改訂（平成19年度文部科学省原子力防災訓練の経験反映等による改訂） ・放射能影響予測の指示事項の改定 ・「原子力施設等の防災対策について」平成20年3月改訂の取り入れ
平成20年10月	

はじめに

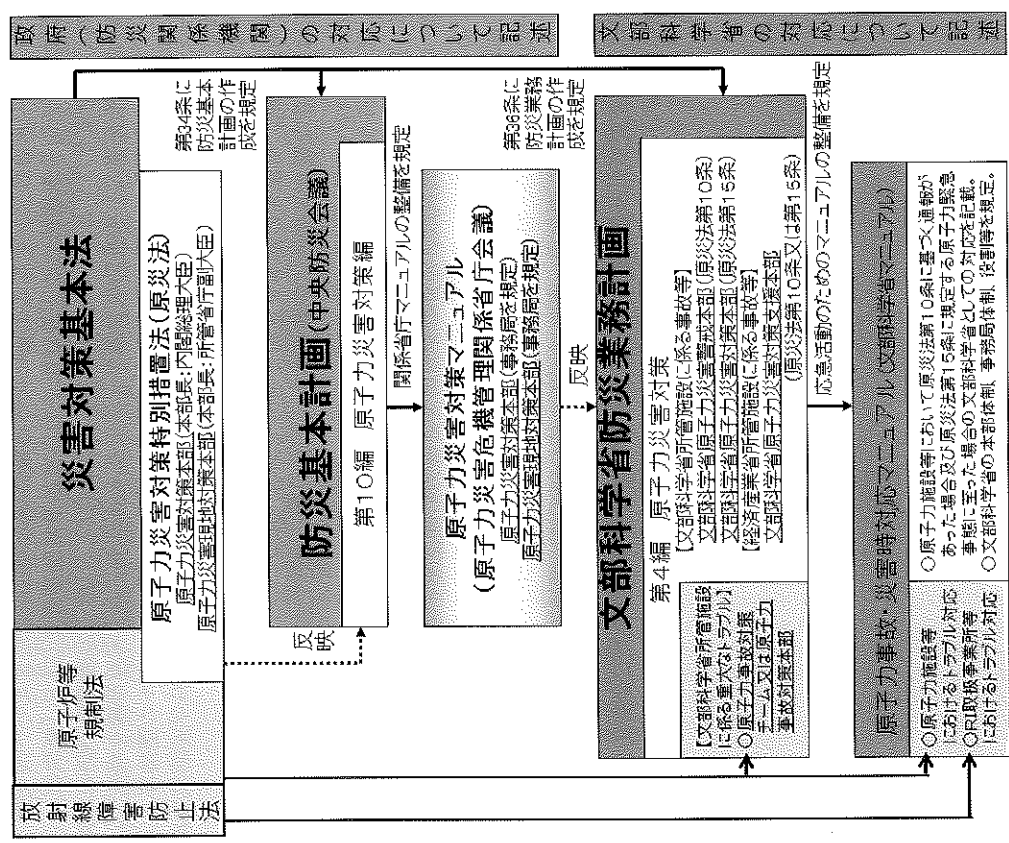
平成11年9月30日に発生した株式会社ジェー・シー・オー（以下「JCO」という。）の東海村ウラン加工工場における臨界事故の教訓を踏まえて、国全体としては、原子炉等規制法の改正及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の制定を行うとともに、原子力安全委員会が、「原子力施設等の防災対策について」を見直し、中央防災会議が、防災基本計画原子力災害対策編を修正し、また、原子力災害危機管理関係省庁会議が、原子力災害対策マニキュアルの整備等を実施してきた。文部科学省においても、災害対策基本法に基づき文部科学省防災業務計画を策定した。

本マニキュアルは、これらを踏まえ、原子力事故・災害時に、文部科学省がとるべき対応体制、措置等の基本を定めたものである。本マニキュアルを作成するにあたっては、可能な限り具体的に記載するとともに、使い易さに配慮した。

改めて言うまでもなく、原子力事故等・災害対応において最優先されるべきことは、原災法第1条にあるように「国民の生命、身体及び財産を保護すること」である。当省の関係職員は、各自の緊急時対応能力の向上を平常時から図ることが必要であり、そのために、各職員が本マニキュアルを熟読の上、日頃から自分の役割を十分認識し、訓練を通じてその確認を行うことが重要である。さらにその結果、明らかにになった問題点、得られた課題等を本マニキュアルにフィードバックしていくことが必要である。このため、本マニキュアルについては、訓練等の反省を踏まえた、不断の見直しを行うものとする。また、別冊（防災手帳等）の内容について人事異動等により変更があった場合には、科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室に変更内容を連絡し、同室は修正の内容について、関係部署に周知するものとする。

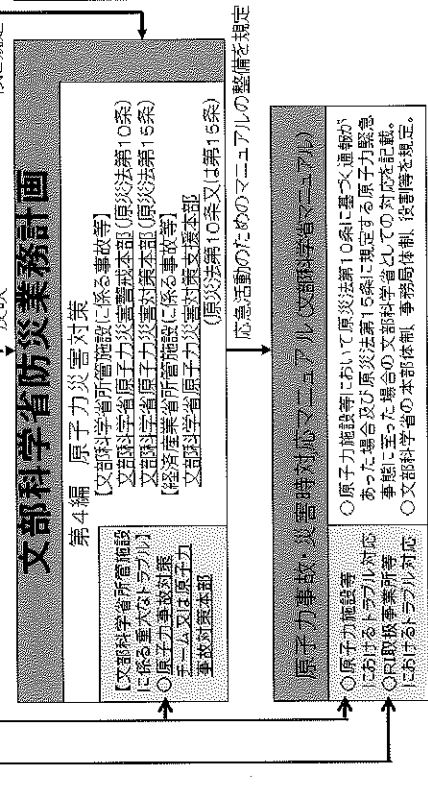
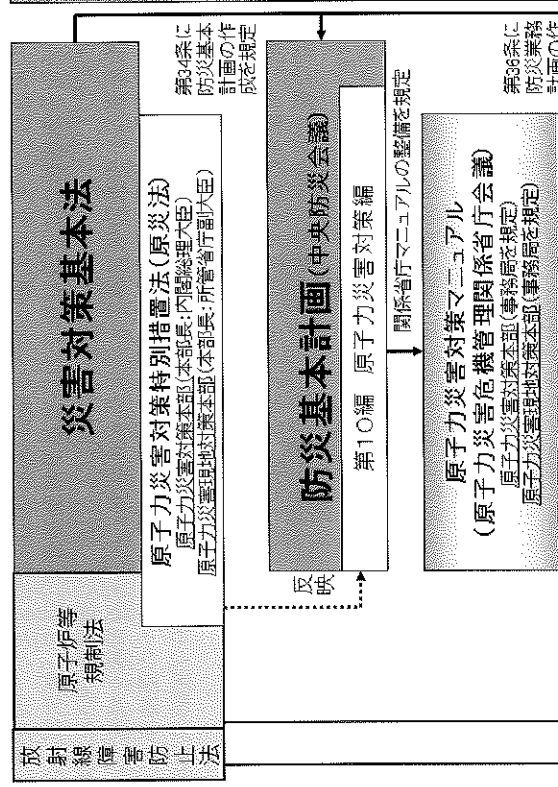


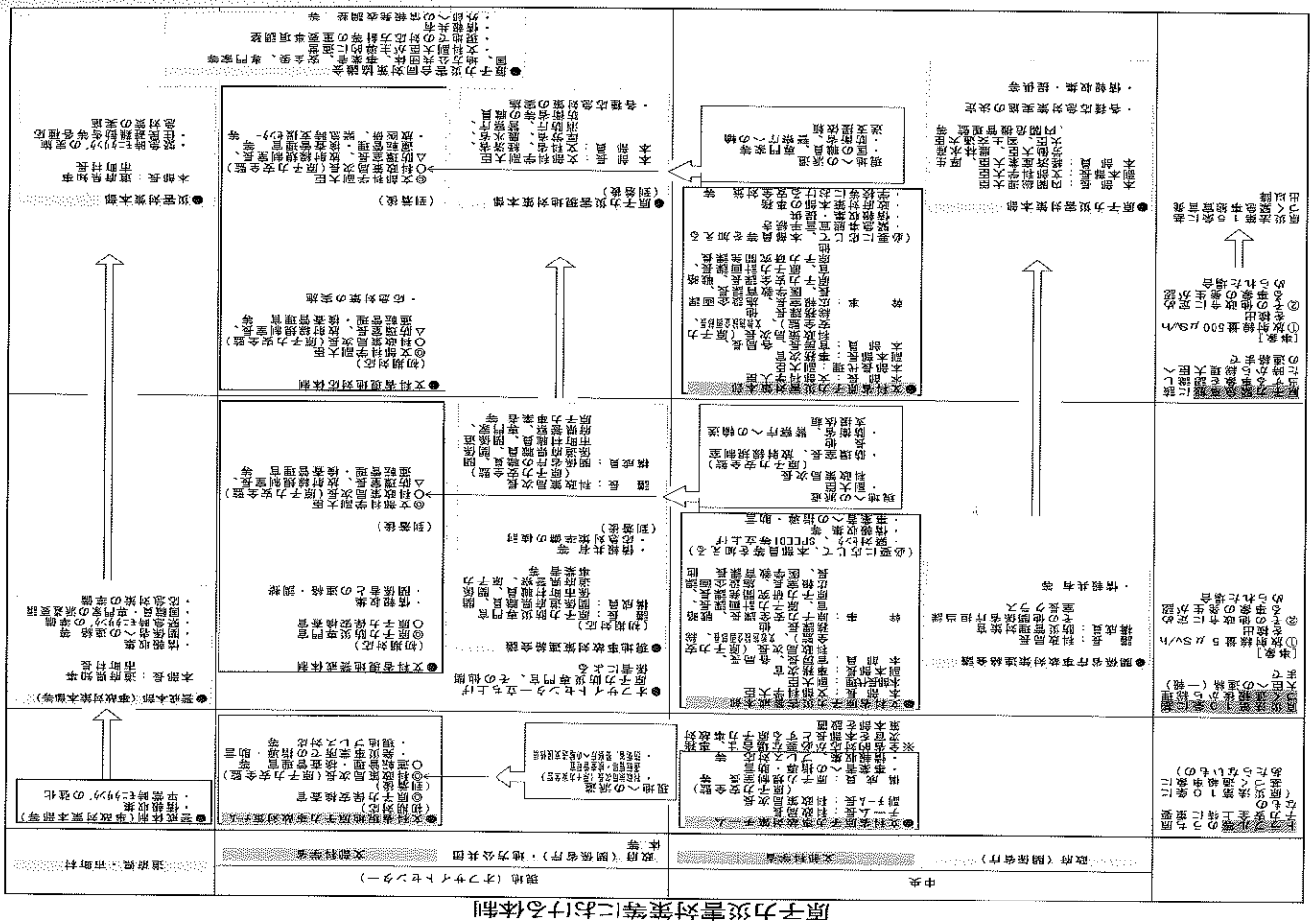
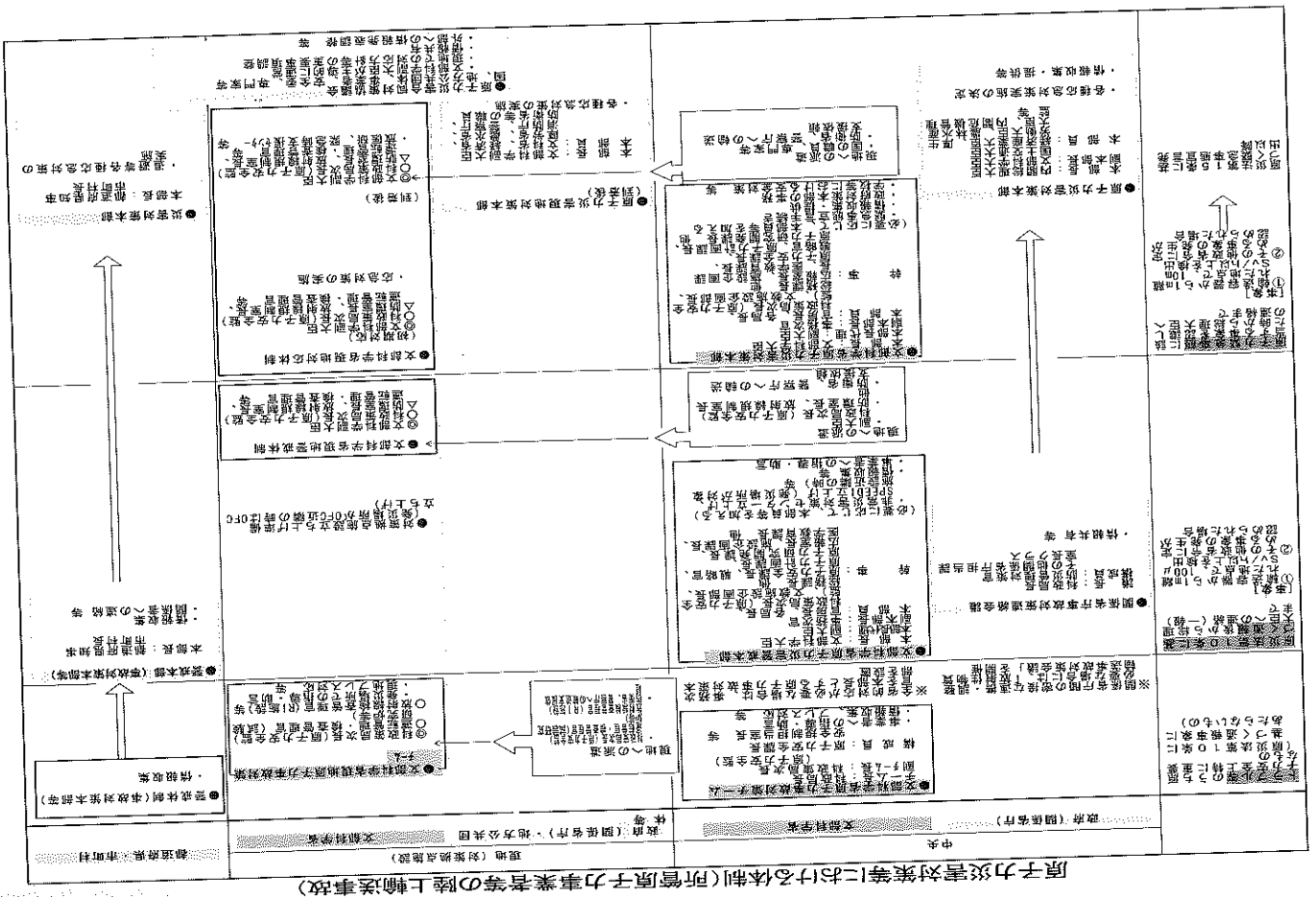
原子力災害時等の体制について



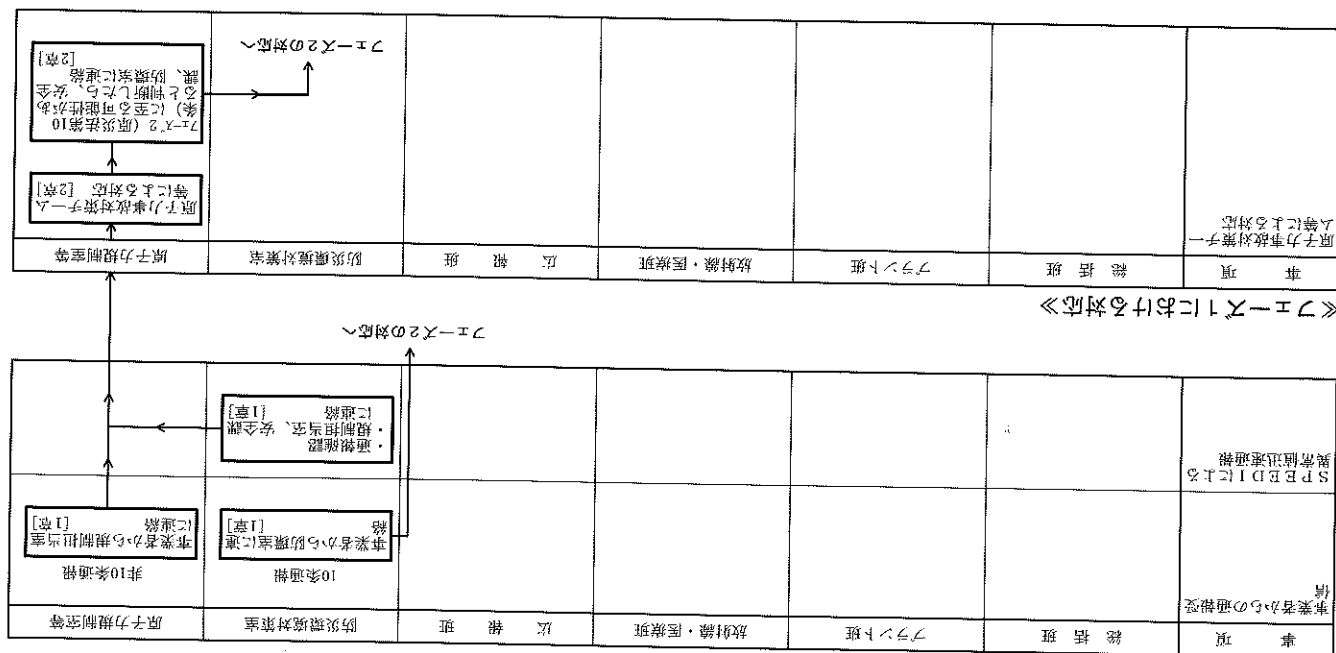
政府（防災関係機関）の対応について記述

文部科学省の対応について記述

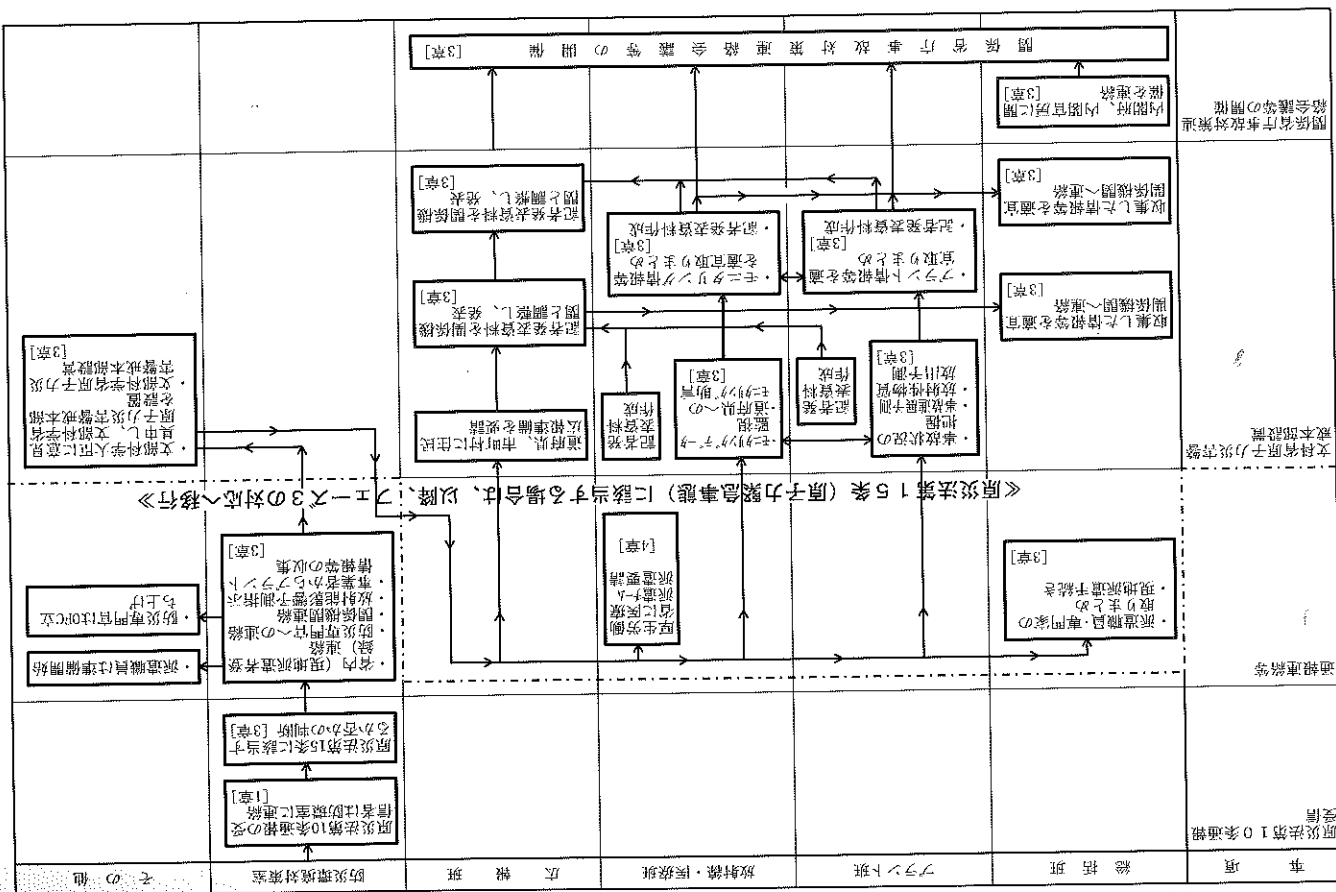




所管原子力事業所等で事故が発生した場合の対応の流れ



《フエーズ2 (原災法第10条通報) における対応》(文部科学省原子力災害警戒本部対応)



原子力災害対策本部が支援)

[illegible]

事項	避難等の勧告又は指示	防衛対策 検討の指示	事故進捗予測 及び放射能汚染物 質放出予測	放射能影響 予測(汚染予測) ・避難準備 ・放射能汚染 予測	治安確保の 要請 ・住民避難状 況・交通状況 の把握	緊急輸送に 必要な情報 の収集 ・交通管制 ・避難等の情 報提供	地方公共団体 に避難等の事 前準備指示	道路規制等 の検討を 要請 ・交通規制の 措置 ・記者発表資 料作成	住民広報案 を作成 ・地方公共団 体・民間関係 者を指示	記者発表、報 道要請	住民広報開始 を指示	避難等の勧告又は指示後の主な経過
総括班	避難等の勧告又は指示	防衛対策 検討の指示	事故進捗予測 及び放射能汚染物 質放出予測	放射能影響 予測(汚染予測) ・避難準備 ・放射能汚染 予測	治安確保の 要請 ・住民避難状 況・交通状況 の把握	緊急輸送に 必要な情報 の収集 ・交通管制 ・避難等の情 報提供	地方公共団体 に避難等の事 前準備指示	道路規制等 の検討を 要請 ・交通規制の 措置 ・記者発表資 料作成	住民広報案 を作成 ・地方公共団 体・民間関係 者を指示	記者発表、報 道要請	住民広報開始 を指示	避難等の勧告又は指示後の主な経過
ラント班			事故進捗予測 及び放射能汚染物 質放出予測	放射能影響 予測(汚染予測) ・避難準備 ・放射能汚染 予測	治安確保の 要請 ・住民避難状 況・交通状況 の把握	緊急輸送に 必要な情報 の収集 ・交通管制 ・避難等の情 報提供	地方公共団体 に避難等の事 前準備指示	道路規制等 の検討を 要請 ・交通規制の 措置 ・記者発表資 料作成	住民広報案 を作成 ・地方公共団 体・民間関係 者を指示	記者発表、報 道要請	住民広報開始 を指示	避難等の勧告又は指示後の主な経過
放射線班			事故進捗予測 及び放射能汚染物 質放出予測	放射能影響 予測(汚染予測) ・避難準備 ・放射能汚染 予測	治安確保の 要請 ・住民避難状 況・交通状況 の把握	緊急輸送に 必要な情報 の収集 ・交通管制 ・避難等の情 報提供	地方公共団体 に避難等の事 前準備指示	道路規制等 の検討を 要請 ・交通規制の 措置 ・記者発表資 料作成	住民広報案 を作成 ・地方公共団 体・民間関係 者を指示	記者発表、報 道要請	住民広報開始 を指示	避難等の勧告又は指示後の主な経過
住民安全班	住民安全への対応				治安確保の 要請 ・住民避難状 況・交通状況 の把握	緊急輸送に 必要な情報 の収集 ・交通管制 ・避難等の情 報提供	地方公共団体 に避難等の事 前準備指示	道路規制等 の検討を 要請 ・交通規制の 措置 ・記者発表資 料作成	住民広報案 を作成 ・地方公共団 体・民間関係 者を指示	記者発表、報 道要請	住民広報開始 を指示	避難等の勧告又は指示後の主な経過
医療班					治安確保の 要請 ・住民避難状 況・交通状況 の把握	緊急輸送に 必要な情報 の収集 ・交通管制 ・避難等の情 報提供	地方公共団体 に避難等の事 前準備指示	道路規制等 の検討を 要請 ・交通規制の 措置 ・記者発表資 料作成	住民広報案 を作成 ・地方公共団 体・民間関係 者を指示	記者発表、報 道要請	住民広報開始 を指示	避難等の勧告又は指示後の主な経過
広報班					治安確保の 要請 ・住民避難状 況・交通状況 の把握	緊急輸送に 必要な情報 の収集 ・交通管制 ・避難等の情 報提供	地方公共団体 に避難等の事 前準備指示	道路規制等 の検討を 要請 ・交通規制の 措置 ・記者発表資 料作成	住民広報案 を作成 ・地方公共団 体・民間関係 者を指示	記者発表、報 道要請	住民広報開始 を指示	避難等の勧告又は指示後の主な経過
その他					治安確保の 要請 ・住民避難状 況・交通状況 の把握	緊急輸送に 必要な情報 の収集 ・交通管制 ・避難等の情 報提供	地方公共団体 に避難等の事 前準備指示	道路規制等 の検討を 要請 ・交通規制の 措置 ・記者発表資 料作成	住民広報案 を作成 ・地方公共団 体・民間関係 者を指示	記者発表、報 道要請	住民広報開始 を指示	避難等の勧告又は指示後の主な経過

第 1 編 所管原子力事業所等編

第 1 章 対象となる事象と対応体制

1. 原子力事業者等からの通報連絡

当省所管の原子力事業所（試験研究用原子炉施設等及び核燃料物質の使用施設（原災法適用施設に限る。））において原子力事故等が発生した場合、それが原子力事業所区域の境界付近において $5\mu\text{Sv/h}$ （マイクログンシーベルト毎時）以上の放射線量が検出されたなど原災法第 10 条、原子力災害対策特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第 4 条及び原子力災害対策特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）第 6、8、9 条の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。参考 2）に該当するときは、科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室長に、特定事象に該当しないときは、科学技術・学術政策局原子力安全課の安全規制担当室長に、当該原子力事業者から連絡が入る。

また、原子力事業所以外の安全規制対象事業所において、原子力事故等が発生した場合には、安全規制担当室長に、当該事業者から連絡が入る。

◇原災法第 10 条通報 → 原子力安全課防災環境対策室長

◇原災法第 10 条通報ではない通報

- ・試験研究用原子炉施設等、核燃料物質・核原料物質の使用施設での事故等
→ 原子力安全課原子力規制室長
 - ・放射性同位元素（R I）取扱事業所の施設での事故等
→ 原子力安全課放射線規制室長
- ※当省所管の原子力事業者等の輸送に係る事故等については第 3、4 編参照

[安全規制担当室長]

○速やかに 3. の基準に基づき、当該事故がフェーズ 0 と 1 のいずれに当たるかを判断し、必要な対応をとる。

[防災環境対策室長]

○速やかに 3. の基準に基づき、当該事故がフェーズ 2 と 3 のいずれに当たるかを判断し、必要な対応をとる。

2. 緊急時迅速放射能影響予測システム（SPEED I）からの通報

SPEED I が原災法対象の原子力事業所の所在地方公共団体から毎時収集している放射線観測値が異常に高い値を示した場合、防災環境対策室の室長以下関係職員、原子力安全・保安院原子力防災課長等及び財団法人原子力安全技術センター（以下「原安センター」という。）防災技術部の部長以下関係職員の携帯電話に、観測値のレベルに応じて以下の音声メッセージのいずれかが通知される。

3. フェーズの判断基準と対応体制

フェーズ	対象となる事象	対応
フェーズ0	◇ 以下のフェーズ1以上に該当しない事象 ○このうち、社会的影響を考慮する必要がある場合 (例) 常陽メンテナンス建家火災 (H13.9)	安全規制担当室 文部科学省原子力事故対策チーム (対応場所 安全規制担当室内)
フェーズ1	◇ 原法第10条に基づく通報の対象となる事象 (特定事象) には該当しないものの、以下に相当する事象 (参考1) ①特定事象に至るおそれのある事象 ②原子力安全上重要な事象* ③社会的影響が大きいと考えられる事象 (例) もんじゅ2次系ナトリウム漏えいによる原子炉手動停止(H7.12) ◇ 緊急時迅速放射能影響予測システム (SPEEDI) による異常値迅速通報事象 (特定事象を除く。 ○このうち、全省的な対応が必要な場合	第2章参照 文部科学省原子力事故対策チーム (現地原子力事故対策チームを含む) 文部科学省原子力事故対策本部 文部科学省原子力災害警戒本部 関係省庁事故対策連絡会議 現地事故対策連絡会議
フェーズ2	◇ 原法第10条に基づく通報の対象となる事象 (特定事象) (参考2) (例) 動燃アスファルト固化処理施設火災爆発事故(H9.3)	第3章参照 文部科学省原子力災害警戒本部 関係省庁事故対策連絡会議 現地事故対策連絡会議
フェーズ3	◇ 原法第15条に規定される原子力緊急事態 (原子力緊急事態) (参考3) (例) JCOウラン加工工場臨界事故 (H11.9)	第4章参照 文部科学省原子力事故対策本部 政府原子力災害対策本部 政府原子力災害現地対策本部

※フェーズ0及び1の判断は、安全規制担当室長が行う。

※フェーズ2及び3の判断は、防災環境対策室長が行う。

*フェーズ1に該当する原子力安全上重要な事象の事象例

○放射性物質の敷地外への放出

・排気筒放出濃度が、

(濃度限度) × (敷地境界までの距離) で算出される濃度以上

・管理されない区域の放出で、その濃度が、

(濃度限度) × (境界敷地までの距離) で算出される濃度以上

○過大な一次冷却材の漏えい

○従業員の過大な被ばく

等

「〇月〇日〇時〇分 $\Delta\Delta\Delta$ (地方公共団体名) の線量率が $1\mu\text{Gy}$ (マイクログレイ) 以上です。」

「〇月〇日〇時〇分 $\Delta\Delta\Delta$ (地方公共団体名) の線量率が $5\mu\text{Gy}$ (マイクログレイ) 以上です。」

「〇月〇日〇時〇分 $\Delta\Delta\Delta$ (地方公共団体名) の線量率が $500\mu\text{Gy}$ (マイクログレイ) 以上です。」

「〇月〇日〇時〇分 $\Delta\Delta\Delta$ (地方公共団体名) の中性子線量率が $1\mu\text{Sv}$ (マイクログレイ) 以上です。」

「〇月〇日〇時〇分 $\Delta\Delta\Delta$ (地方公共団体名) の中性子線量率が $5\mu\text{Sv}$ (マイクログレイ) 以上です。」

「〇月〇日〇時〇分 $\Delta\Delta\Delta$ (地方公共団体名) の中性子線量率が $500\mu\text{Sv}$ (マイクログレイ) 以上です。」

注) 実際は、線量率 ($\mu\text{Gy/h}$; マイクログレイ毎時) 又は $\mu\text{Sv/h}$; マイクロシーベルト毎時) が通知される。

【防災環境対策室長】

○原安センターに通報の確認を行うとともに、当省所管の原子力事業所における異常の場合には、状況を原子力安全課長及び原子力規制室長に伝える。

○経済産業省所管原子力施設における異常時発生の場合には、原子力安全・保安院原子力防災課 (長) に連絡する。

【原子力安全課長】

○安全規制担当室長にフェーズ1の対応を速やかにとるよう連絡する。

第2章 文部科学省原子力事故対策チームの設置等（フェーズ1）

1. 関係者への通報連絡

[安全規制担当室長]

- 事故の状況等について原子力事業者等からの通報内容を、別冊資料1. 防災手帳の連絡網に基づき省内関係者に連絡するとともに、必要に応じ、官邸（内閣情報集約センター）、関係地方公共団体とも連絡をとり、連携して対応する。
- 連絡する際、室員、原子力事故対策チームの構成員に、直ちに、非常災害対策センター（地震、風水害等の自然災害、原子力災害等の事故災害時及び児童生徒、学校施設等が関与する等の当省の所管する重大事件・事故等において、当省と事故現場や関係機関との適切な情報伝達・相互連携等を行う場所として設置。）へ参集するよう併せて伝える。

2. 文部科学省原子力事故対策チームの設置

[科学技術・学術政策局長]

- 科学技術・学術政策局次長（原子力安全監）からの連絡を受け、原子力事故対策チームの設置を決定するとともに、状況に応じて現地原子力事故対策チームとして、科学技術・学術政策局次長（原子力安全監）等を現地に派遣する。

[安全規制担当室長]

- 予め派遣する専門家等をリストアップしておくとともに、必要に応じてその専門家に対し現地派遣を要請する。
- 現地で対応する職員を検討するにあたり、保障措置検査等で付近に出張している職員がいなか確認する。

1) 文部科学省原子力事故対策チームの構成、運営

- 「文部科学省原子力事故対策チーム」は、科学技術・学術政策局長をチーム長とし、その構成員は以下のとおりとする。文部科学省原子力事故対策チームは、非常災害対策センターに置くものとし、事故拡大防止、終息に向けた原子力事業者等への対応、関係機関への通報連絡等を行う。
- プレス対応については、原則として、原子力安全課長が記者発表を行うものとするが、問い合わせ対応については、原子力規制室室長補佐（総括）又は、放射線規制室室長補佐（総括）が行う。

○原子力施設における事故の場合

- | | |
|---------|-----------------------|
| (チーム長) | 科学技術・学術政策局長 |
| (副チーム長) | 科学技術・学術政策局次長（原子力安全監）※ |
| | 原子力安全課長 |
| | 原子力安全課原子力規制室長 |

原子力安全課運輸管理・検査管理官 ※
 原子力安全課安全審査調整官
 原子力安全課原子力規制室室長補佐 (総括)
 原子力安全課原子力安全国際室長
 その他科学技術・学術政策局長が指名する者 (※※)
 (※※) 例 文部科学省現地原子力事故対策チームの基本的な構成員

原子力安全課防災環境対策室長
 原子力安全課課長補佐 (総括)
 原子力安全課原子力規制室室長補佐 (規制第3)
 原子力安全課原子力規制室運輸管理・検査担当
 原子力安全課原子力規制室原子力保安検査官
 原子力安全課原子力規制室室長補佐 (規制第2)

○ R I 施設における事故の場合

(チーム長)
 (副チーム長)
 科学技術・学術政策局長
 科学技術・学術政策局次長 (原子力安全監) ※
 原子力安全課長
 原子力安全課放射線規制室長
 放射線安全企画官
 放射線検査管理官 ※
 原子力安全課放射線規制室室長補佐 (総括)
 原子力安全課原子力安全国際室長
 その他科学技術・学術政策局長が指名する者 (※※)
 (※) 文部科学省現地原子力事故対策チームの基本的な構成員
 (※※) 例

原子力安全課防災環境対策室長
 原子力安全課課長補佐 (総括)
 原子力安全課放射線規制室室長補佐 (審査第1)
 原子力安全課放射線規制室室長補佐 (規制第2)
 原子力安全課放射線規制室審査・検査担当

- 2) 文部科学省現地原子力事故対策チームの構成、運営
- 「文部科学省現地原子力事故対策チーム」は、科学技術・学術政策局次長 (原子力安全監) をチームリーダーとし、その構成員は上記リストのうち ※を付した者を基本とするもの、状況に応じて対応することとする。現地原子力事故対策チームは、原則として、事故発生事業所において、事故拡大防止、終息に向けた原子力事業者への対応等を行う。
 - 主要なプレス対応については、科学技術・学術政策局次長 (原子力安全監) が行う。
 - 現地原子力事故対策チーム構成員は、防災服、腕章の着用、ポケット線量計、携帯電話、携帯電話充電器、マニュアル、雨具等を必ず携帯する。ない場合は、現場近くのオフサイトセンターから借用する。また、必要に応じて、サーバーイメータ等の防災活動資機材を携行する。
 - 原子力保安検査官は、「原子力施設運転管理業務等実施要領書」に従い、

対応を行う。

3) 代理

○上記各担当者が不在の場合に備え、以下のようない代理人を決める。代理人は担当者が参加するまでの業務を行う。

(担当者)	(代理人)
科学技術・学術政策局長	科学技術・学術政策局政策課長
科学技術・学術政策局次長	運輸管理・検査管理官
(原子力安全監)	又は放射線検査管理官
原子力安全課長	原子力規制室長
	又は放射線規制室長
原子力規制室長	原子力安全審査調整官
放射線規制室長	放射線安全企画官

4) 輸送支援の協力要請

[原子力安全課課長補佐 (総括)]

○職員、専門家の現地への派遣にあたって、必要に応じ防衛省、警察庁に対して輸送支援のための協力要請を行う。

5) 事態が拡大傾向にある際の措置

[原子力規制室長]

○事態が拡大し、フェーズ2に至る可能性があるとき、防災環境対策室長、原子力安全課長にその旨を連絡する。

[原子力安全課長]

○事態の拡大の連絡を受けた場合、必要に応じ、防災環境対策室長等に対し、別冊資料1「防災手帳」の第2部「文部科学省原子力災害対策本部構成員必携」の6.(別紙1)の連絡網を通じて、関係者への情報伝達を指示する。

○さらに、状況判断の上、文部科学省原子力災害警戒本部設置の準備を原子力安全課担当者及び防災環境対策室担当者に指示する。

[防災環境対策室長]

○原子力防災専門官に事態の状況を確認するとともに、オフサイトセンターへの出所及びフェーズ2に至った場合を想定したオフサイトセンター立ち上げの準備をするよう指示する。また、防災対応関係者に対し、登庁又は近場連絡待機等の警戒体制に入るよう指示する。さらに、状況判断の上、第3章(1-4)項に示す関係機関に対し、専門家派遣等の準備を指示する。

3. 文部科学省原子力事故対策本部の設置

[科学技術・学術政策局長]

○原子力災害に至る可能性がない場合であっても、マスコミ、地方公共団体対応を考慮し、社会的影響が大きいため、事故の内容から全般的な対応が必要と判断された場合は、事務次官に報告し、指示を受けて、その災害を端

〔連絡網関係者〕

- 官邸、省内幹部及び主な外部関係機関（別冊資料 1. 「防災手帳」の第 2 部「文部科学省原子力災害対策本部構成員必携」の 6.（別紙 1）の連絡網中太枠で囲んであるもの）に対しては、直接電話連絡により確実な連絡を行う。その他あらかじめ定められた文部科学省関係者に対しては、緊急連絡システム（※）を活用して連絡を行う。

※旧科学技術庁において実施していた当直制度に代わり、夜間・休日における事業者からの事故通報を受信し、その通報内容を登録された関係者へ自動的に転送・連絡するシステム。登録に応じて省内関係者へ同時に複数箇所連絡する場合にも利用可能。

- 連絡に際しては、携帯電話を優先する。
- 原則として、連絡文言は次のとおりとし、あわせて事故の概要を簡潔に伝える。

「文部科学省の〇〇です。」

文部科学省所管の原子力施設で原災法第 10 条（第 15 条）に該当する事象が発生しましたので、直ちに文部科学省に参集して下さい。事故発生事業所は、[] 県（道・府）の [] です。

〔事業所名

なお、連絡網に従い次の方にご連絡下さい。以上です。〕

※下線部は必要に応じ実施。

- 次の場合は、その人の次の順位者に連絡を行う。
イ. 本人に直接連絡がとれず家族等に連絡した場合
ロ. 電話の呼出音が 15 回鳴っても応答がない場合
ハ. 電話中の場合（この場合は、再度連絡を行うとともに、次の順位者に連絡済みである旨伝える。）
ニ. 留守番電話につながった場合（この場合は、留守番電話に、次の順位者に連絡する旨を入れる。）
ホ. 運転中の場合（この場合は、次の順位者に連絡する旨伝えるとともに、再度連絡を行う。）

〔現地派遣要員（科学技術・学術政策局次長（原子力安全監）、原子力安全課課長補佐（管理担当）、運転管理・検査管理官、放射線規制室長、防災環境対策室長、防災環境対策室長補佐（防災担当）等〕

- 特別の指示がない限り、一旦、文部科学省に参集し、直ちに現地に向かえる体制をとる。（本章「4. 国の職員及び専門家の現地への派遣」参照）

〔防災環境対策室〕

- 別冊資料 1. 「防災手帳」の第 2 部「文部科学省原子力災害対策本部構成員必携」の 6.（別紙 1）の連絡網に従い、内閣府〔関係省庁への連絡、文部科学省への内閣府担当者派遣も要請〕、原子力安全委員会（内閣府原子力安全委員会事務局）〔文部科学省への原子力安全委員会事務局担当者派遣も要請〕、関係地方公共団体〔原子力緊急事態に該当するときは、災害対策本

部設置、避難等の準備開始も要請〕、独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「放医研」という。）、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」という。）、原安センター、財団法人日本分析センター（以下「分析センター」という。）その他の関係機関に、事象の概要、事象の進展の見通し、原子力緊急事態宣言発出の要否についての情報を連絡するとともに、関係省庁に対しては、現地への職員派遣を要請し、その氏名及び希望集合先の登録を依頼する。（別図 3-1）

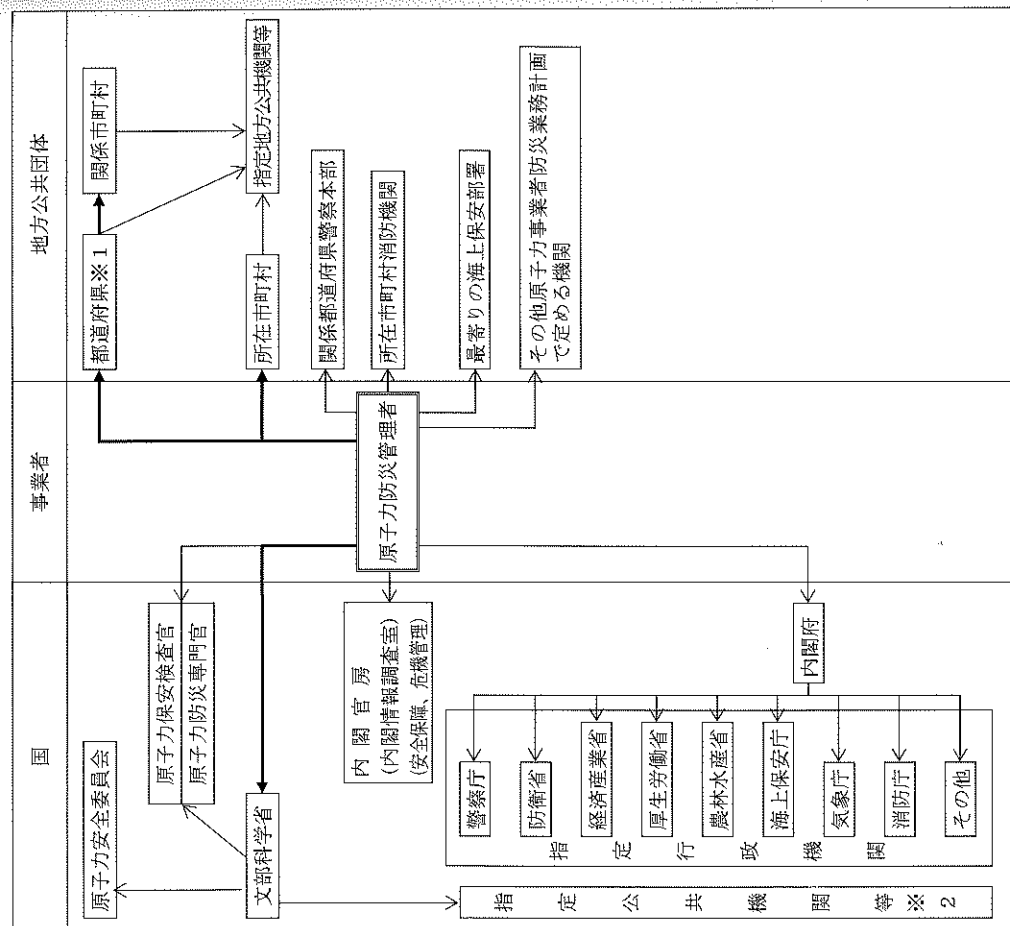
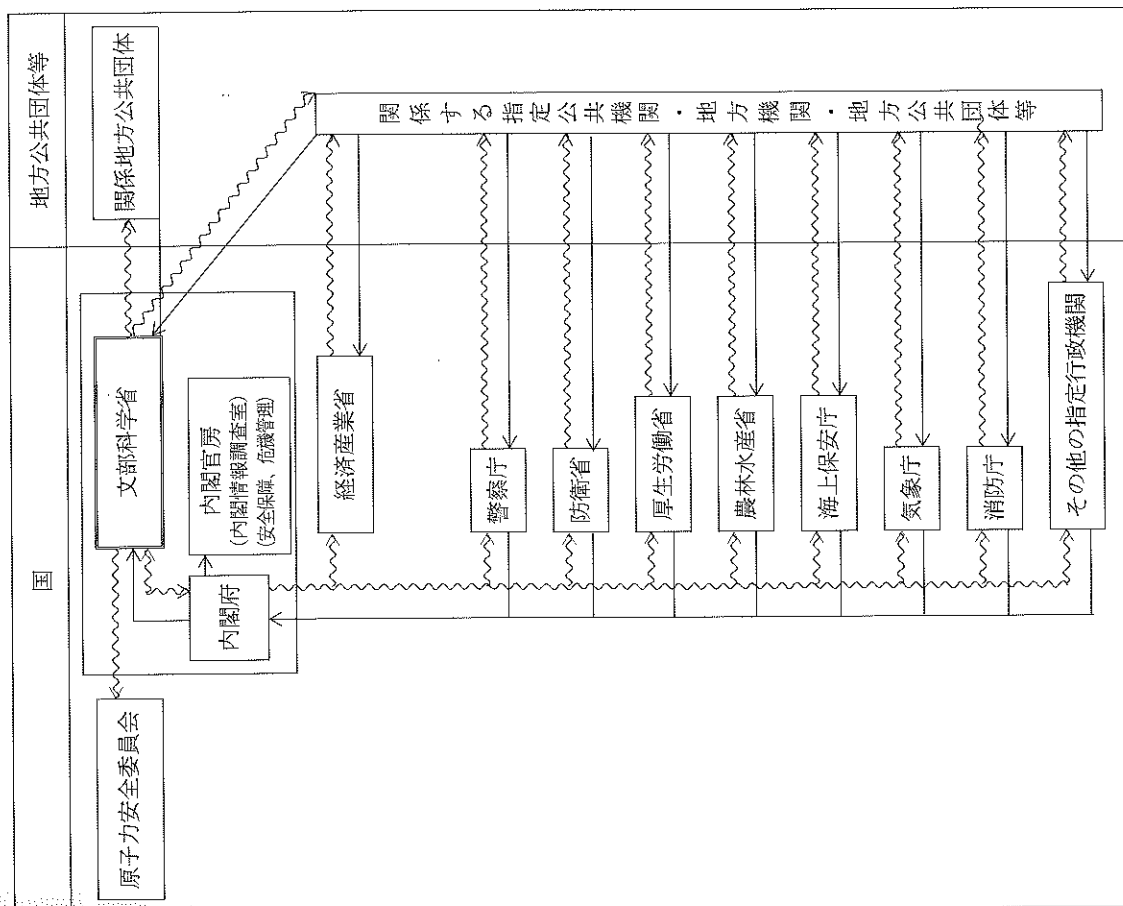
- 関係者を参集後、通報 FAX を関係課室等に配付又は FAX により周知し、文部科学省原子力災害警戒本部設置等の準備を開始する。

（原子力緊急事態に該当する場合は、2. 文部科学省原子力災害警戒本部の設置、5. 関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議の開催は行わずに、直ちに、第 4 章 文部科学省原子力災害対策本部の設置等の原子力緊急事態対応体制（フェーズ 3）をとることとなる。）

以降、本部を通じ必要な情報等を文部科学省関係者に連絡する。

〔広報室〕

- 特定事象発生の電話連絡を受けた後、すみやかに、電話連絡によりその旨を報道機関に連絡する。また、受信した特定事象発生の連絡が原災法第 15 条に相当した場合で、文部科学省原子力災害警戒本部が組織される以前においても同様に電話によりその旨を報道機関に連絡する。



(1-2) 原子力防災専門官及び原子力保安検査官への連絡、指示

原子力防災専門官と原子力保安検査官が併任されている場合は、原則、緊急時には、原子力防災専門官の業務を優先することと、日頃より、経済産業省の併任者も含め、原子力安全管理事務所内において役割分担を決めておく。

【防災環境対策室長】

- 担当原子力防災専門官に対して、「オフサイトセンター運営要領」等に基づき以下の初期対応を行うよう指示する。
 - ・オフサイトセンターへの急行、その機能の立上げ
 - ・オフサイトセンター立ち上げに関する道府県、市町村への協力要請
 - ・現地事故対策連絡会議の開催準備
 - ・現地における情報の収集、原子力事業者、関係地方公共団体、現地事故対策連絡会議等との間における連絡・調整

【原子力防災専門官】

- 担当原子力防災専門官は、「オフサイトセンター運営要領」等に基づき、初期活動における国の実質的な責任者として、オフサイトセンターにおいて、対応を行う。

【原子力規制室長】

- 担当原子力保安検査官の当該原子力事業所への急行、事故状況の把握等に努めるよう指示する。

(職種)	(場所)	(主要役割)
・原子力防災専門官	・オフサイトセンター(OFC)	OFC 立上げ準備、現地事故対策連絡会議の運営等
・原子力保安検査官	・原子力事業所 ・原子力規制室等	事故状況の把握、OFC (原子力防災専門官)、原子力規制室等へ連絡等

(1-3) 放射能影響予測の指示等

【防災環境対策室】

- 原法第10条の通報を受けたら直ちに、文部科学省原子力災害警戒本部(プラント班)が立ち上がるまでは発災事業者に対して直接、立ち上がったからはプラント班を経由して、以下の要請を行う。
 - ・放出源情報(放出開始時刻、放出核種、放出量、放出継続時間等)の提供
 - ・希ガスのガンマ線、放射性ヨウ素の大気中濃度以外に、被ばく評価上考慮すべき(支配的となる)核種(ウラン、プルトニウム等)、放射線(中性子等)の放出があるか(あり得るか)否かの情報提供
- 放出源情報の有無にかかわらず、直ちに原安センターに連絡し、以下の指示をする。
 - ・SPEDIを緊急時モードにし、モニタリングポスト等のデータの監視
 - ・単位量放出による下記の放射能影響予測を実施し、結果を文部科学省

(非常災害対策センター)、オフサイトセンター、原子力安全委員会、道府県及び支援・研修センターの端末に配信すること(その際、必要に応じ、前提条件、留意点等も連絡すること)

第1報の連絡直後に計算する図形(特別の指示がない場合)

①当初1時刻目の風速場図形

②当初1時間の希ガスの空気吸収線量率図形

③当初1時間の放射性ヨウ素の大気中濃度図形

なお、放出源情報が行われている場合及び希ガス・放射性ヨウ素以外に被ばく評価上考慮すべき核種がある場合には、原則として通報様式により指示するものとする(別冊資料2: EOC/OFC機能班活動マニュアル参照)。この場合には、事業者から得られた放射性物質の放出データについて以下を確認する。

- ・放出した核種が希ガスの場合は、0.5MeV換算値であるか。
- ・放出した核種がヨウ素の場合は、ヨウ素131等価量であるか。
- ・文部科学省(非常災害対策センター)へのSPEDI運用支援要員の派遣。

【原子力規制室】

- 発災事業者に対して、事故の拡大・進展、放射性物質の放出、被ばく評価上考慮すべき核種等に関する情報の速やかな提供を求めるとともに、それらに関する支援・研修センター等の専門家の助言を求め、防災環境対策室に報告する。

(1-4) 関係指定公共機関等への連絡及び要請

【防災環境対策室】

- 関係指定公共機関等に対して、電話等により、事象の概要、事象進展の見通しを連絡するとともに、専門家派遣、モニタリング支援体制、緊急被ばく医療体制等の準備について要請する。

<関係機関と要請内容>

(機関)	(要請内容)
・支援・研修センター	専門家派遣(文部科学省への派遣を含む)、モニタリング支援、支援センター準備
・放医研	専門家派遣、モニタリング支援、緊急被ばく医療派遣チーム派遣準備、緊急被ばく医療ネットワーク会議への連絡
・広島大学	専門家派遣、緊急被ばく医療派遣チーム派遣準備
・原安センター	現地 SPEDI 要員派遣準備、モニタリング支援準備
・分析センター	専門家派遣、モニタリング支援準備
・経済産業省	電力事業者によるモニタリング支援準備(必要に応じて)

2. 文部科学省原子力災害警戒本部の設置

(原災法第15条の原子力緊急事態に該当すると判断された場合は、本項の文部科学省原子力災害警戒本部の設置は不要。直ちに第4章の文部科学省原子力災害対策本部を設置。)

(2-1) 文部科学省原子力災害警戒本部の設置

[科学技術・学術政策局長]

○大臣に文部科学省原子力災害警戒本部(以下「文部科学省警戒本部」という。)の設置を意見申し、その了解を得て、原子力安全課長に対し、文部科学省警戒本部の事務(状況の把握、関連情報の集約、発災施設における事故の拡大防止等の措置、関係省庁事故対策連絡会議の開催等に係る事務、学校等における防護措置等、事故応急対策に係る関係機関間の総合調整その他の文部科学省における事故応急対策に関する事務)を行うための非常災害対策センターの速やかな設置を指示する。

[原子力安全課長]

○原子力安全課担当者及び防災環境対策室担当者に対し、非常災害対策センター内に文部科学省警戒本部の設置を指示する。

(2-2) 文部科学省原子力災害警戒本部の構成

○文部科学省警戒本部は、大臣を本部長、事務次官を副本部長とし、別表3-1に示す構成員から成る。

○文部科学省警戒本部に事務局を置き、事務局長は科学技術・学術政策局長とする。事務局には、総括班、広報班、プラント班、放射線・医療班、文教班、庶務班、支援班を置く。それぞれの班の役割、班長、副班長は、別表3-1に示すとおりである。

[原子力安全課及び防災環境対策室]

○非常災害対策センターに設置されたSPEDI端末の立ち上げを行い、発災事業所が所在する地方公共団体のモニタリングデータの監視を行うとともに、機器の立ち上げ、施設周辺地域地図の貼付け、関係連絡先、電話、FAX番号等の必要情報の提示を行う。

○内閣府及び原子力安全委員会のブースを設置するための準備を行う。

(2-3) 情報の共有・記録

[外部からの連絡受信者]

○外部から事象の進展状況等の連絡を受けた者は、直ちに文部科学省警戒本部内で報告するとともに、ホワイトボードに、受報時刻、発信者、内容を記入し、関係資料の配布を行う。

[外部への指示連絡者]

○外部機関に指示等の連絡を行った者は、直ちにホワイトボードに、発信時刻、相手方、内容を記入し、関係資料の配布を行う。

[文部科学省警戒本部総括班]

○原子力事業者、地方公共団体から連絡を受けた事項、文部科学省が行う応急対策活動状況等を随時、内閣官房(内閣情報調査室及び内閣官房副長官

補(安全保障・危機管理担当)付)、関係地方公共団体、内閣府のブースを通じて関係省庁、原子力安全委員会のブースを通じて原子力安全委員会に連絡する。

○ホワイトボードの記録を保存するとともに、時系列を整理する。(文部科学省警戒本部で収集すべき事項：参考5)

[文部科学省警戒本部各班]

○情報伝達の明確化

○外部より班に入った情報は、適宜コピーを行い、総括班他各班に配付するものとする。このとき、入手時刻、入手元及び配布先を配布物に記入する。また、必要に応じて説明を加える。さらに3-12ページから3-14ページに示す機能班等に周知が必要な場合、適宜館内放送を活用する。

機能班員の心得メモ

○他の班、関係機関より情報を得たときには、班長にはっきり大きい声で報告する。

○電話をするときには、相手の所属、役職、氏名を確認し、自分を名乗り、用件を要領よくハッキリと伝える。用件を確認するときは、5W1Hを明確に聞き取り、ポイントメモする。また、聞き取った内容は必ず復唱する。

○専門用語が分からないときは、説明が短時間で済む場合は説明を求める。それ以外の場合は聞き逃すことがないように復唱しながらメモをとる。

○収集した情報(特に事実関係)は、情報共有の観点から防災業務情報共有システム(別冊資料3、EOC設置機器簡易マニュアル)に時系列に整理、記載する。

(2-4) 文部科学省原子力災害警戒本部運営上の留意事項

[文部科学省警戒本部各班長、副班長]

○各班においては、班長、副班長のいずれかが必ず本部事務局に残り、各班の指揮を取ることをとする。また、本部事務局に戻った際には、不在の間の情報を必ず確認するものとする。

○情報集約

○各班長、副班長は、入手した情報についてその内容を確認・把握し、迅速に総括班へ報告する。総括班長は、文部科学省警戒本部長等に集約した情報を報告する。

(2-5) 代理

○各担当者が不在の場合に備え、以下のような代理者を定める。代理者は担当者が参加するまでの業務を行う。

(担当者)

科学技術・学術政策局長

科学技術・学術政策局次長

(原子力安全監)

原子力安全課長

(代理者)

科学技術・学術政策局政策課長

原子力安全課長

防災管理対策官及び

原子力安全課課長補佐(総括)

防災管理対策官

現 地：原子力防災専門官

※出張等により上記代理者で対応できない事態が想定される場合、あらかじめ代理体制について検討しておくこととする。

(別表 3-1) 文部科学省原子力災害警戒本部

本部長	文部科学大臣	※	(現地派遣)
本部長代理	文部科学副大臣	※	
副本部長	文部科学事務官	※	
本部長	生涯学習政策局長	※	(代理 担当審議官)
本部長	初等中等教育局長	※	(代理 担当審議官)
本部長	高等教育局長	※	(代理 担当審議官)
本部長	科学技術・学術政策局長	※	(代理 担当審議官)
本部長	研究振興局長	※	(代理 担当審議官)
本部長	研究開発局長	※	(代理 担当審議官)
本部長	スポーツ・青少年局長	※	(代理 担当審議官)
本部長	国際統括官	※	(代理 大臣官房国際課長)
本部長	総括審議官	※	(代理 大臣官房政策課長)
本部長	政策評価審議官	※	(代理 総務課企画官)
本部長	科学技術・学術政策局次長	※	(代理 原子力安全監)
本部長	大臣官房文庫施設企画部長	※	(代理 原子力安全課長) ※ (現地派遣)
本部長	高等教育局私学部長	※	(代理 技術参事官) ※
本部長	大臣官房人事課長	※	(代理 私学行政課長)
本部長	大臣官房総務課長	※	(代理 副 長)
本部長	大臣官房会計課長	※	(代理 副 長)
本部長	文化庁次長	※	(代理 文化財部長)
幹事	その他本部長が指名する者		
幹事	大臣官房		
幹事	人 事 課 副 長		
幹事	総 務 課 副 長		
幹事	会 計 課 副 長		
幹事	政 策 課 副 長		
幹事	国 際 課 副 長		
幹事	参 事 課 副 長		
幹事	文部科学広報官	※	
幹事	施設企画課長	※	
幹事	施設企画課推進室長	※	
幹事	施設助成課長	※	
幹事	政策教育課長	※	
幹事	社会教育課長	※	
幹事	初等中等教育企画課長	※	
幹事	財務課長	※	
幹事	教科書課長	※	
幹事	高等教育企画課長	※	
幹事	大学振興課長	※	
幹事	医学教育課長	※	

国立大学法人支援課長	私 学 部	国立大学法人支援課長
私学行政課長	科学技術・学術政策局	私学行政課長
私学助成課長		私学助成課長
原子力安全課長		原子力安全課長
原子力安全課原子力規制室長		原子力安全課原子力規制室長
原子力安全課放射線規制室長		原子力安全課放射線規制室長
原子力安全課防災対策室長		原子力安全課防災対策室長
原子力安全課原子力安全国際室長		原子力安全課原子力安全国際室長
研究振興戦略官	研究振興局	研究振興戦略官
原子力計画課長	研究振興局	原子力計画課長
原子力研究開発課長	研究振興局	原子力研究開発課長
企画・体育課長	スポーツ・青少年局	企画・体育課長
学校健康教育課長	文化庁官房	学校健康教育課長
政策文化課長	文化庁官房	政策文化課長
伝文課長	文化庁官房	伝文課長
水戸原子力事務所長	文化庁官房	水戸原子力事務所長
その他科学技術・学術政策局長が指名する者		その他科学技術・学術政策局長が指名する者

※ 政府原子力災害対策本部の運営等においてあらかじめ定める本部員等
 ※※ 茨城県内の原子力施設で災害が発生した場合、現地において必要な対応を行う。

◇ 文部科学省警戒本部に本部会議 (本部長、副本部長及び本部員をもって構成) を置き、本部長が必要に応じて召集。文部科学省警戒本部の事務について重要事項の審議、調整等を行う。

◇ 文部科学省警戒本部の事務のうち、関係省庁事故対策連絡会議の開催、事故応急対策に係る関係機関間の総合調整等特に迅速な対応が必要なものについては、本部長、副本部長及びあらかじめ定める本部員等 (※) による体制にて対応する。なお、あらかじめ定める本部員等の会議は、科学技術・学術政策局長の判断により開催する。

◇ 文部科学省警戒本部に幹事会 (科学技術・学術政策局長及び上記に掲げる幹事をもって構成) を置き、科学技術・学術政策局長が必要に応じて召集。文部科学省警戒本部の事務について審議、調整等を行う。

◇ 文部科学省警戒本部に事務局 (事務局長は、科学技術・学術政策局長。構成及び事務所掌は以下に定める。) を置き、事務局の庶務は、科学技術・学術政策局長原子力安全課が行う。ただし、文教施設関係については、大臣官房文教施設企画部施設企画課が協力するものとする。

(◎) 班長 ○ 副班長 △ 専門家 ● 関係省庁事故対策連絡会議構成員)

班 構 成 員	主 要 な 役 割、任 務
< 総括班 > ◎ 原子力安全課長 ○ 防災管理対策官 ・ 防災室防災第 1 係長 ・ 政策局政策課総括係員 ・ 原子力安全課法令係員 ・ 防災室調査員 ○ 原子力安全課補佐(総括) ○ 保安管理企画官 ○ 保障措置室長 ・ 保障措置室係員 ・ 保障措置室補佐 ・ 保障措置室保障措置企画係長 ・ 保障措置室係員 ○ 立対室補佐(総括) ・ 立対室係長 ○ 安国室長 ・ 原子力計画課(国際協力)係員 ・ 安国室調査員 ○ 官房総務課企画官 ・ 官房総務課法令審議室員 ・ 原子力計画課補佐(総括) ・ 原子力計画課総括係員	◎ 全体総括、各班の調整、官邸対応、プレス会見(重要) ○ 原子力安全課長サポーター及び内閣府「関係省庁への連絡も要請」、原子力安全委員会、必要な地方公共団体及び文部科学省関係機関への連絡、官邸への連絡、防衛省等への輸送支援、交通規制等社会秩序状況把握 ○ 科学技術・学術政策局長サポーター ○ プレス会見(一般) ○ 情報総括、全体動向把握、文部科学省警戒本部会議用資料等作成、時系列記録、情報配布 ○ 相談窓口開設準備、非被災地方公共団体への情報提供、支援・研修センターへの相談窓口開設依頼 ○ 国際機関への通報、海外への情報発信資料作成、協力要請の有無検討、協力申し出に対する対応策検討 ○ 国会議員への説明ロジ(説明は研究開発局幹部等に依頼)、国会議員説明用資料作成、省内幹部への連絡
< 広報班 > ◎ 文部科学広報官 ○ 原規室補佐(総括) ・ 原規室規制第 2 補佐 ・ 原子力計画課総括係長 ・ 原規室係員 ・ 原子力安全課総括係長 ・ 放射線規制室総括係長 ・ 放射線規制室総括係員 ・ 総務課広報室職員 ・ 原子力研究開発課補佐 ・ 統括原子力保安検査官	◎ プレス対応の総括 ○ プレス会見用資料作成、国内プレス問合対応、海外プレス問合対応、ホームページへの公開資料追加、マスコミに協力要請し、住民への積極的広報検討、現地プレス対応者(原子力安全管理事務所長、防環室補佐(防災))との連絡 ・ プレスに対する専門用語の解説等(専門用語説明補助者)

< プラント班 > ◎ 原子力規制室長 ○ 安全審査調整官 ・ 原規室安全審査官 ・ 原規室施設担当 ・ 原規室係員 △ 支援・研修センター	◎ 事故の進展予測、事故の終息策検討、事故対応に係る原子力事業者との連絡調整
< 放射線・医療班 > ◎ 放射線安全企画官 ○ 防環室補佐(環境) ・ 防環室調整第 1 係長 ・ 防環室防災第 2 係長 ・ 保障措置室係員 ・ 防環室調査員 △ 支援・研修センター、分析センター ○ 放射線規制室補佐 ・ 高等局大学病院支援室長 ・ 大学病院支援室病院第 1 係長 ・ 研究振興戦略官付専門官 ・ 研究振興戦略官付係長 △ 放医研、支援・研修センター	○ 屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等防護対策案の必要性の検討、SPEDI 等による被ばく線量の予測、緊急時モニタリングデータとまとめ評価、地方公共団体との連絡・調整、飲食物摂取制限の必要性の検討 ○ 放医研、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急時被ばく医療派遣チームの派遣等現地支援検討、厚生労働省等との連絡調整、住民被ばく線量評価方法検討、各種健康調査検討
< 文教班 > ◎ 施設企画課長	◎ 学校等における防護措置等文教施設における事故応急対策に係る連絡調整(原災法第 15 条段階における住民安全班との連絡調整、関係地方公共団体の教育委員会等との連絡調整のとおりまとめ) ・ オフサイトセンター原災法第 15 条段階における住民安全班等を通じた現地の救助、救急活動に関する情報収集、整理 ・ オフサイトセンター原災法第 15 条段階における住民安全班等を通じた立入制限、屋内退避、避難収容施設等に係る防護活動の準備状況を含めた地方公共団体等の動向把握 ○ 文教班長の補佐 ・ 施設企画課防災推進室長 ・ 施設企画課防災調整係長 ・ 国際課補佐 ○ 初管局教育企画課補佐 ・ 国際関係機関との連絡調整 ○ 教育委員会との連絡【総括】学校との連絡の総括

3. 放射線情報の収集と共有等

(3-1) プラント情報の収集・分析

【文部科学省警戒本部プラント班】

○原子力事業者から、以下の情報の収集に努めるとともに、支援・研修センター等の専門家の助言も求め、事故の進展予測、放射性物質の放出予測等を行い、放射線・医療班に報告する。

- ・事故の状況、進展予測
- ・施設の防護設計の劣化状況
- ・施設内のエアモニタ、空気中放射性物質濃度等のデータ、今後の見直し

- ・放射性物質の放出状況、今後の見直し（放出開始時刻、放出核種、放出量、放出継続時間等）
- ・敷地内での放射線モニタリングのデータ、今後の見直し
- ・希ガス、放射性ヨウ素以外に、被ばく評価上重要な核種の放出があるか（あり得るか）否か等

(3-2) モニタリングデータの監視等

【文部科学省警戒本部放射線・医療班（防災環境対策室）】

○気象庁総務部企画課に対して、防災施設周辺での気象現況、予測に関する情報提供を要請する。

○放射性物質の放出の有無に関わらず、SPEDIにより、モニタリングポスト等での測定データの継続的監視を行うとともに、風向、風速、降雨状況等を確認する。

(3-3) 放射能影響予測結果に基づくモニタリングの助言等

1) 放射性物質、放射線の放出が始まっている場合

【文部科学省警戒本部放射線・医療班】

○道府県に対して、考慮すべき核種、放射線を連絡するとともに、以下の助言を行う。

◇道府県での監視（2分間値のモニタリングデータ等）を強化し、異常が観測されたら直ちに連絡すること

◇モニタリング（予め定めたサーベイ地点のうち、風下方向、防災施設近傍を中心に実施）によって、それらの放出が始まっていることを確認すること

◇SPEDIによる単位量放出計算結果に基づく

- ・当初1時刻目の風速場図形
- ・当初1時間の希ガスの空気吸収線量率図形
- ・当初1時間の放射性ヨウ素の大気中濃度図形
- ・当初1時間のウラン、プルトニウム等の大気中濃度図形（必要に応じて）

を基に、予め定めたサーベイ地点のうちから、まず最大線量地点、次に防災施設近傍から順次風下方向の等値線付近でモニタリング地点敷点を決めてモニタリング班、測定器等を配置させておき、放出開始後直ちに、優先的にそれら地点でモニタリング（空間線量率（必要に応じて）

・施設企画課補佐 ・生涯局政策課補佐 ・社会教育課補佐 ・企画・体育課補佐 ・伝統文化課補佐 ・計画課補佐 ・大学課補佐 ・専門教育課補佐 ・私学行政課補佐 ・財務課補佐 ・教科書課補佐 ・施設助成課補佐 ・医学教育課補佐 ・学校健康教育課補佐	・教育委員会との連絡【公立学校】（人的被害） ・教育委員会との連絡【公立学校】（施設被害） ・教育委員会との連絡【専修学校】 ・教育委員会との連絡【社会教育施設】 ・教育委員会との連絡【体育施設】 ・教育委員会との連絡【文化財等】 ・国立学校との連絡（施設被害） ・国立大学との連絡（人的被害）、公立大学との連絡 ・国立高等専門学校（人的被害）及び公立高等専門学校との連絡 ・私立学校等との連絡 ・避難に伴う教職員定数、学用品の給与等の対策 ・避難に伴う教科書の給与等の対策 ・公立学校施設整備等の対策 ・国立大学附属病院との連絡 ・心のケア、健康診断、学校給食等の対策	◎OA設備に係る保守、テレビ会議システムの立ち上げ、防災服、腕章、線量計等の調達、動員の食事等の調達、宿泊の用意、会議室使用の調整、会議資料等の準備、配付等の支援	◎その他必要な事務 ・職員の健康診断 ・人事上の処理に関する連絡調整 ・官房全体の連絡調整 ・関係予算に関する連絡調整等 ・局内の連絡調整 ・局内の連絡調整 ・部内の連絡調整 ・局内の連絡調整 ・局内の連絡調整 ・庁内の連絡調整
<庶務班> ◎防環室補佐（管理） ・原子力安全課管理係長 ・政策局政策課管理係長 ・原子力安全課管理係員 ・政策局政策課管理係員 ・保障措置室係員 ・会計課用度班主査 ・会計課用度班職員 ・会計課庁舎管理班主査 ・会計課庁舎管理班職員			
<支援班> ◎政策局政策課長 ・人事課福利厚生室長 ・人事課総務班主査 ・総務課総務班主査 ・会計課総務班主査 ・生涯局政策課補佐 ・高等局企画課補佐 ・私学行政課補佐 ・振興局企画課補佐 ・開発局企画課補佐 ・文化庁政策課補佐			

※関係各局課は、文部科学省原子力災害対策警戒本部の事務について協力援助する。

4. 国の職員及び専門家の現地への派遣

(4-1) 職員、専門家の現地等への派遣

〔文部科学省警戒本部放射線・医療班〕

- 現地に派遣する関係機関の専門家、モニタリング支援要員、緊急時医療派遣チーム等の把握、とりまとめを行い、文部科学省警戒本部総括班に報告する。

[文部科学省警戒本部総括班]

- 現地で対応する職員を検討するにあたり、保障措置検査等で付近に出張している職員がいらないか確認する。
- 現地に派遣する文部科学省職員、関係省庁職員、専門家をとりまとめ、現地派遣者リスト(別表3-2)を作成し、参考6の様式により、防衛省、警察庁、消防庁、海上保安庁、国土交通省に輸送支援を要請する。なお、就業時間外で参集に極端に時間がかかる者がいる場合には、その旨を伝え、適宜分割して輸送するよう要請する。(別図3-3、3-4、参考7)
- 現地派遣要員は、オフサイトセンターに派遣された地方公共団体等のメンバーと協力し、原災法第15条段階における機能班活動に準じた機能班を構成し、活動を行うこととする。
- 輸送支援要請の結果について、関係省庁、関係機関に連絡する。

「科学技术·学术政策局」長

- 大臣に対し、副大臣の現地派遣を上申し、速やかに現地派遣の手続きをとる。

(別表3-2) 現地派遣予定者リスト

原子力災害現地対策本部長	事務局長	運営支援班責任者	総括班責任者	広報班責任者、放射線班副責任者	プラント班責任者	プラント班	プラント班	放射線班責任者	放射線班副責任者	放射線班	医療班副責任者	広報班副責任者	住民安全班	医療班副責任者	広報班専門用語解説補助者
文部科学省大臣	学術政策局次長(副被爆)	原子力安全課課長補佐(管理担当)	防災環境対策室長	防災環境対策室室長補佐(防災担当)	原子力安全課運転・検査管理官	原子力規制課室長補佐(規制第3担当)	原子力規制課室長補佐(運転担当)	放射線規制室長	放射線規制室担当	放射線規制室担当	研究振興局研究振興戦略官付課長補佐	大臣官房総務課広報室広報専門官	大臣官房文書課企画課文書教施設環境対策専門官	高経研研究開発部救急医療専門官	放射線検査管理官

教授、研修中、夕一

放医研

広島大学

原安センター

分析センター

合同対策協議会合計7名以上
モニタリング要員等約20名
(医療でのキー・ベイト放射線管理要員を含む)

医療研1名以上

緊急被ばく医療派遣子一ム約6名

千二タリング要約10名

医審班1名

区原班工石
緊角被ばく匠登派遣子一人約8名

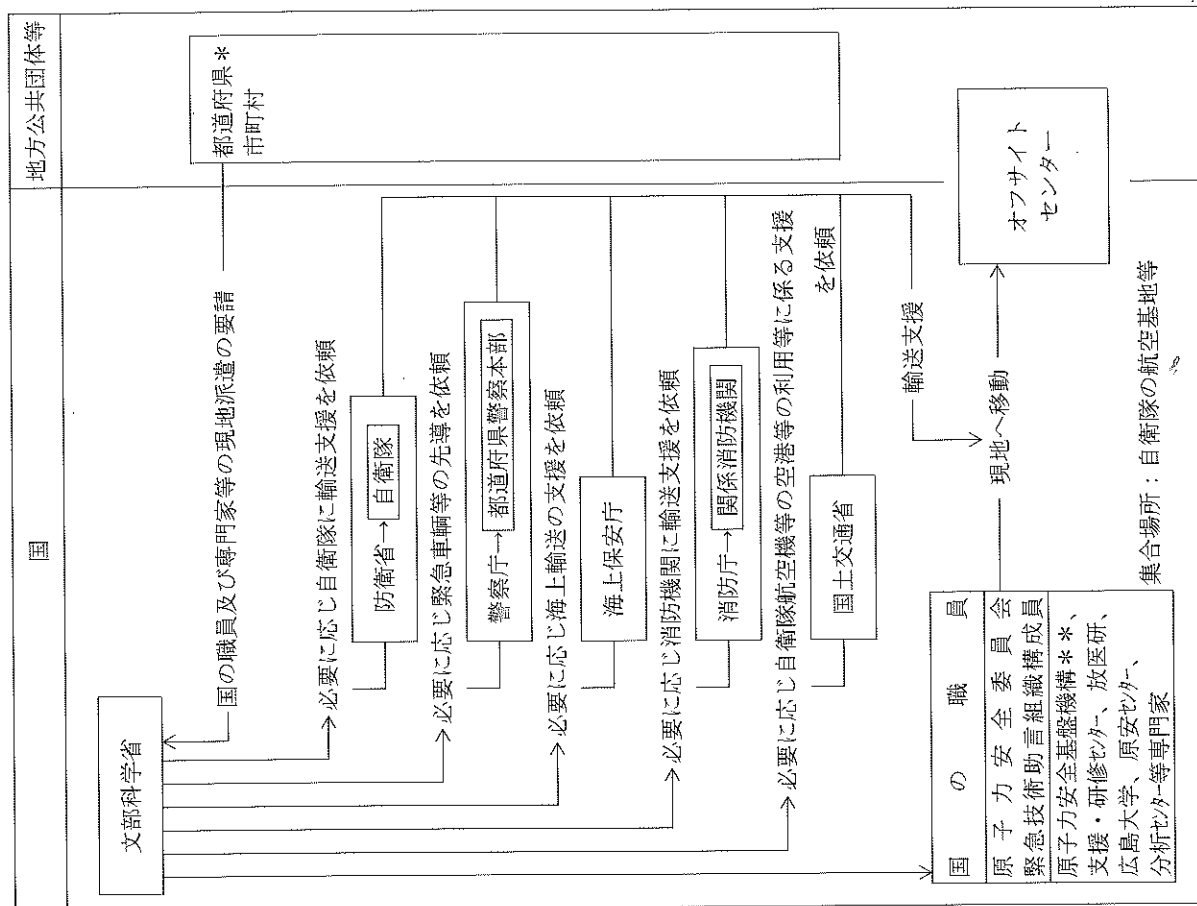
放射線班 (SPEDI運用支援)約
2名

エーデル・グレンツの2名

モニタリング要員約2名

(4-2) 現地派遣要員到着までのオフサイントセンターの運営

- 原子力安全管理事務所長は、オフサイトセンターに参集した原子力安全管理理事務所員及び関係地方公共団体等の職員と協力し、現地事故対策連絡会議の運営準備を行う。
- 原子力安全管理事務所長は、オフサイトセンターに参集した関係地方公共団体等の職員と協力し、原災法第15条における機能班活動に準じた活動を行う。
- 原災法第15条段階における機能班活動を行う体制へ円滑に移行させるため、原災法第10条段階での活動から原災法第15条段階における機能班名を用いることとなる。

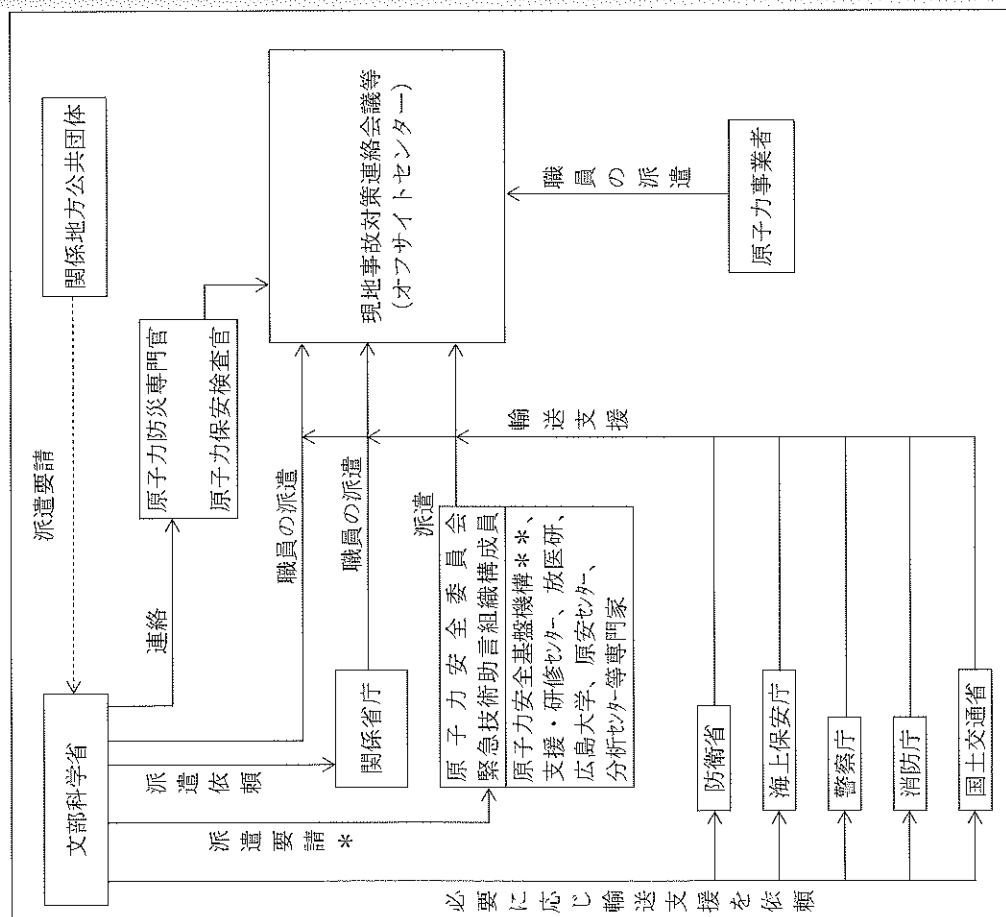


* 関係隣接都道府県を含む

***原子力安全基盤機構については、経済産業省經由で連絡を行う。

集合場所：自衛隊の航空基地等

国の職員及び専門家の現地への派遣



＊）原則として、原子力安全委員会には内閣府原子力安全委員会事務局が、専門家組織には所管省庁が派遣要請を行う。

**) 原子力安全基盤機構については、経済産業省經由で連絡を行う。

5. 関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議の開催

(原災法第 15 条の原子力緊急事態に該当すると判断された場合は、本項の各連絡会議の開催は不要。直ちに、第 4 章の政府原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置。)

(5-1) 関係省庁事故対策連絡会議の目的

○ 事故情報の概要、今後の見通し等についての情報の集約及び共有を図るとともに、関係省庁の行う初動についての調整を行う。この際、情報集約すべき事項は参考 5 のとおりである。

(5-2) 関係省庁事故対策連絡会議の開催連絡

[文部科学省警戒本部総括班]

○ 関係省庁事故対策連絡会議の開催場所 (文部科学省非常災害対策センター) 及び内閣官房を決定し、科学技術・学術政策局長の了解を得て、内閣府及び内閣官房に対して、会議を開催する旨を連絡する。(内閣府は、原子力災害危機管理関係省庁に対し、参考 8 の様式に従い会議の開催を連絡するとともに会議開催を支援することとなっている。)

(5-3) 関係省庁事故対策連絡会議の運営

○ 事務局は、文部科学省警戒本部の事務局が兼ねる。
○ 会議資料は各班が作成し、総括班がとりまとめ、コピー等運営準備を行う。
○ 連絡会議には、適宜、各班から状況説明ができる者を出席させる。
○ 会議は、適宜開催し、会議を開催していない場合も、関係情報を可能な限りリアルタイムに連絡する。

(5-4) 関係省庁事故対策連絡会議の廃止

[文部科学省警戒本部総括班]

○ 原子力災害対策本部が設置された場合又は事故の状況に応じ議長が開催の必要がないと認めた場合に廃止する。

(別表 3-3) 関係省庁事故対策連絡会議

【開催場所：文部科学省非常災害対策センター】

議長
構成員

文部科学省科学技術・学術政策局長
内閣官房内閣参事官 (安全保障、危機管理担当)
内閣官房内閣情報調査室内閣参事官
内閣府政策統括官付参事官 (災害応急対策担当)
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課長
内閣府原子力安全委員会事務局管理環境課長
警察庁警備局警備課長
総務省大臣官房総務課長
消防庁国民保護・防災部防災課長
外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室長
財務省大臣官房審議官室長
文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室防災管理対策官
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理官
農林水産省大臣官房環境政策課長
経済産業省大臣官房防災業務室長
原子力安全・保安院原子力防災課原子力事故故障対策室長
国土交通省総合政策局技術安全課長
気象庁総務部企画課長
海上保安庁警備救難部環境防災課長
環境省水・大気環境局大気環境課長
防衛省運用企画局事態対処課長

必要に応じて原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、原子力事業者等の参加を要請する。やむを得ぬ場合には、代理出席を認める。

○事務

関係省庁事故対策連絡会議に係る事務については、以下のとおり。

内閣官房 : 官邸との連絡・調整等

文部科学省 : 関連情報の集約・整理、資料の作成、プレス対応、会場設営、庶務等

消防庁 : 地方公共団体 (防災担当部局) との連絡・調整等

内閣府 : 関係省庁との連絡調整等

各省庁 : 関係機関からの情報収集

6. プレス対応

(6-1) プレス対応体制

[文部科学省警戒本部広報班]

- 記者発表資料を内閣官房(内閣情報調査室及び内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付)、立地道府県、立地市町村、オフサイトセンター等に送付し、調整する。

[原子力安全課長]

- フェーズ2と判断した後の主要なプレス会見を行う。

[原子力規制室室長補佐(総括)、原子力規制室室長補佐(規制第2)]

- 国内プレスからの問合せ等の対応を行う。

[原子力安全課総括係長]

- 海外プレスからの問合せ等の対応を行う。

[統括原子力保安検査官]

- 説明補助者は、記者会見場にて、専門用語等の一般的な事項についての問い合わせ対応を行う。

[防災環境対策室室長補佐(防災)]

- 現地におけるプレス対応を行う。

[原子力安全管理事務所長]

- 防災環境対策室室長補佐(防災)の到着前においては、文部科学省警戒本部総括班と連携をとり、プレス対応を行う。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者の説明を要請する。(別図3-5)

- 事務所長は、オフサイトセンターの立ち上げ等初動活動(本章(1-2)項参照)及び地方公共団体が必要に応じて実施する周辺住民への防護対策等の検討への助言活動を優先して実施する。その間の地元プレスへの対応は原則、文部科学省警戒本部広報班が東京にて行うとともに、現地では地方公共団体の広報を通じ、総括班の提供する資料の配布、貼り出し等により対応する。

(6-2) プレス対応上の留意点

[文部科学省警戒本部広報班]

- 原災法第10条通報の事実に関する速報については、詳細は分り次第おって発表するとの前提で、事象発生後すみやかに実施することを原則とする。

- 記者発表資料等について、内閣官房(内閣情報調査室及び内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付)、道府県、市町村等と緊密に連絡を取り合い実施する。

- 住民への指示、注意事項については、そのまま報道で流せるよう、わかりやすい文章を作成する。

- プレス対応にあたっては、わかりやすい説明を心がけ、周辺住民が知りたいた情報等を念頭において対応する。特にテレビ、ラジオのメディアは、国民、周辺住民に直接情報を伝えることのできる特徴を有していることから、その特徴を踏まえ、積極的に活用する姿勢で対応する。

- フェーズ2の段階は、警戒体制であり、適切な報道を行うよう報道機関に

(5-5) 現地事故対策連絡会議の目的

- 事故の概要、今後の見通し等について、当省と関係省庁、所在都道府県、所在市町村、原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員(原子力安全委員会委員・及び緊急事態応急対策調査委員)、専門家、原子力事業者等において情報の共有を図る。

(5-6) 現地事故対策連絡会議の運営

- 科学技術・学術政策局次長(原子力安全監)が、現地に到着するまでの間は、現地の原子力防災専門官が議長役を務める。

(5-7) 現地事故対策連絡会議の廃止

- 本会議については、原子力災害対策本部が設置された場合、又は、事故の状況に応じ議長が開催が必要ないと認められた場合に廃止する。

(別表3-4) 現地事故対策連絡会議

【開催場所：オフサイトセンター】

(初動における構成員)

- 議長 原子力防災専門官
- 構成員 関係都道府県職員
- 関係市町村職員
- 関係都道府県警察職員
- 原子力事業者

その他、関係地方公共団体等議長が必要と認めた者

※他の構成員についても到着しだい会議に参加する。

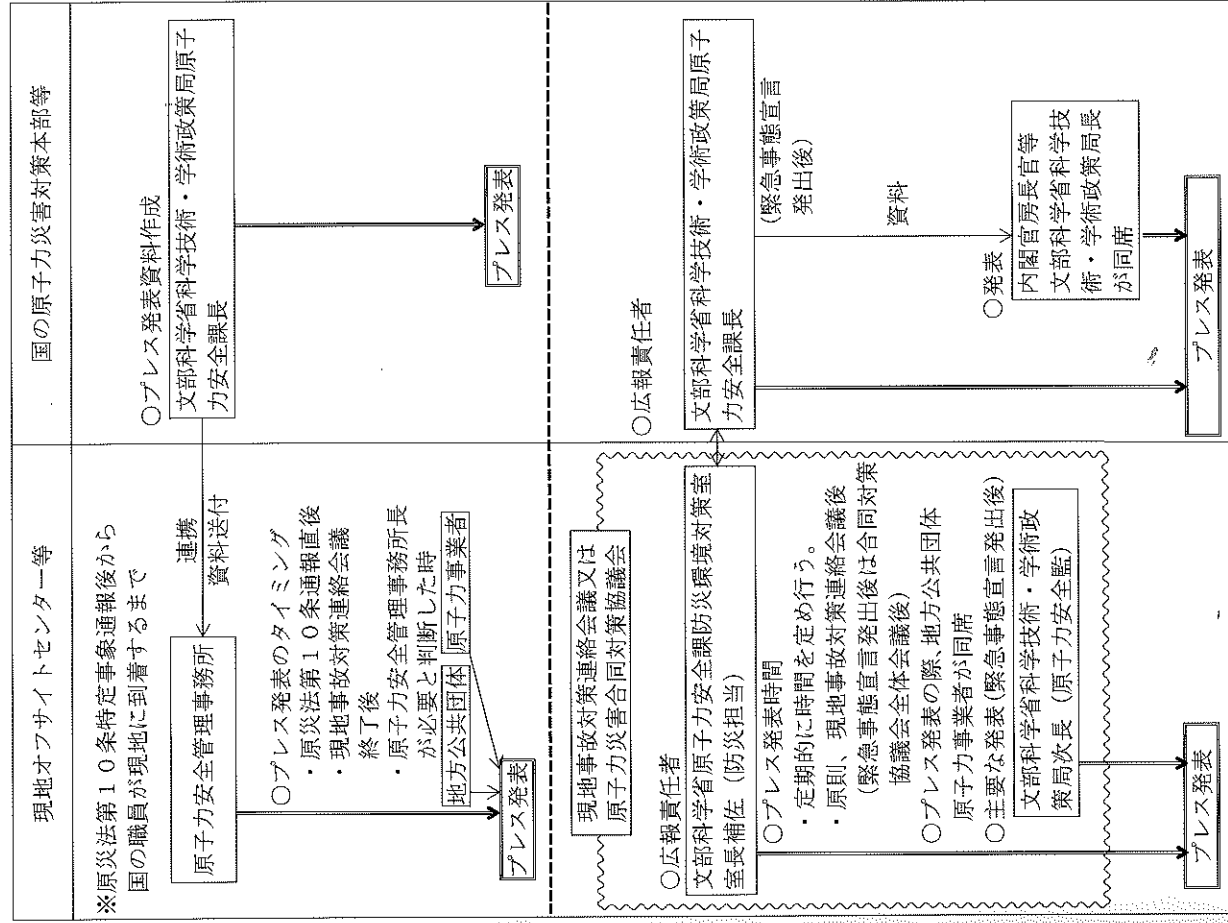
(オフサイトセンターに本省職員等参集後の構成員)

- 議長 文部科学省科学技術・学術政策局次長(原子力安全監)
- 構成員 原子力防災専門官
- 関係省庁の職員
- 関係都道府県職員
- 関係市町村職員
- 関係都道府県警察職員
- 緊急技術助言組織構成員等の専門家
- 原子力事業者
- その他、議長が必要と認めた者

- 対して協力要請する。
- 報道機関に対し、聴覚障害者、外国人対応を念頭においた、字幕等による情報提供等の要請を行う。
 - 在京大使館等の外国政府等への広報活動については、外務省と密に連絡を取り行うものとし、広報班は、とりまとめた広報資料等を随時送付する。

(別図3-5)

広報活動



第4章 緊急時対応策及び文部科学省原子力災害対策本部の設置等 (フェーズ3) (原災法第15条該当【原子力緊急事態】)

1. 文部科学省原子力災害対策本部の設置

(1-1) 初期連絡と文部科学省原子力災害対策本部の設置

[文部科学省警戒本部総括班]

- 原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を文部科学省警戒本部で、大臣、副大臣、事務次官、官房長等に報告するとともに、関係各課室に対する協力を要請する。

[科学技術・学術政策局長]

- 大臣に文部科学省原子力災害対策本部（以下「文部科学省本部」という。※）の設置を意見具申する。大臣の指示を受け、文部科学省警戒本部を文部科学省本部に移行（文部科学省警戒本部が設置されていない場合、原子力安全課長に、文部科学省本部の設置を指示）する。

※文部科学省本部は、発災施設における災害の拡大防止等の措置、政府の原子力災害対策本部の運営等に係る事務、学校等における防護措置、情報収集及び伝達、国立学校及び都道府県等への指導・助言等、災害応急対策に係る関係機関間の総合調整その他の文部科学省における緊急事態応急対策に関する事務を行う。

[文部科学省本部総括班]

- 内閣官房（内閣情報調査室及び内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付）、内閣府〔関係省庁への連絡も要請〕、原子力安全委員会、必要な地方公共団体及び文部科学省関係機関に対し、原子力緊急事態であると判断した旨連絡する。

(1-2) 文部科学省原子力災害対策本部の構成員

- 文部科学省本部は、大臣を本部長、事務次官を副本部長とし、別表4-1に示す構成員から成る。（文部科学省警戒本部と同じ構成員）
- 文部科学省本部に事務局を置き、事務局長は科学技術・学術政策局長とする。事務局には、総括班、広報班、プラント班、放射線・医療班、文教班、庶務班、支援班を置く。それぞれの班の役割、班長、副班長は、別表4-1に示すとおりである。

(1-3) 文部科学省原子力災害対策本部運営上の留意事項

[文部科学省本部各班長、副班長]

- 各班においては、班長、副班長のいずれかは必ず本部事務局に残り、各班の指揮をとることとする。また、本部事務局に戻った際には、不在の間の情報を必ず確認するものとする。

○情報集約

- 各班長、副班長は、入手した情報についてその内容を確認・把握し、迅速に総括班へ報告する。総括班長は、文部科学省本部長等に集約した情報を報告する。

【文部科学省本部各班】

○情報伝達の明確化

外部より班に入った情報は、適宜コピーを行い、総括班他各班に配付するものとす。このとき、入手時刻、入手元及び配布先を配布物に記入する。また、必要に応じて説明を加える。

※機能班員の心得メモ（3-9頁）参照

【広報室】（原災法第10条の通報が原災法第15条の原子力緊急事態に該当した場合）

○原災法第15条相当事象発生の電話連絡を受けた後、すみやかに、電話連絡によりその旨を報道機関に連絡する。

(1-4) 代理

○各担当者が不在の場合に備え、以下のような代理者を定める。代理者は担当者が参加するまでその業務を行う。

(担当者)
科学技術・学術政策局長
科学技術・学術政策局次長
(原子力安全監)
原子力安全課長

(代理者)
科学技術・学術政策局政策課長
原子力安全課長

防災環境対策室長
防災管理対策官及び
原子力安全課課長補佐（総括）
防災判断等：防災管理対策官

現 地：原子力防災専門官

※出張等により上記代理者で対応できない事態が想定される場合、あらかじめ代理体制について検討しておくこととする。

(別表4-1) 文部科学省原子力災害対策本部

本部長	文部科学大臣※	(政府原子力災害対策副本部長)
本部長代理	文部科学副大臣※	(政府原子力災害現地対策本部長)
副本部長	事務次官※	
本部員	房長※	
	生涯学習政策局長	(代理 担当審議官)
	初等中等教育局長	(代理 担当審議官)
	高等教育局長	(代理 担当審議官)
	科学技術・学術政策局長	(代理 政策課長) ※
	研究振興局長	(代理 担当審議官) ※
	研究開発局長	(代理 担当審議官)
	スポーツ・青少年局長	(代理 総括官)
	国際統括官	(代理 大臣官房国際課長)
	総括審議官	(代理 大臣官房政策課長)
	政策評価審議官	(代理 総務課企画官)
	科学技術・学術政策局次長	(原子力安全監)
		(代理 原子力安全課長) ※ (現地派遣)
	大臣官房文教施設企画部長	(代理 技術参事官) ※
	高等教育局私学部長	(代理 私学行政課長)
	大臣官房人事課長	(代理 副 長)
	大臣官房総務課長	(代理 副 長) ※
	大臣官房総務課長	(代理 副 長)
	文化庁次長	(代理 文化財部長)
その他本部長が指名する者		
幹事	大臣官房	人事課 副 長
		総務課 副 長
		会計課 副 長
		政策課 副 長
		国際課 副 長
		参事官
	文教施設企画部	文部科学広報官 ※
		施設企画課長 ※
		施設企画課防災推進室長
		施設助成課長
	生涯学習政策局	政策課長
		社会教育課長
	初等中等教育局	初等中等教育企画課長
		財務課長
		教科書課長
	高等教育局	高等教育企画課長
		大学振興課長

<プラント班> ◎原子力規制室長 ○安全審査調整官 ・原規室安全審査官 ◆◆原規室施設担当 ・原規室係員 △支援・研修センター	◎事故の進展予測、事故の終息策検討、事故対応に係る原子力事業者との連絡調整
<放射線・医療班> ◎◆放射線安全企画官 ○◆防環室補佐（環境） ・防環室調整第1係長 ◆防環室防災第2係長 ・保障措置室係員 ・防環室調査員 △支援・研修センター、 原安センター、分析センター ○◆放射線規制室補佐 ・高等局大学病院支援室長 ◆大学病院支援室補院第一係長 ・研究振興戦略官付専門官 ・研究振興戦略官付係長 △放医研、支援・研修センター	○屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等防護対策案の検討、SPEDI等による被ばく線量の予測、緊急時モニタリングデータとよりまとめ評価、地方公共団体との連絡・調整、調整、飲食物摂取制限の検討 ○放医研、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣等現地支援検討、厚生労働省等との連絡調整、住民被ばく線量評価方法検討、各種健康調査検討
<文教班> ◎施設企画課長 ○施設企画課推進室長 ・防災推進室防災調整係長 ・国際課補佐 ○初中局教育企画課補佐 ・施設企画課補佐 ・生涯局政策課補佐 ・社会教育課補佐	◎学校等における防護措置等文教施設における事故応急対策に係る連絡調整（政府対策本部住民安全班との連絡調整、関係地方公共団体の教育委員会等との連絡調整のとりまとめ） ・オフサイトセンター住民安全班の活動支援 ○文教班長の補佐 ・国際関係機関との連絡調整 ○教育委員会との連絡【総括】学校との連絡の総括 ・教育委員会との連絡【公立学校】（人的被害） ・教育委員会との連絡【公立学校】（施設被害） ・教育委員会との連絡【専修学校】 ・教育委員会との連絡【社会教育施設】

・企画・体育課補佐 ・伝統文化課補佐 ・施設助成課補佐 ・計画課補佐 ・大学振興課補佐 ・国立大学法人支援課補佐 ・専門教育課補佐 ・私立行政課補佐 ・財務課補佐 ・教科書課補佐 ・医学教育課補佐 ・学校健康教育課補佐	・教育委員会との連絡【体育施設】 ・教育委員会との連絡【文化財等】 ・公立学校施設整備等の対策 ・国立大学との連絡（施設被害） ・公立大学との連絡 ・国立大学との連絡（人的被害） ・国立高等専門学校との連絡（人的被害） ・専門学校との連絡 ・私立学校等との連絡 ・避難に伴う教職員定数等の対策 ・避難に伴う教科書の給与等の対策 ・国立大学附属病院との連絡 ・心のケア、健康診断、学校給食等の対策
<床務班> ◎防環室補佐（管理） ・原子力安全課管理係長 ・政策局政策課管理係長 ・原子力安全課管理係員 ・政策局政策課管理係員 ・保障措置室係員 ・会計課用度班主査 ・会計課用度班職員 ・会計課管理班主査 ・会計課管理班職員	◎○A設備に係る保守、テレビ会議システムの立ち上げ、防災服、腕章、線量計等の調達、動員の食事等の調達、宿泊の用意、会議室使用の調整、会議資料等の準備、配付等の支援 ◎官邸におけるテレビ会議システムの設置及び立ち上げ
<支援班> ◎政策局政策課長 ・人事課福利厚生室長 ・人事課総務班主査 ・総務課総務班主査 ・会計課総務班主査 ・生涯局政策課補佐 ・高等局企画課補佐 ・私立行政課補佐 ・振興局企画課補佐 ・開発局企画課補佐 ・文化庁政策課補佐	◎その他必要な事務 ・職員の健康診断 ・人事上の処理に関する連絡調整 ・官房全体の連絡調整 ・関係予算に関する連絡調整等 ・局内の連絡調整 ・局内の連絡調整 ・部内の連絡調整 ・局内の連絡調整 ・局内の連絡調整 ・局内の連絡調整 ・庁内の連絡調整

※原則として政府原子力災害対策本部の事務局委員（◆）となっている者は、その業務に専念する。
※関係各局課は、文部科学省原子力災害対策本部の事務について協力援助する。
※政府原子力災害現地対策本部長に権限の一部が委任された後、防護対策に関する事項の実施は、オフサイトセンターが中心となり対応する。
特にプラント班及び放射線・医療班は、防護対策の実施に関する事項等に関して、オフサイトセンターの支援を行う。

2. 原子力緊急事態宣言の発出

(2-1) 原子力緊急事態宣言公示案及び地方公共団体への指示案の作成、協議

[文部科学省本部総括班]

○協力して原子力緊急事態宣言公示案及び地方公共団体への指示案を作成する(参考9、参考10)。なお、指示内容は、以下によるものとする。

・「緊急事態応急対策を実施すべき区域」としては、基本的には、事故施設のEPZ範囲(参考11)とし、その区域内を中心に住民への広報(事故発生時の周知。無用な外出は控え、テレビ等の情報に注意することと周知等。)を行うことを指示するものとする。

・ただし、(5-2)項の「避難等の勧告又は指示に関する事項」の検討結果が迅速に出せる場合には、避難等の措置も公示案、指示案に含めるものとする。

・特に、臨界事故の場合や、敷地境界付近で $500\mu\text{Sv/h}$ 以上が測定されている旨の報告があった場合には、低下傾向や短時間での放出停止見込みの報告がない時は、必要に応じ、EPZ内全域でのコンクリート屋内退避又は避難の実施を検討し、公示案、指示案に反映するものとする。(別図4-2 ケース①)

[科学技術・学術政策局長]

○以上を受け、原子力緊急事態宣言公示案及び地方公共団体への指示案を事務次官まで報告する。

[文部科学省本部総括班]

○原子力緊急事態宣言公示案及び地方公共団体への指示案を内閣官房、内閣府に送付し、速やかに協議する(内閣危機管理監及び内閣府政策統括官(防災担当)まで上げるよう依頼)。その際、必要に応じて、今後の見通し等に関する資料を送付する。

○並行して、上記公示案及び指示案を立地道府県(周辺市町村等へは道府県から送付)及び立地市町村に送付する。

(2-2) 公示案及び指示案の内閣総理大臣への提出

[文部科学省本部総括班]

○協議が整った後、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付に、内閣総理大臣への報告の時刻等を設定するよう依頼する。

[科学技術・学術政策局長]

○内閣危機管理監及び内閣府政策統括官(防災担当)と協議決定(必要に応じて関係地方公共団体の意見を反映)した公示案及び指示案について、大臣まで報告の上、原則として、大臣から、これらの関係者(防災・危機管理担当大臣、内閣危機管理監及び科学技術・学術政策局長)同席のもとに内閣総理大臣に提出し、決定をいただく。

[文部科学省本部総括班]

○原子力緊急事態宣言の公示の手続きと政府原子力災害対策本部の設置の手続きを内閣府に依頼する。

[注] 原子力緊急事態宣言の発出及び地方公共団体への指示の手続きについて、上記の決裁手続きを得る時間的余裕がない場合には、必要最小限の者の口頭

了解を得て、手続きは事後に行われる。

(2-3) 原子力緊急事態宣言の発出及び地方公共団体への指示

[文部科学省本部総括班]

○内閣官房に内閣総理大臣等による記者会見の時刻を確認した上で、文部科学省本部広報班に連絡し、文部科学省における記者発表の時刻の設定を依頼する。結果は関係者に連絡する。

○緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び緊急事態応急対策を実施すべき市町村の所在する道府県知事に対して、内閣総理大臣の記者会見の時刻を連絡するとともに、公示文書及び指示文書をFAXで送付する。また、周辺市町村へは、道府県から連絡するよう依頼する。

[文部科学省本部広報班]

○文部科学省における記者発表の時刻を設定する。

[科学技術・学術政策局長]

○以上を受け、内閣総理大臣(内閣官房長官が行う場合もありうる)は、記者会見を通じ原子力緊急事態宣言を行う(科学技術・学術政策局長同席)。

(参考12)

[文部科学省本部総括班]

○原子力緊急事態宣言の内容と地方公共団体への指示内容について、オフサイトセンター、原子力安全委員会、支援・研修センター等の関係機関に対して、FAX等により連絡する。

[文部科学省本部広報班、原子力安全課長]

○事故施設の状況等、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出されたこと及び関係地方公共団体に指示を出したことを記者発表する。

[統括原子力保安検査官]

○記者会見場にて、専門用語等の一般的な事項についての問い合わせ対応を行う。

3. 政府原子力災害対策本部及び政府原子力災害現地対策本部等の設置、運営

(3-1) 政府原子力災害対策本部及び政府原子力災害現地対策本部の設置手続き
政府原子力災害対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び政府原子力災害現地対策本部（以下「政府現地対策本部」という。）の設置手続きに係る関係省庁の役割分担は以下のとおりである。

なお、関係省庁と協議のうえ、原災法第17条第6項及び第7項に基づく政府対策本部員及び本部職員の名簿をあらかじめ作成し、内閣府に送付しておくものとする。（内閣府は当該名簿に基づき、内閣総理大臣による任命のための上申手続きを行うこととなっている。）

内閣府・・・政府対策本部設置のための総務省（行政管理局）への協議（参考13）、閣議請議

協議に並行して政府対策本部に係る告示手続き（参考16）政府対策本部員、本部職員の内閣総理大臣による任命手続き
内閣官房・・・速やかな閣議開催のための所要の（参考14）

政府対策本部設置に係る閣議決定後、閣議決定文を関係省庁に送付（参考15）

【文部科学省本部庶務班】

○閣議決定後、あらかじめ作成した政府現地対策本部員その他の職員の名簿に基づき、原災法第17条第13項に基づく政府現地対策本部員、政府現地対策本部員その他の職員の名簿の政府対策本部員による指名手続きのための上申手続きを行う。（参考17、参考18）

(3-2) 政府原子力災害対策本部

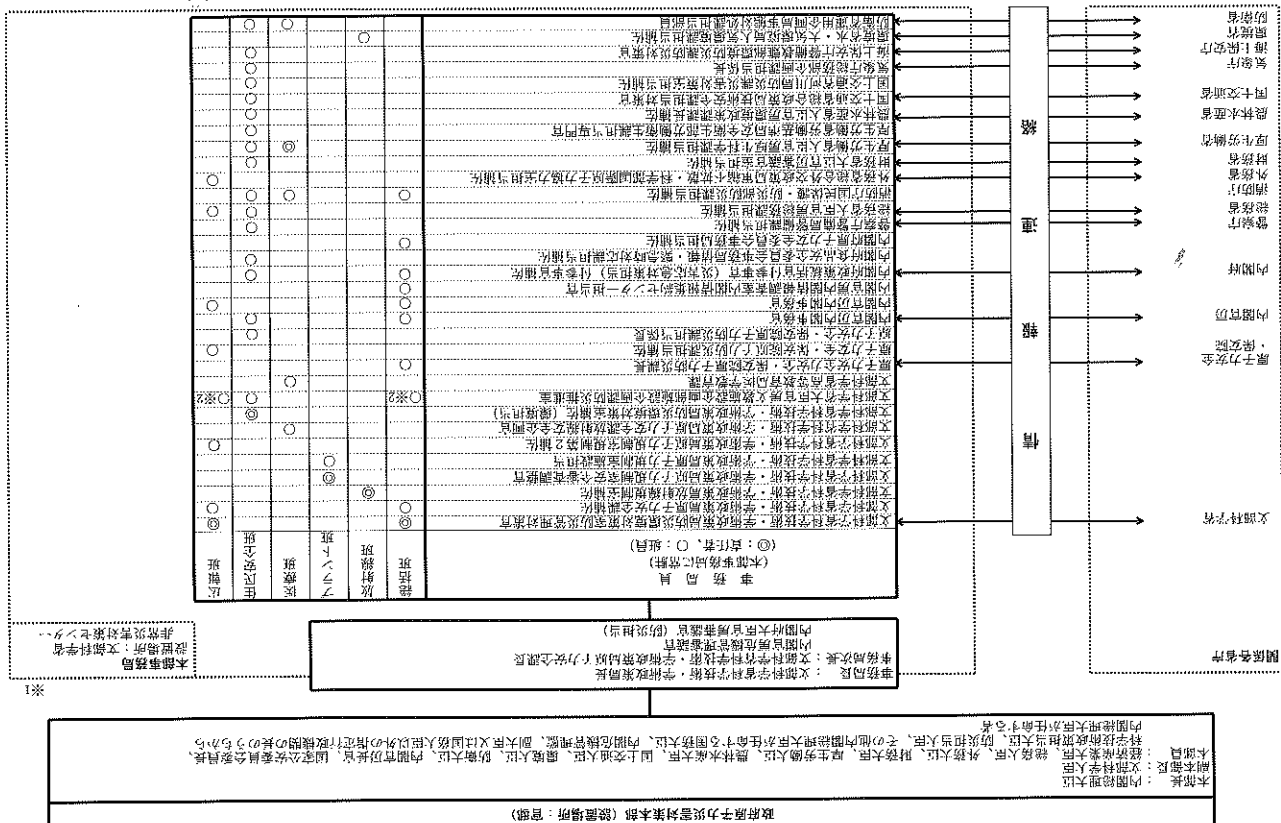
- 政府対策本部会合は官邸で開催される。（別表4-2）
- 政府対策本部事務局は文部科学省（非常災害対策センター）内に設置する。
- 【科学技術・学術政策局長】
- 事務局長となり、内閣官房、内閣府及び消防庁の協力を得て、同本部を運営する。
- 内閣危機管理監が関係省庁局長等会議を開催した場合、副議長として同会議に参加し、必要な調整を行う。

(3-3) 政府原子力災害対策本部の運営上の留意点

- 文部科学省本部事務局の構成員は、政府対策本部事務局の構成員として、引き続き機能別班の業務を行う。（参考19、参考20）
- 政府現地対策本部の体制が整い、事故の拡大防止・終息対応、防護対策の検討が政府現地対策本部で実施できるよう状況になった場合には、政府現地対策本部を中心に対応する。

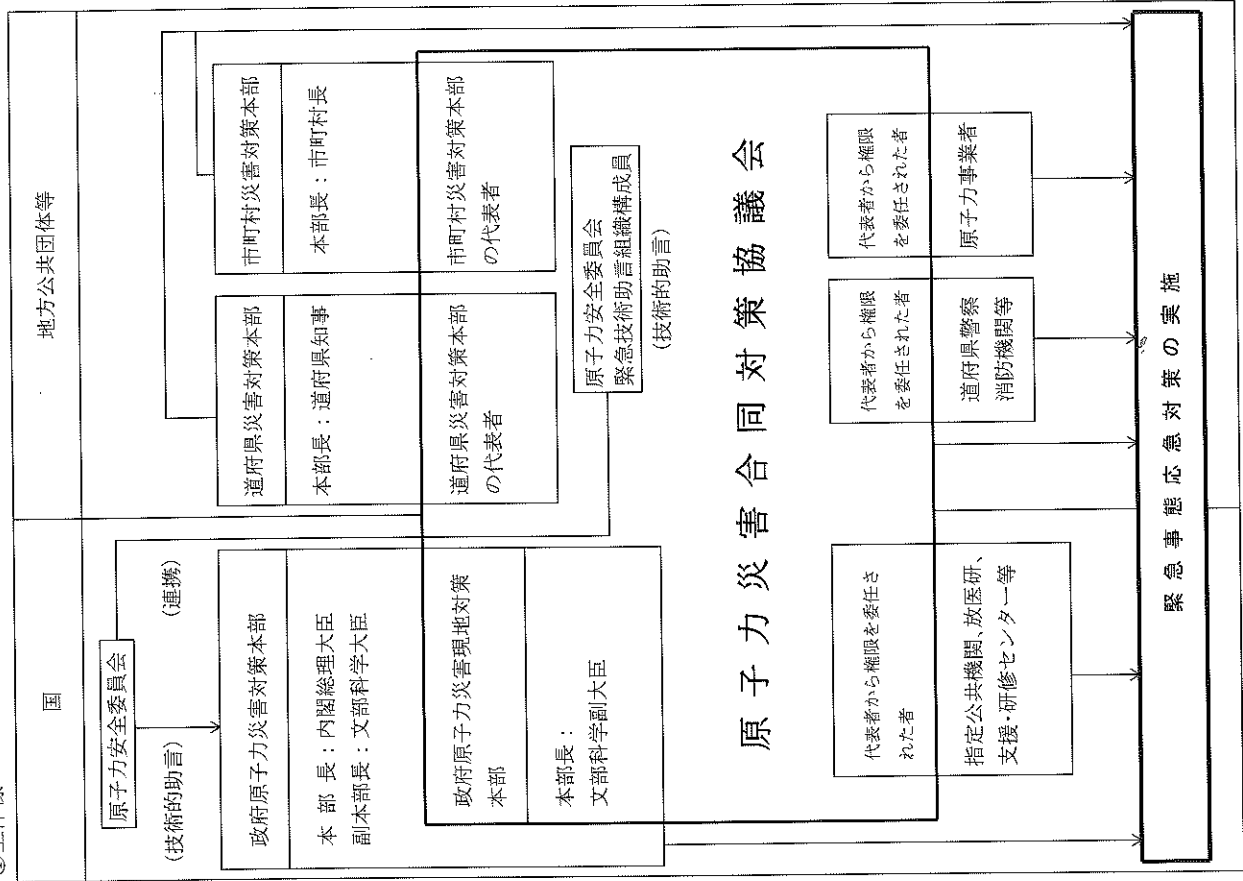
(別表4-2)

政府原子力災害対策本部の組織体制並びに関係省庁の役割分担



原子力災害合同対策協議会の開催

①全体像



(3-4) 政府原子力災害対策本部の構成

○政府現地対策本部は、オフサイトセンターに設置し、政府現地対策本部長は、副本部長とする。また、政府現地対策本部に事務局を置くものとし、事務局長は、科学技術・学術政策局長（原子力安全監）とする。政府現地対策本部の構成員を別表 4-3 に示す。

(3-5) 原子力災害合同対策協議会の開催

- 政府現地対策本部は、オフサイトセンターにおいて、関係地方公共団体の災害対策本部とともに原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織する。（別表 4-4）
- 合同対策協議会は、政府現地対策本部長、都道府県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から構成される。
- 合同対策協議会においては、原子力安全委員会、放医研、支援・研修センター等の専門家の出席を求める。

(3-6) 原子力災害合同対策協議会の運営

- 合同対策協議会は、政府現地対策本部長が主導的に運営する。また、合同対策協議会の下、国、地方公共団体、事業者、専門家等の関係者からなる以下の機能別班を設け、関係機関間における情報共有、対応策の検討を図る。
総括班、放射線班、プラント班、医療班、住民安全班、広報班、運営支援班
- 緊急事態応急対策に係る重要事項の対応方針案については、合同対策協議会における緊急事態対応方針決定会議（以下「対応方針決定会議」という。）において協議し、調整する。
- 政府現地対策本部長は、調整した対応方針案について、必要に応じ、政府災害対策本部副本部長を通じて、政府災害対策本部長に意見具申し、了解を得た上で実施する。

②組織の役割

原子力災害合同対策協議会

緊急事態対応方針決定会議：最重要事項の調整

(議事他は非公開)

- ・住民避難、事故収束のための措置等重要事項の調整
- ・緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言

対応方針の提示

全体会議：関係者の情報共有、相互協力のための調整

(議事をオフサイトセンター内の関係者に公開)

- ・オフサイトセンター内での情報共有
- ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ・緊急事態応急方針の決定事項の各機関への連絡
- ・各班からの緊急事態応急方針の実施状況の報告、確認
- ・プレス発表内容の確認

幾能グループ

放射線班 原子力災害合同対策協議会での決定事項の発表 ・報道機関への広報 ・住民からの問い合わせ等への対応	広報班
総括班 オフサイトセンターにおける情報整理 ・全体統括 ・屋内退避/避難勧告案件 成 ・協議会運営 ・班間連絡・調整 ・国本邦、県、市町村本部等との連絡・調整	住民安全班 被災者の救助活動および社会秩序の維持 ・屋内退避/避難の調整 ・救助/救命活動の調整 ・交通規制等の調整整備 ・飲食物摂取制限の調整 ・物資調達、供給活動の調整
放射線班 放射線影響評価・予測 ・被ばく線量の予測 ・屋内退避/避難勧告の検討 ・飲食物摂取制限勧告の検討 ・緊急時モニタリングに関する指示 ・緊急時モニタリングデータとのとりまとめ	プラント班 事故状況の把握および進捗予測 ・プラント清拭収集 ・事故の進展予測
医療班 被災者の医療活動の調整 ・被害状況の把握 ・安定ヨリ業給予防護用指示の検討 ・被ばくを受けた者の救急搬送の検討	運営支援班 オフサイトセンターの管理 ・対策拠点施設参加者の食料等の調達 ・対策拠点施設内の環境整備 ・対策拠点施設の出入管理

緊急事態応急対策拠点施設内

政府原子力災害現地対策本部の組織体制（所管原子力施設の場合）

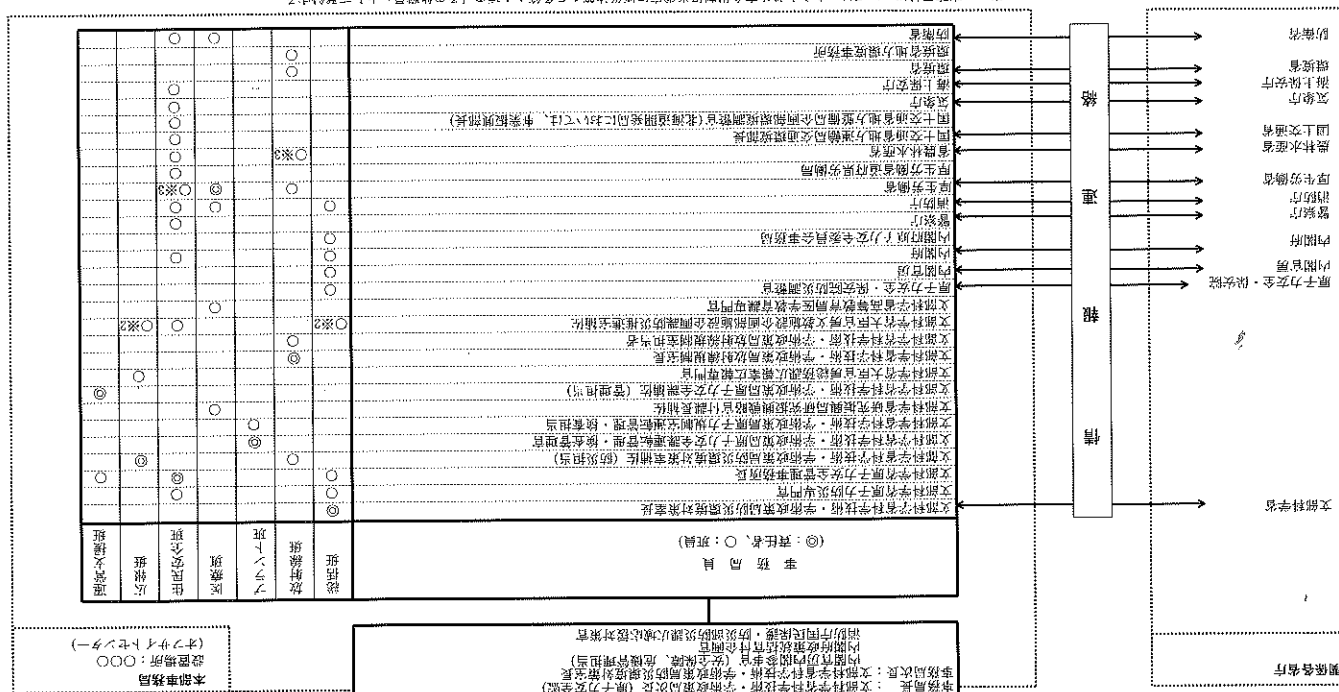
政府原子力災害現地対策本部（設置場所：〇〇〇（オオサイトセシタ））

[illegible]

事務局長：文部科学省科学技術、学術政策局局長（廣子力彦全職）
事務局次長：文部科学省科学技術、学術政策局防災環境対策室長
内閣府防災調査官（安全保障、危機管理担当）
内閣府政務室付金庫官
消防庁国民保護、防災部防災課長（城川隆夫兼務）

○〇〇：場所；トヨタ（一）

✱



○原災法第15条該当事象發生についての事実の発表は、事故の基本状況を把握次第、緊急事態宣言の発出手続きを待たずに別途すみやかに実施するを原則とする。この時、詳細については把握次第別途発表する旨報道機関に伝え、今後の災害報道への協力を要請する。

上記沿海グループ各班の班員は、これを基本とする。

※1 派遣専門家リストのうち、技術的に支援
※2 必要とした者がそれぞれの班において、技術的に支援
※3 必要とした者がそれぞれの班において、技術的に支援
※4 必要とした者がそれぞれの班において、技術的に支援
※5 必要とした者がそれぞれの班において、技術的に支援

5. 緊急事態応急対策の実施

- 緊急事態応急対策に係る重要事項の対応方針案については、合同対策協議会における対応方針決定会議において協議し、調整する。
- 政府現地対策本部長は、調整した対応方針について、必要に応じ、原子力災害対策副本部長を通じて、政府災対本部長に意見申し、了解を得た上で、実施する。

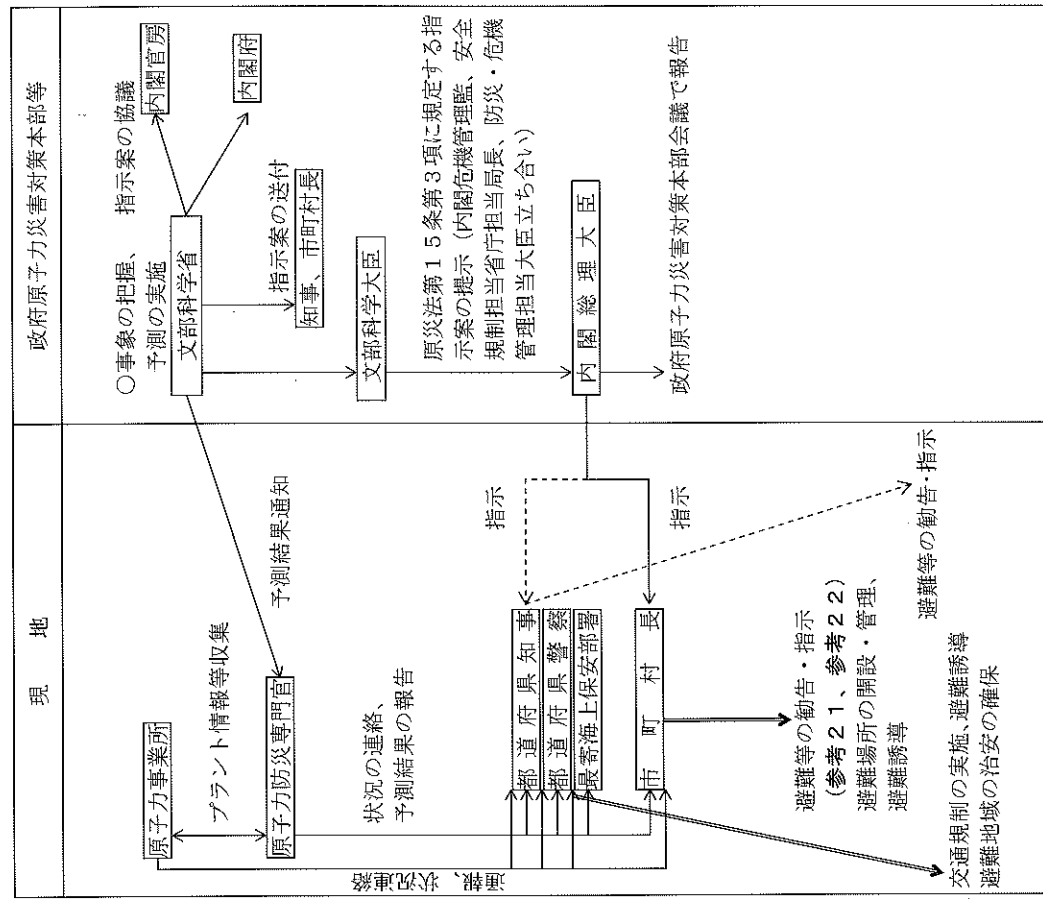
(5-1) 避難等の検討に必要な事故進展予測、放射能影響予測等の実施
(避難等の勧告又は指示に関する事項[(5-2)]までの間の対応)

別図4-2 参照

(別図4-2)

避難等の勧告又は指示の流れ

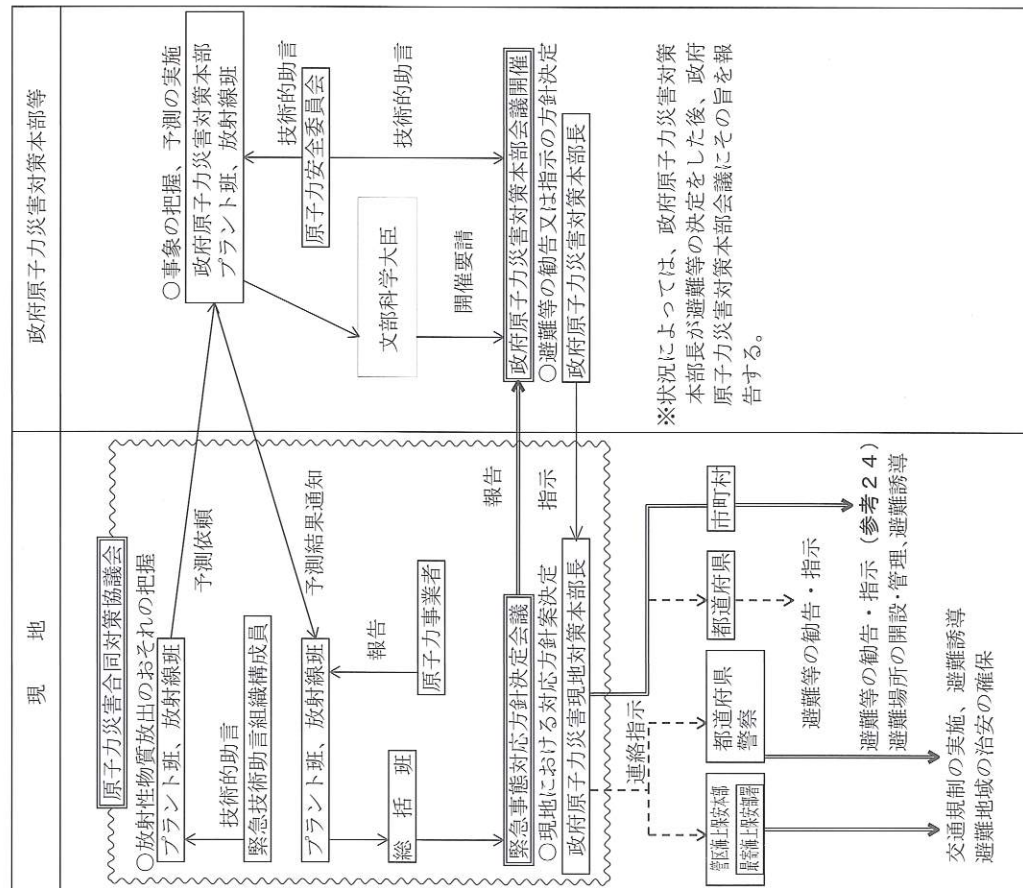
[ケース①：原災法第10条第1項前段の通報が原災法第15条の原子力緊急事態に該当し、屋内退避/避難の実施までに時間的猶予がない場合]



(参考：防護対策指標 (参考23))

〔ケース②：原災法第10条前段の通報が原災法第15条の原子力緊急事態に該当し、屋内退避／避難実施までに時間的猶予がある場合〕

合同対策協議会の対応方針決定会議構成員が移動中等のため、同会議を開催できない場合には、ケース①における指示案の決定と同様の手続をとるものとする。



(参考：防護対策指標 (参考23))

1) 事故進展予測及び放射能影響予測等

※合同対策協議会機能班を、以下「オフサイトセンター○○班」と表記する。

〔オフサイトセンタープラント班〕(オフサイトセンターが機能するまでは、政府原子力災害本部プラント班が実施。文部科学省本部プラント班も支援。)

- 発災原子力施設の状態等を把握し、特に、事故の拡大・進展の可能性、放射性物質の放出見通し(放出開始時刻、放出核種、放出量、放出継続時間等)に関する検討、原子力事業者からの情報入手等に努めるとともに、支援・研修センターにプラントの状態推移予測を依頼するなど、専門家の助言を求め、結果を文部科学省本部放射線班、オフサイトセンター放射線班等に連絡する。

〔政府原子力災害本部放射線班〕

- 気象庁総務部企画課に対して、あらためて発災施設周辺での気象現況、予測に関する情報提供を要請する。結果は、オフサイトセンター放射線班に連絡する。

〔オフサイトセンター放射線班〕(オフサイトセンターが機能するまでは、政府原子力災害本部放射線班が実施。文部科学省本部放射線班・医療班も支援。)

- オフサイトセンタープラント班に対して、以下の要請を行う。

- ・事業所からの放出源(予測)情報(放出開始時刻、放出核種、放出量、放出継続時間等)の入手
- ・希ガスのガンマ線、放射性ヨウ素の大気中濃度以外に、被ばく評価上考慮すべき(支配的となる)核種(ウラン、プルトニウム等)、放射線(中性子線等)の放出があるか(あり得るか)否かの情報提供
- 放射性物質の放出の有無に関わらず、SPEDIにより、モニタリングポスト等での測定データを確認するとともに、風向、風速、降雨状況等を確認する。また、道府県に連絡し、道府県での監視状況(2分間値のモニタリングデータ等)を確認するとともに、異常(500μSv/h以上)が観測されたら直ちに連絡をするよう要請する。

- プラント班から入手した、あるいはプラント班と調整した放出源(予測)情報に基づき、別冊資料2「OFC機能班活動マニュアル」放射線班編を参考にしてSPEDIによる放射能影響予測検討を実施し、EOC放射線班と協議の上予測計算条件を決定し、原安センターに計算指示を行う。また、SPEDIによる放射能影響予測計算結果を、文部科学省、オフサイトセンター、原子力安全委員会、道府県及び支援・研修センターの端末に配信するように原安センターに指示を行う。

- SPEDIによる放射能影響予測結果を入手したら、モニタリング結果等に基づき必要な修正を加えると共に、防災指針の「防護対策のための指標」(参考23)に照らして、避難等が必要な区域がある場合には、プラント班による事故進展予測、気象状況、予測結果や原子力安全委員会緊急技術助言組織等の専門家の意見も踏まえて、防護対策区域案(避難及び屋内退避の対策範囲案)を検討する。

- 3) 緊急時モニタリングの実施に関する放射線班の対応
- a) 放射性物質、放射線の放出が始まっている場合
 [オフサイトセンター放射線班] (オフサイトセンターが機能するまでは、政府災害本部放射線班が実施。文部科学省本部放射線・医療班も支援。)
- 道府県に対して、考慮すべき核種、放射線を連絡するとともに、以下のモニタリングを行い、得られたデータから順次連絡するよう指示を行う。また、必要に応じて海上モニタリング、空中モニタリングを実施し、連絡するよう指示する。
- ・モニタリング (予め定めたサーベイ地点のうち、風下方向、発災施設近傍を中心に実施) によって、それらの放出が始まっていることを確認すること
- ・SPEEDIによる単位量放出計算結果に基づく
- ①当初1時間の希ガスの空気吸収線量率図形
 ②当初1時間の放射性ヨウ素の大気中濃度図形
 ③当初1時間のウラン、プルトニウム等の大気中濃度図形 (必要に応じて)

を基に、予め定めたサーベイ地点のうちから、まず発災施設敷地外の最大線量地点、次に発災施設近傍から順次風下方向の等値線付近でモニタリング地点数を決めてモニタリング班、測定器等を配置させておき、放出開始後直ちに、優先的にそれら地点でモニタリング (空間線量率 (必要に応じて中性子線も測定)、放射性ヨウ素の大気中濃度) を実施し、得られたデータにウラン・プルトニウム等の大気中濃度) を実施し、得られたデータから順次連絡すること。その際、防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携帯等により、防災業務関係者の被ばく管理、安全確保に努めること。

- b) 放射性物質、放射線の放出が始まっている場合
 [オフサイトセンター放射線班] (オフサイトセンターが機能するまでは、政府災害本部放射線班が実施。文部科学省放射線・医療班も支援。)
- 道府県に対して、考慮すべき核種、放射線を連絡するとともに、SPEEDIによる単位量放出計算結果に基づく
- ①当初1時間の希ガスの空気吸収線量率図形
 ②当初1時間の放射性ヨウ素の大気中濃度図形
 ③当初1時間のウラン、プルトニウム等の大気中濃度図形 (必要に応じて)

を基に、直ちに発災施設敷地外の最大線量地点及びその風下方向の等値線付近地点でモニタリング (考慮すべき核種等がある場合には、それも含む) を実施し、得られたデータから順次連絡するよう指示する。その際、屋内退避が必要な放射線レベル以上になるおそれがある場合には、直ちに連絡をもらうとともに、上記レベルを下回る範囲まで、風下方向を中心に、順次遠方に向かってモニタリングを行うものとする。なお、防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携帯等により、防災業務関係者の被ばく管理、安全確保に努めるよう助言する。

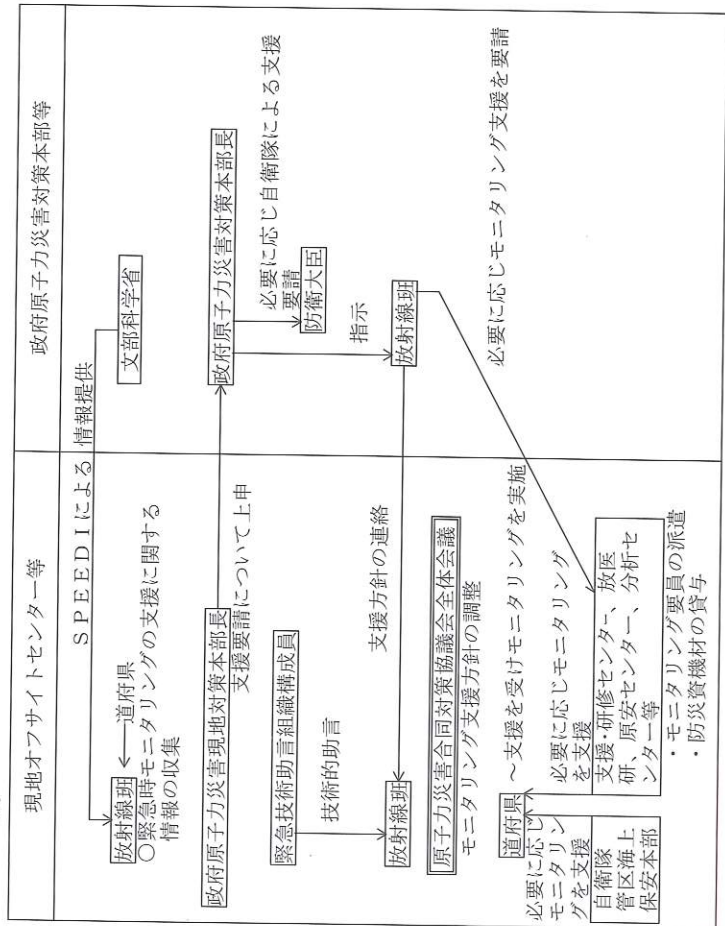
○モニタリングデータが得られ次第、SPEEDIの予測の妥当性について、専門家の意見を踏まえつつ確認 (補正) する。

- 2) 緊急時モニタリング支援の確保
- 政府現地対策本部長は、地方公共団体の要請に基づき、緊急時モニタリングの支援を原子力事業者及び専門家等に要請し、必要な支援を行う。
- [オフサイトセンター放射線班]

○オフサイトセンター放射線班は、文部科学省本部から原災法第15条の原子力緊急事態に該当する旨の連絡を受けたら直ちに、あらためて道府県に連絡し、緊急時モニタリング等への支援要望を確認する。また、道府県から自衛隊によるモニタリング支援の要望を確認する。政府現地対策本部総括班と調整の上、政府現地対策本部長の了解を得て、政府災害本部放射線班に連絡し、手続きを要請する。

【政府災害本部放射線班】

- オフサイトセンターからの連絡を受け、政府災害本部総括班と調整の上、政府災害本部長の了解を得て、国の支援方針を決定。支援方針をオフサイトセンター放射線班に連絡する。
- 必要に応じて、防衛省運用企画局事態対処課に対して自衛隊のモニタリング支援を要請する。なお、放射性物質等の放出が自衛隊のモニタリング支援活動に影響を及ぼすと認められる場合は、速やかに撤収要請を行う。
- (参考25)
- 必要に応じて、支援・研修センター、放医研等にモニタリング支援を要請する。



(5-2) 避難等の勧告又は指示に関する事項

1) 避難等の勧告又は指示の検討

[オフサイトセンター総括班、放射線班、住民安全班] (オフサイトセンターが機能するまでは、政府災対本部が実施。文部科学省本部も支援。)

○総括班は、放射線班の検討、住民安全班の調整を元に、避難等の勧告又は指示の案を作成する。

なお、避難等の対象範囲は以下の考え方をベースに設定する。

①避難 (又はコンクリート屋内退避) 対象範囲案

- ・外部線量 (中性子線も含む) 50 mSv 及び甲状腺等臓器線量 500 mSv の等値線を包絡し、多少余裕 (500 m~1 km) を含めた範囲とする。

②屋内退避対象範囲案

- ・外部線量 (中性子線も含む) 10 mSv 及び甲状腺等臓器線量 100 mSv の等値線を包絡し、多少余裕 (500 m~1 km) を含めた範囲 (ただし、原則としてEPZの範囲内) とする。
- ・なお、風下と直角方向には線量の等値線は接近 (減衰が大き) しているもので、避難対象範囲の外側に必ず屋内退避対象範囲が存在しなくても良い。

③避難、屋内退避対象範囲の鉄道、高速道路の扱い

- ・窓を閉め、空気を止めて外気を遮断することを徹底し、停車しないことを前提として、列車、車両の通過は差し支えない。
- ・対象範囲内の駅、サービス (パーキング) エリア、インターチェンジは使用禁止とし、渋滞が発生又はそのおそれがある場合には上流側インターチェンジから閉鎖することとする。

注) 放射性物質、放射線の放出は始まっているが、放出源予測情報も得られていない場合であって、放出開始前に住民の不安が高まり、混乱が生じている場合 (勝手に住民が自主避難しているなどの情報がある場合) には、単位量放出による放射能影響予測結果に基づき、ある程度の範囲の住民の屋内退避、避難等を検討する。その際、EPZ の範囲に対して、予防的にコンクリート屋内退避を行うことを検討する。

[オフサイトセンター総括班]

○避難及び屋内退避の対象範囲の検討結果 (必要ないと判断した場合も含む) について、事務局長に相談した上で、直ちに下記 3)、4) の決定手続きを行う。

○検討状況については、適宜、オフサイトセンター住民安全班住民安全グループ、交通・輸送グループ、広報班広報グループにも連絡し、それぞれ、避難等の準備、交通規制、住民広報の検討を行わせる。

2) 避難等の勧告又は指示に伴う避難等の事前準備、交通規制、住民広報の事前検討

[オフサイトセンター住民安全班住民安全グループ] (オフサイトセンターが機能するまでは、政府災対本部が実施。文部科学省本部も支援。)

○避難及び屋内退避の対象範囲の検討状況を踏まえ、並行して、道府県及び市町村に対して、避難所の開設、避難誘導経路の検討、必要な輸送車両、

要員の手配等の準備を進めておくよう、指示する。また、防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携行等により、防災業務関係者の被ばく管理、安全確保に努めるよう助言。

○他市町村への避難が必要な場合には、他市町村との調整の支援を行う。

[オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループ] (オフサイトセンターが機能するまでは、政府災対本部が実施。文部科学省本部も支援。)

○避難及び屋内退避の対象範囲の検討状況を踏まえ、並行して、進入制限等の交通規制、要員配備等について、道府県警察及び管区海上保安本部に検討を要請するとともに、必要に応じて、道路管理者 (国土交通省、道府県、市町村) と調整を行う。また、防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携行等により、防災業務関係者の被ばく管理、安全確保に努めるよう助言。

○具体的な交通規制の範囲 (地域名と道路の範囲 (国道○号線○交差点から○交差点まで等)) について、記者発表資料、住民広報文を準備しておく。

○避難実施に際して輸送車両が必要な場合には、現地災対本部総括班と調整の上、現地災対本部長の了解を得て、政府災対本部に連絡して、自衛隊等による輸送車両の確保を要請する。

[オフサイトセンター広報班広報グループ] (オフサイトセンターが機能するまでは、政府災対本部が実施。文部科学省本部も支援。)

○下記 3)、4) の決定手続きと並行して、道府県及び市町村と連携して、避難等の勧告又は指示に関する記者発表資料 (特に、対象地域名等の整理) を準備しておく。

記者発表資料: 放射能影響予測結果 (モニタリング状況も含む)

避難、屋内退避の対象範囲 (地図及び対象地域名)

各地域の住民の避難所

避難等に際しての住民の留意事項

避難等の対象範囲外の住民の留意事項

○避難等の勧告又は指示に関して、各地域で実施する住民広報文案 (避難対象地域用、屋内退避対象地域用、それ以外の周辺地域用の3種類が必要) を作成する。

○道府県及び市町村に対して、住民広報文案を送付し調整を行うとともに、広報車の巡回経路の検討、人の多く集まる公共施設、観光施設等での広報の検討を行うよう、指示する。また、防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携行等により、防災業務関係者の被ばく管理、安全確保に努めるよう助言。

○必要に応じて警察、消防機関に住民広報への協力を要請し、各機関の役割分担 (広報車の巡回地域等) を調整する。

注) 原法第10条の通報が第15条の原子力緊急事態に該当し、屋内退避・避難の実施までに時間的猶予がない場合や、オフサイトセンターが立ち上がっていない場合には、以下の3)、4) の手続きによらず、「2. 原子力緊急事態宣言等」と同様の手続きにより、政府災対本部を中心に、適子テレビ会議等を活用して道府県知事、市町村長と連携を図りつつ、避難等の勧告又

は指示を決定する。

3) 緊急事態対応方針決定会議における検討

[オフサイトセンター総括班]

○対応方針決定会議を召集するとともに、道府県及び立地市町村に連絡し、知事、市町村長にテレビ会議による参加を呼びかける。

[オフサイトセンター総括班責任者、放射線班責任者、プラント班責任者]

○対応方針決定会議（道府県知事及び市町村長はテレビ会議で参加）において、プラント班責任者からプラント状況・進展予測、放射線班責任者からSPEEDIによる放射能影響予測結果、モニタリングデータ等を説明した上で、総括班責任者から避難等の勧告又は指示の検討結果を諮る。

[政府現地対策本部長]

○対応方針決定会議構成員の意見を集約し、避難等の勧告又は指示に関する対応方針案を決定する。

4) 政府原子力災害対策本部長への意見具申

[オフサイトセンター総括班]

○政府対本部総括班に連絡し、政府現地対策本部長等と政府対本部副本部長とのテレビ会議を設定する。また、道府県及び立地市町村に連絡し、知事、市町村長にもテレビ会議への参加を呼びかける。

[政府現地対策本部長]

○道府県知事及び市町村長とともに、政府対本部副本部長に対して、テレビ会議により、対応方針決定会議での避難等の勧告又は指示に関する対応方針案を報告し、政府対本部本部長への意見具申及び自衛隊による避難誘導、避難所運営等への協力を要請する。

[政府対本部総括班]

○総理秘書官に連絡し、政府対本部本部長と政府対本部副本部長との会談を設定する。

[政府対本部副本部長]

○政府対本部本部長に対して、対応方針決定会議での避難等の勧告又は指示に関する対応方針案及び自衛隊による避難誘導、避難所運営等への協力について意見具申し、了解を得る。

○政府対本部本部長の了解を得た旨を政府現地対策本部長に連絡する。

5) 避難等の勧告又は指示等

[オフサイトセンター総括班]

○合同対策協議会を召集する。

[政府現地対策本部長]

○政府対本部本部長の了解を得た避難等の勧告又は指示について、道府県知事及び市町村長に勧告又は指示するとともに、合同対策協議会において、避難等の勧告又は指示について報告し、以下の指示を行う。

- ・関係機関への連絡
- ・道府県、市町村等による住民広報の実施（人の多く集まる公共施設、公共交通機関、観光施設等での広報にも配慮）
- ・発災施設周辺で活動する防災業務関係者の被ばく管理、安全確保（防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携帯等）

防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携帯等)

・道府県警察及び管区海上保安本部への交通規制、避難誘導、治安確保の要請

・避難及び屋内退避の対象範囲の妥当性確認のためのモニタリングの実施

・記者発表の実施

[オフサイトセンター総括班連絡グループ]

○避難等の勧告又は指示について、以下の連絡等を行う。

- ・関係機関への連絡
- ・発災施設周辺で活動する防災業務関係者の被ばく管理、安全確保（防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携帯等）
- ・道府県警察及び管区海上保安本部への交通規制、避難誘導、治安確保の要請

[オフサイトセンター放射線班]

○道府県モニタリング本部に対して、避難及び屋内退避の対象範囲の妥当性確認のためのモニタリングの実施を指示する。

[オフサイトセンター広報班広報グループ]

○道府県、市町村、警察、消防機関に対して、合同対策協議会等において調整した避難等の勧告又は指示に関する住民広報文及び交通規制に関する住民広報文を送付し、それぞれの分担に応じて住民広報（人の多く集まる公共機関、観光施設等での広報も含む）を開始するよう指示する。

○公共交通機関にも上記住民広報文を送付し、駅、車両内等での住民広報の実施を要請する。

[オフサイトセンター広報班報道グループ]

○放射能影響予測結果、避難等の勧告又は指示、交通規制等について、記者発表を行うとともに、報道要請を行う。

[政府対本部総括班]

○政府対本部会議を召集する。

[政府対本部総括班連絡グループ]

○避難等の勧告又は指示について、以下を行う。

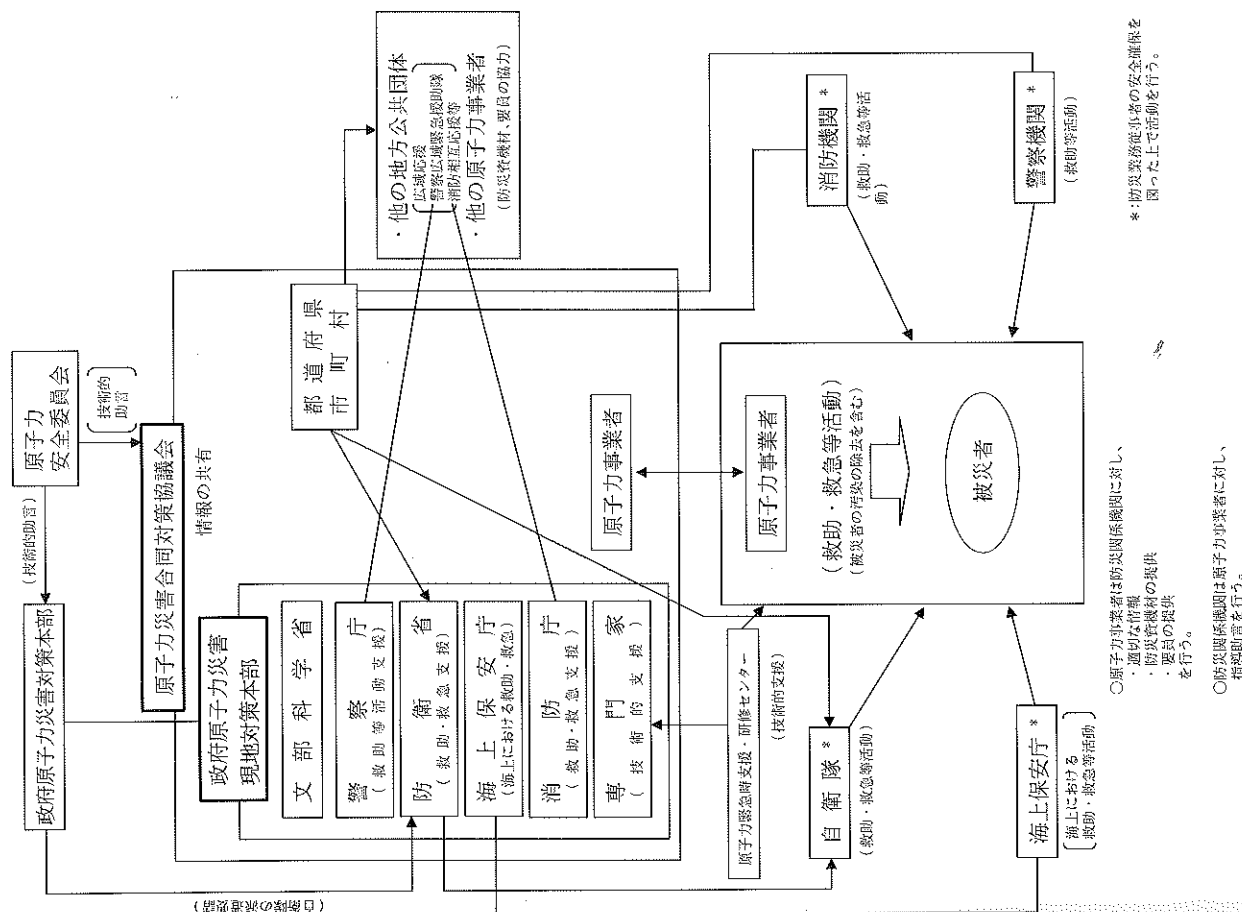
- ・関係機関への連絡
- ・発災施設周辺で活動する防災業務関係者の被ばく管理、安全確保（防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携帯等）
- ・防衛省に対して自衛隊による避難誘導、避難所運営等への協力要請手続

[政府対本部広報班報道グループ]

○避難等の勧告又は指示について、官房長官から記者発表を行うよう、内閣官房に依頼する。

(別図4-3)

被災者の救助・救急等に関する事項



* 原子力事業者は防災関係機関に対し、適切な情報、防災関係機材の提供、要員の提供を行う。

○ 防災関係機関は原子力事業者に対し、指図助言を行う。

(5-3) 避難等の実施及び被災者の救助・救急等に関する事項

○ 関係機関は、合同対策協議会において、必要に応じて、又は地方公共団体もしくは指定行政機関等要請に基づき、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行う。また、必要に応じて、他の地方公共団体又は原子力事業者その他関係機関の協力により、救助・救急活動のための資機材を確保する。

○ 関係機関は、放射線防護の専門家等の助言を受け、現場において職員的安全確保に努める。特に、関係機関は、災害現場に防災業務関係者の派遣を行う場合には、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」に示す防災業務関係者の防護措置を参考にする。(参考26)

1) 防災業務関係者の安全確保

[オフサイトセンター住民安全班住民安全グループ]

○ 原子力緊急事態宣言発出後、放射線防護の専門家等の助言を受け、関係機関に対して、防災施設周辺で活動する防災業務関係者について、

- ・ 通信手段の確保
- ・ 事故概要、放射性物質の放出状況、環境モニタリング結果等の最新情報の適宜提供
- ・ 防護服、防護マスクの着用、ポケット線量計の携行

等により、防災業務関係者の被ばく管理、安全確保に努めるよう、指示する。

[オフサイトセンター総括班連絡グループ]

○ 関係機関に対して、防災業務関係者が防災施設周辺で活動する際に必要となる

- ・ 事故概要
- ・ 放射性物質の放出状況
- ・ 環境モニタリング結果

等の最新情報を適宜提供し、現場の防災業務関係者にも伝達するよう要請する。

2) 避難等の実施への支援、状況把握等

[オフサイトセンター住民安全班住民安全グループ]

○ 地方公共団体、避難収容関係機関(道府県警察本部、自衛隊、厚生労働省、国土交通省、管区海上保安本部及び市町村消防本部)が行う避難収容に関する措置状況(避難所への収容状況、対象住民の残存状況、支援が必要となる等)の把握に努めるとともに、避難収容が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて調整を行う。(別図4-3)

○ 地方公共団体、救助・救急関係機関(道府県警察本部、自衛隊、管区海上保安本部及び市町村消防本部)が行う救助・救急活動の状況の把握に努めるとともに、救助、救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて調整を行う。

○ 救助、救急等に関して広域応援等が必要な場合には、道府県に対して相互応援協定等に基づく他都道府県への協力要請を行うよう助言するとともに、政府協定本部住民安全班住民安全グループに連絡し、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊の派遣等、必要な関係機関との調整を要請する。

○ 救助、救急、避難等の状況について、適宜、合同対策協議会及び政府災害本部住民安全班住民安全グループに報告する。

〔政府災対本部住民安全班住民安全グループ〕

- オフサイトセンター住民安全班住民安全グループと連絡を取りつつ、現地における避難収容活動、救助、救急活動に関する情報の収集、整理に努め、適宜、政府災対本部で報告する。
- オフサイトセンター住民安全班住民安全グループから要請があった場合には、救助、救急等の広域応援等に関して、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊の派遣等、関係機関と調整を行い、結果を同グループに連絡する。

3) 避難等の際の緊急輸送への支援

〔オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループ〕

- 交通規制の実施状況を把握し、合同対策協議会で報告するとともに、周辺地域での交通渋滞等の状況把握に努め、緊急輸送の際の参考とする。
- 避難、屋内退避に関する緊急輸送の実施に際して、道府県、市町村等から要請があった場合には、政府災対本部住民安全班輸送交通グループと連携して、輸送手段の確保、派遣等、必要な調整を行う。

〔政府災対本部住民安全班輸送・交通グループ〕

- オフサイトセンター住民安全班輸送交通グループから要請があった場合には、避難、屋内退避に関する緊急輸送の輸送手段の確保、派遣等に協力する。

4) 避難所等の住民への配慮

〔オフサイトセンター広報班広報グループ〕

- 道府県、市町村に対して、適宜、記者発表資料、住民広報文等を送り、避難所等への随時最新情報の提供に配慮するよう助言する。

〔オフサイトセンター住民安全班住民安全グループ〕

- 道府県、市町村等から要請があった場合、又は、避難所等での住民の不安が高まっている場合には、状況説明、住民相談に対応するための放射線管理、保健物理等の専門家を派遣するよう、政府災対本部住民安全班住民安全グループを経由して、支援・研修センター等に要請する。

〔政府災対本部住民安全班住民安全グループ〕

- オフサイトセンター住民安全班住民安全グループから、避難所等の住民への状況説明、相談に対応するための放射線管理、保健物理等の専門家の派遣要請があった場合には、文部科学省本部総括班と専門家の派遣の調整、手配を行う。

〔文部科学省本部総括班〕

- 政府災対本部住民安全班住民安全グループから、避難所等の住民への状況説明、相談に対応するための放射線管理、保健物理等の専門家の派遣要請があった場合には、支援・研修センター、放医研等に連絡し、専門家の派遣の調整を行う。輸送支援が必要な場合には、政府災対本部住民安全班輸送・交通グループに要請する。

〔政府災対本部住民安全班輸送・交通グループ〕

- 文部科学省災対本部から要請があった場合には、専門家の派遣に関する緊急輸送の輸送手段の確保、派遣等に協力する。

5) 避難所等への物資供給等への支援

〔オフサイトセンター住民安全班住民安全グループ〕

- 避難所への飲食物、毛布等、必要な物資の確保、供給、輸送に関して、道府県、市町村から要請があった場合には、政府災対本部住民安全班住民安全グループと連携して、必要な調整(自衛隊による炊き出し支援等も含む)を行う。
- 物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省)が行う物資調達に関する状況を把握し、道府県、市町村に連絡するとともに、合同対策協議会で報告する。
- 〔政府災対本部住民安全班住民安全グループ〕
- オフサイトセンター住民安全班住民安全グループから要請があった場合には、避難所への飲食物、毛布等、必要な物資の確保、供給、輸送に協力する。
- 物資調達、供給活動に関する情報収集を行い、政府災対本部で報告する。

(5-4) 緊急時モニタリングの支援

〔(5-2) の避難等の勧告又は指示の検討を行った後の対応〕

1) 放射性物質、放射線の放出が始まっている場合のモニタリング

〔オフサイトセンター放射線班〕

- 放射性物質、放射線の放出が起こっていないことを確認するため、道府県に対して、以下のモニタリングを定期的に行い、得られたデータから順次連絡するよう、指示する。なお、異常値が検出されたら、直ちに連絡をもちこすることとする。

- ・ 地点：予め定めたサーベイ地点のうち、SPEDIによる放射線影響予測図形を基に、定期的に、風下方向、発災施設近傍を中心に実施
- ・ 測定項目：空間線量率(必要により中性子線も)
放射線ヨウ素の大気中濃度
(必要により)ウラン、プルトニウム等の大気中濃度

2) 放射性物質、放射線の放出開始又は異常値検出の連絡受信時の対応

〔オフサイトセンタープラント班〕

- 発災事業所から放射性物質、放射線の放出が始まった旨、オフサイトセンター放射線班からSPEDI又は道府県からモニタリング異常値検出の連絡を受けた場合は、放出源情報を直ちに提供するよう事業所に要請するとともに、オフサイトセンター総括班に対して、オフサイトセンター内及び関係機関への周知を依頼する。また、放出源情報が得られたら、直ちにオフサイトセンター放射線班に連絡する。

〔オフサイトセンター総括班連絡グループ〕

- 放射性物質、放射線の放出が始まった旨を、オフサイトセンター内で周知するとともに、政府災対本部総括班、道府県、市町村、関係機関に連絡する。

【政府災対本部総括班】

- 放射性物質、放射線の放出が始まった旨を、政府災対本部内で周知する。

3) 放射性物質、放射線の放出が始まっている場合又は始まった後のモニタリング

【オフサイトセンター放射線班】

- 屋内退避、避難等の対象範囲の妥当性を確認するため、道府県に対して、以下のモニタリングを行い、得られたデータから順次連絡するよう、指示する。

①まず、住民に移動を求める範囲を確定するため、「コンクリート屋内退避」及び「避難」の対象範囲を包含する範囲の外側付近を中心にモニタリングを行う。

②次に、住民の車等での搬送の対象範囲を確定するため、「避難」の対象範囲の外側のモニタリングを行う。

③さらに、「屋内退避」の対象範囲を確定するため、「屋内退避」の対象範囲の外側付近を中心にモニタリングを行う。

- ・測定項目：空間線量率（必要により中性子線も）

放射性ヨウ素の大気中濃度

（必要により）ウラン、プルトニウム等の大気中濃度

その際、24時間それぞれの防護対策指標に相当する空間放射線量率や濃度よりも高い地点があつた場合には、直ちに連絡をもちょうとにも、順次遠方に向かって測定する（内側に向かって測定する必要はない。）。

○得られたモニタリングデータや新たに得られた放出源情報と本章（5-1）項における放出源予測情報（又は単位量放出）に基づくSPEDIの放射能影響予測図形とを比較することなどにより、本章（5-2）項における避難等の対象範囲を変更する必要があるかを否か検討する。避難等の対象範囲を変更する必要があると判断した場合には、本章（5-2）項における手続きを講じる。

○避難等の対象範囲を変更する必要があると判断した場合でも、上記モニタリング結果及び検討結果を、合同対策協議会で報告するとともに、オフサイトセンター総括班連絡グループから政府災対本部放射線班、道府県、市町村、関係機関に連絡するよう要請する。

（避難等の対象範囲を変更する必要があると判断した場合のみ）

【オフサイトセンター総括班】

- 上記モニタリング結果及び検討結果を、政府災対本部放射線班、道府県、市町村、関係機関に連絡する。

【政府災対本部放射線班】

- 連絡を受けた上記モニタリング結果及び検討結果を、政府災対本部で報告する。

4) 放射性物質、放射線の放出が始まっており、屋内退避、避難等の対象範囲の妥当性等を確認した後のモニタリング

【オフサイトセンター放射線班】

- 広範囲にわたって放射線レベルを確認するとともに、飲食物摂取制限の検討に資するため、道府県に対して、以下のモニタリングを定期的に行い、データを取りまとめ順次連絡するよう、指示する。

- ・地点：予め定めたサーベイ地点等のうち、SPEDIによる放射能影響予測図形を基に、定期的に、風下方向、発災施設近傍から順次実施

- ・測定項目：空間線量率（必要により中性子線も）

放射性ヨウ素の大気中濃度

（必要により）ウラン、プルトニウム等の大気中濃度

環境試料、飲食物中の放射性ヨウ素濃度（必要により）ウラン、プルトニウム等も）

5) モニタリング情報の集約

【オフサイトセンター放射線班】

- 適宜、道府県及びオフサイトセンタースタッフ班（必要に応じて直接発災事業者）に連絡し、モニタリング結果を集約し、オフサイトセンター内で周知するとともに、オフサイトセンター総括班連絡グループから政府災対本部放射線班、道府県、市町村、関係機関に連絡するよう要請する。

【オフサイトセンター広報班報道グループ】

- モニタリング結果について、適宜、記者発表する。

【政府災対本部放射線班】

- 連絡を受けたモニタリング結果を政府災対本部で報告する。

(5-5) 医療活動

1) 緊急被ばく医療支援要員の派遣等(原災法第10条通報を受けた段階から準備)

[政府災対本部(文部科学省本部)医療班]

- 原子力施設の事故等により被ばく患者が発生した場合、又は原災法第15条の原子力緊急事態に該当し、住民の屋内退避・避難等を実施する可能性が高い場合には、直ちに放医研、広島大学及び対応可能な国立大学附属病院に連絡し、緊急被ばく医療派遣チーム要員の現地派遣を要請する。放医研に対しては、放射線管理要員の現地派遣を要請するとともに、緊急被ばく医療ネットワーク会議関係者への連絡を行うよう要請する。
- 厚生労働省医政局指導課に連絡し、国立病院からの緊急被ばく医療派遣チーム要員の現地派遣を要請する。
- 道県災害対策本部等に対して、地元関係医療機関への協力要請、情報提供を助言する。

[オフサイトセンター医療班]

- 道府県から、
 - ・救護所等における住民の放射能汚染の測定、除染
 - ・被ばく患者の被ばく線量の評価、治療方針等に関する専門的な技術援助
 - ・被ばく医療機関、搬送機関等における放射線管理、除染等の要員
 - ・資機材の支援に関する要望を聴取し、総括班と調整し、政府災対本部医療班に要請する。

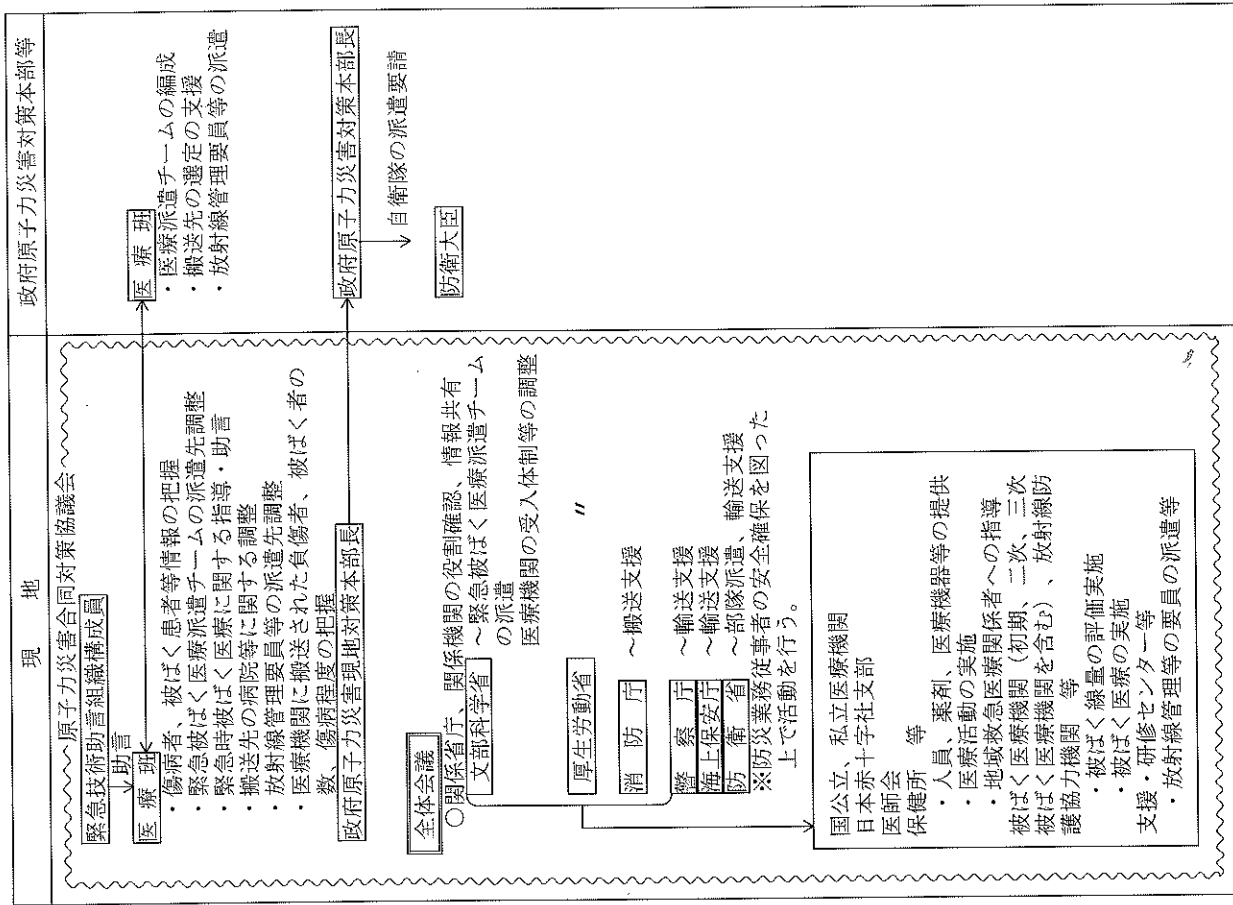
[政府災対本部(文部科学省本部)医療班]

- オフサイトセンター医療班からの道府県の要望を踏まえ、総括班と調整し、支援・研修センター等の関係機関に要員の派遣、資機材の搬送等を要請する。
- 派遣に際して、輸送の支援が必要な場合は、政府災対本部住民民安全班輸送・交通グループ(文部科学省本部総括班)に調整を要請する。
- [政府災対本部住民民安全班輸送・交通グループ]
- 上記要請を受けた場合には、合同対策協議会と連携しつつ、自衛隊、警察等の関係機関に輸送支援を要請し、輸送を実施する。

被ばく患者：放射性物質による汚染を伴う傷病者および被ばくを受けた者

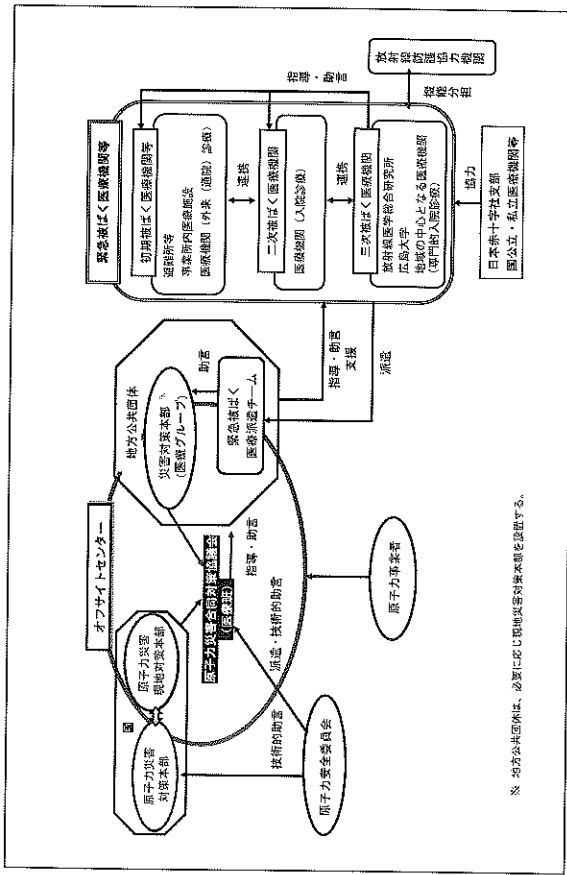
緊急被ばく医療派遣チーム：オフサイトセンター医療班の指示する派遣先において医療活動を行うとともに、地方公共団体の災害対策本部のもとで被ばく患者に対する診療について、初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行なう。

医療活動 (別図4-4)



(参考：放射線医学総合研究所緊急被ばく医療実施体制)

○医療体制の組織



※ 地方公共団体は、必要に応じて関係機関と連携を図る。

放射線防護協力機関：線量評価や放射線防護等において被ばく医療機関に協力する機関

○被ばく患者搬送の流れ

三次被ばく医療 放医研、広島大学（放射線防護協力機関等が線量評価等に協力）
【専門的診療、治療、高度専門的線量評価、経過観察等】

二次被ばく医療 二次被ばく医療機関、緊急被ばく医療チーム等
【診療、治療、放射能汚染の測定、被ばく線量の測定、2次除染等】

初期被ばく医療 初期被ばく医療機関、事業所内医療施設、保健所、避難所、緊急被ばく医療派遣チーム等
（救護所、事業所内医療施設等）
【応急処置、スクリーニング、1次除染等】

周辺住民、事業者

※安定ヨウ素剤予防服用が必要な事態においては、飲食物の摂取制限、物資の調達等についても留意する〔(5-6)項〕。

2) 緊急被ばく医療に関する指導・助言等

[オフサイトセンター医療班]

- 道府県と緊急被ばく医療派遣チーム要員の派遣先（オフサイトセンターも含む）を調整し、派遣先において医療活動、指導・助言等を行わせる。
- 道府県災害対策本部（医療グループ）や医療実施機関等から緊急被ばく医療に關して問い合わせがあった場合には、緊急事態応急対策調査委員、緊急被ばく医療派遣チーム専門家とも相談しつつ、適切な指導・助言を行う。
- 道府県災害対策本部（医療グループ）等から、被ばく患者等の高次医療機関への搬送要請があった場合には、被ばく状況、外傷状況等を聴取して適切な受入医療機関を調整し、同機関に被ばく患者等に関する情報（容態、推定被ばく線量、汚染状況等）を提供するとともに、オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループに搬送支援を要請する。その際、放射線管理要員、保健物理関係者の随行が確保できるよう、必要に応じて、支援・研修センター等からの支援要員の派遣を手配するとともに、同グループにそのための輸送支援も併せて要請する。
- 住民不安の状況を踏まえ、道府県に対して、避難所等以外に、健康診断、健康相談的な対応を行う機関の設置を助言する。
- 道府県に対して、医療関係機関（避難所等の救護所を含む）への事故関連情報（事故の概要、放射性物質の放出状況、環境中での放射能濃度等）の定期的な提供を助言する。

3) 被ばく患者等の搬送支援調整

[オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループ]

- オフサイトセンター医療班等から、被ばく患者等の搬送支援要請があった場合は、道府県・市町村消防機関や警察（随行者の派遣時のみ）、必要に応じて自衛隊等に対して、輸送支援要請を行うなど、関係機関によって搬送が円滑に行われるよう措置する。
- その際、当該道府県以外の医療機関への搬送を行う場合には、政府災対本部住民安全班輸送・交通グループに対して、他道府県、自衛隊による支援調整を要請する。

[政府災対本部住民安全班輸送・交通グループ]

- オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループから要請があった場合には、他道府県、自衛隊による支援を調整し、結果を連絡する。

4) 被ばく医療等に必要医薬品、資機材の調達

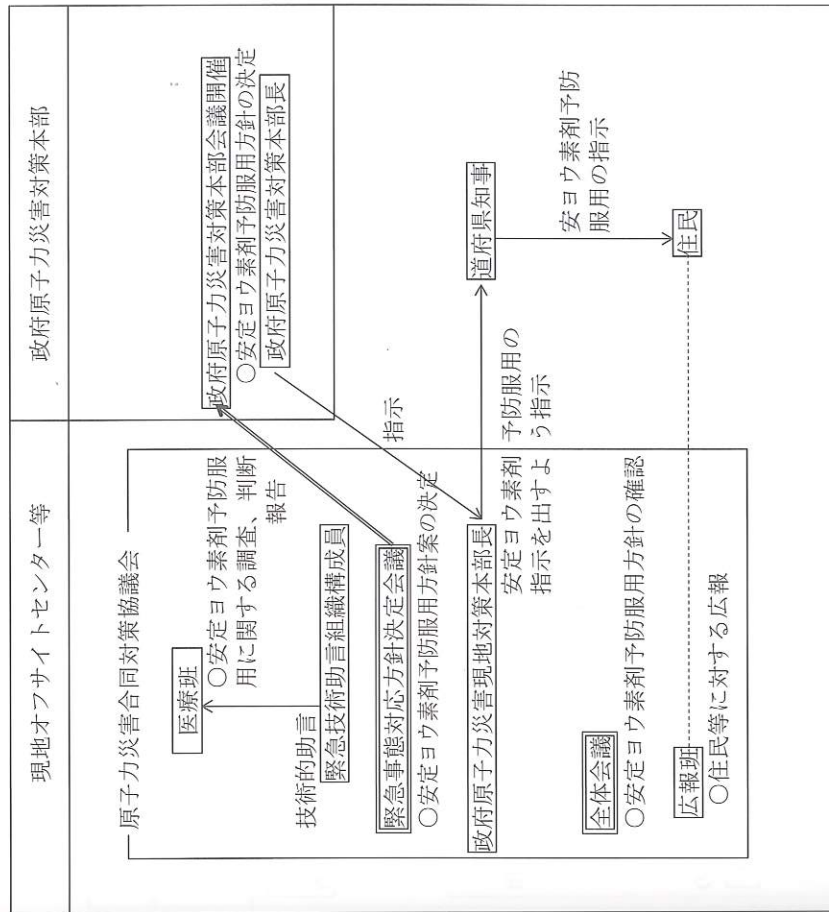
[オフサイトセンター医療班]

- 道府県、医療実施機関等から、医薬品、資機材の提供、調達の要請があった場合には、政府災対本部医療班に連絡し、関係機関からの提供、調達の手配を要請する。
- その結果を、道府県、医療実施機関等に報告する。

[政府災対本部医療班]

- オフサイトセンター医療班から医薬品、資機材の提供、調達の要請があった場合には、厚生労働省、国立病院、国立大学付属病院等と調整して確保するとともに、政府災対本部住民安全班輸送・交通グループに、提供・調

安定ヨウ素剤予防服用



達機関から現地医療実施機関への輸送手配を要請する。その結果を、オフサイトセンター医療班に報告する。

【政府災対本部住民安全班輸送・交通グループ】

○政府災対本部医療班からの要請を受けて、消防庁、防衛省等と調整し、医薬品、資機材の提供・調達機関から現地医療実施機関への輸送を手配する。現地での陸上輸送等が必要な場合には、オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループと調整する。

【オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループ】

○政府災対本部住民安全班輸送・交通グループから、調達した医薬品、資機材の現地での陸上輸送等の要請を受けた場合には、市町村消防本部、道府県警察本部、自衛隊等と調整し、輸送手段を手配する。

5) 避難住民等の被ばく状況

【オフサイトセンター医療班】

○以下の事項の把握に努め、定期的に合同対策協議会で報告するとともに、政府災対本部医療班に報告する。

- ・避難所等に開設された各救護所での避難住民の被ばく状況（避難住民人数、推定被ばく線量、汚染確認者数、汚染残存者数等）
- ・初期被ばく医療機関での被ばく医療の状況（受入人数、推定被ばく線量、汚染状況、傷病程度等）
- ・二次被ばく医療機関での被ばく医療の状況（受入人数、推定被ばく線量、汚染状況、傷病程度等）
- ・三次被ばく医療機関での被ばく医療の状況（受入人数、推定被ばく線量、汚染状況、傷病程度等）

【政府災対本部医療班】

○オフサイトセンター医療班からの被ばく医療の状況報告を、政府災対本部で報告する。

6) 安定ヨウ素剤予防服用

【オフサイトセンター医療班】

○放射線班と連携し、緊急事態応急対策調査委員、緊急被ばく医療派遣チーム専門家に対して、大気中の放射性ヨウ素濃度状況を報告し、安定ヨウ素剤予防服用の是非及び対象範囲について助言を求める。必要と判断された場合には、オフサイトセンター総括班及び科学技術・学術政策局次長（原子力安全監）に相談の上、対応方針決定会議の召集を求める。（別図 4-5）

【オフサイトセンター総括班】

○対応方針決定会議を召集するとともに、道府県及び立地市町村に連絡し、知事、市町村長にテレビ会議による参加を呼びかける。

【オフサイトセンター医療班責任者及び放射線班責任者】

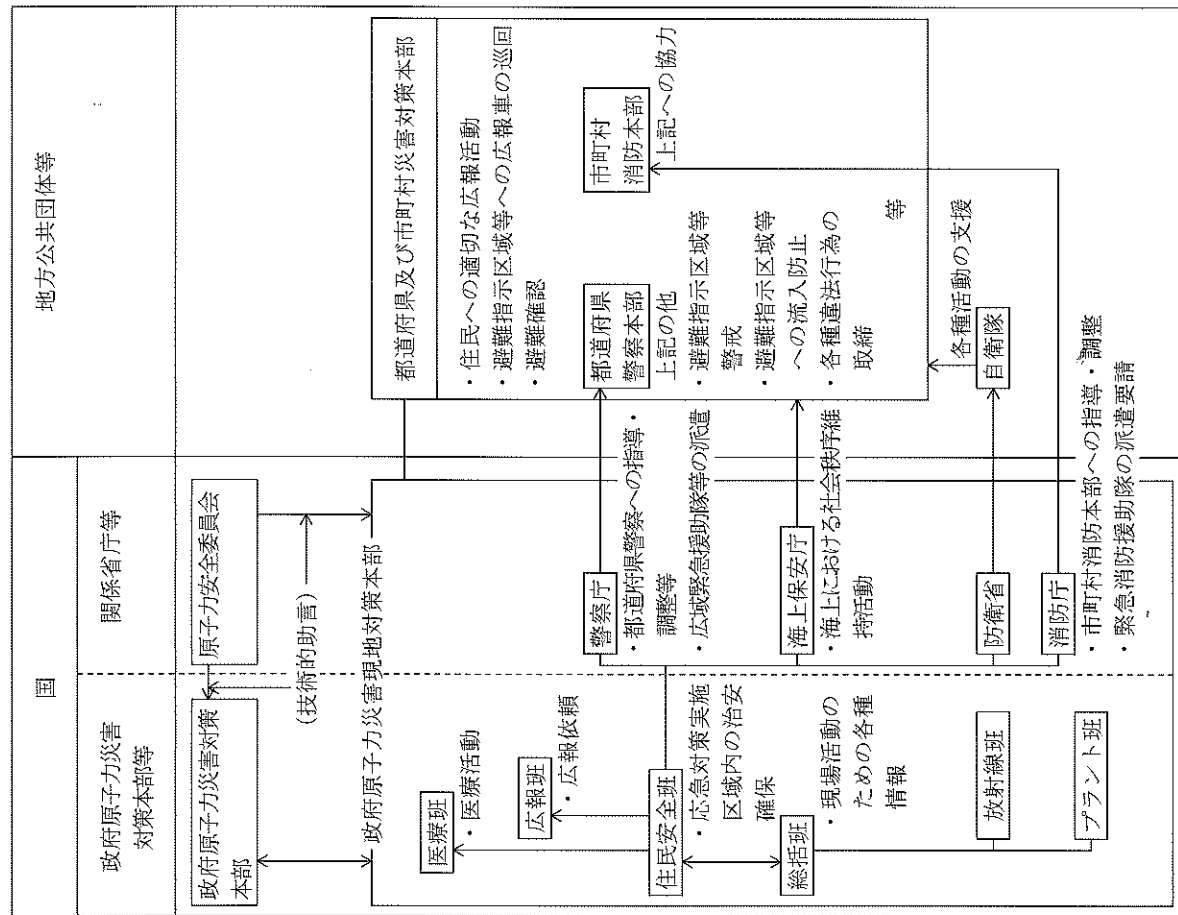
○対応方針決定会議において、大気中の放射性ヨウ素濃度状況を報告し、安定ヨウ素剤予防服用に関する対応方針案を諮る。

【政府現地対策本部長】

○対応方針決定会議構成員の意見を集約し、安定ヨウ素剤予防服用に関する対応方針案を決定し、政府災対本部とテレビ会議等によって協議する。

(5-6) 社会秩序の維持等に関する事項

関係機関は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保に努める。



[オフサイトセンター総括班]

○政府災対本部総括班に連絡し、政府現地对策本部長等と政府災対本部副本部長とのテレビ会議を設定する。また、道府県及び立地市町村に連絡し、知事、市町村長にもテレビ会議への参加を呼びかける。

[政府現地对策本部長]

○道府県知事及び市町村長とともに、政府災対本部副本部長に対して、テレビ会議により、対応方針決定会議での安定ヨウ素剤予防服用の指示に関する対応方針案を報告し、政府災対本部長への意見具申を要請する。

[政府災対本部総括班]

○総理秘書官に連絡し、政府災対本部長と政府災対本部副本部長との会議を設定する。

[政府災対本部副本部長]

○政府災対本部長に対して、対応方針決定会議での安定ヨウ素剤予防服用の指示に関する対応方針案について意見具申し、了解を得る。
○政府災対本部長の了解を得た旨を政府現地对策本部長に連絡する。

[政府現地对策本部長]

○政府災対本部と協議し決定した安定ヨウ素剤予防服用方針を道府県知事、市町村長に指示するとともに、合同対策協議会において報告し、以下の指示を行う。
・記者発表
・住民広報
・関係機関への連絡

[政府災対本部副本部長]

○政府災対本部会議において、安定ヨウ素剤予防服用方針を報告し、以下の指示を行う。
・記者発表
・関係機関への連絡

[オフサイトセンター広報班報道グループ及び広報グループ]

○政府災対本部広報班、道府県及び市町村と、記者発表及び住民広報の内容について協議を行った上で、安定ヨウ素剤予防服用の指示に関する記者発表を行うとともに、道府県及び市町村に対して住民広報を指示する。

[政府災対本部広報班報道グループ及び広報グループ]

○安定ヨウ素剤予防服用の指示について、官房長官から記者発表を行うよう、内閣官房に依頼する。

[オフサイトセンター及び政府災対本部総括班連絡グループ]

○安定ヨウ素剤予防服用について、関係機関に連絡する。

1) 社会秩序の維持に関する指示

【オフサイトセンター住民安全班住民安全グループ（オフサイトセンターが機能するまでは政府災対本部住民安全班住民安全グループが実施）】

○原子力緊急事態宣言発出後直ちに、社会秩序の維持に携わる関係機関（地方公共団体、道府県警察本部、自衛隊、管区海上保安本部及び市町村消防本部）に対して、以下を要請する。

- ・緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保に努めること

- ・特に、避難等を実施していない段階においては、

- 一 独自に自主避難している住民がいるか等、住民の不安・混乱状況（状況によっては、予測被ばく線量に関わらず、念のため、又は、社会秩序維持のために、コンクリート屋内退避等の措置を講じる必要がある。）

- 一 周辺道路における交通渋滞状況

- （状況によっては、避難実施に備え、早期に流入制限、流出促進の措置を講じる必要がある。）

- 等の把握に努め、定期的に報告すること

- ・社会秩序を乱す何らかの事態が発生（発見）したら直ちに連絡すること

○地方公共団体、関係機関（道府県警察本部、自衛隊、管区海上保安本部及び市町村消防本部）が行う社会秩序維持に関する活動状況の把握に努めるとともに、それら機関からの報告による治安状況、住民の混乱状況、周辺道路における交通渋滞状況等の把握に努め、社会維持活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じて調整を行う。

○社会秩序維持に関して広域応援等が必要な場合には、道府県に対して相互応援協定等に基づく他都道府県への協力要請を行うよう助言するとともに、政府災対本部住民安全班住民安全グループに連絡し、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の派遣等、必要な関係機関との調整を要請する。

○社会秩序維持活動の状況、治安状況、住民の混乱状況等について、適宜、合同対策協議会及び政府災対本部住民安全班住民安全グループに報告する。

【政府災対本部住民安全班住民安全グループ】

○オフサイトセンター住民安全班住民安全グループと連絡を取りつつ、現地における社会秩序維持活動の状況、治安状況、住民の混乱状況等に関する情報の収集、整理に努め、適宜、政府災対本部で報告する。

○オフサイトセンター住民安全班住民安全グループから要請があった場合には、社会秩序の維持に関して、警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊、自衛隊の派遣等、関係機関と調整を行い、結果を同グループに連絡する。

【オフサイトセンター総括班、住民安全班住民安全グループ（オフサイトセンターが機能するまでは政府災対本部総括班、住民安全班住民安全グループが実施）】

○関係機関からの報告に基づき、治安状況、住民の混乱状況、周辺道路における交通渋滞状況等の把握に努め、必要に応じて、以下の措置を検討し、事務局長に相談する。

- ・避難等の措置を講じていない段階で、独自に自主避難している住民がい

る等、住民の不安・混乱が増している場合

⇒ 予測被ばく線量に関わらず、念のため、又は社会秩序維持のために、コンクリート屋内退避等の実施を検討する。

- ・避難等の措置を講じていない段階で、発災施設の周辺道路において交通渋滞が激しい場合

⇒ 避難実施の可能性に備え、車両の流入制限、流出促進等の措置の実施を検討する。

- ・交通規制を実施している段階で、その外側地域の道路において交通渋滞が激しい場合

⇒ 迂回し易いように、さらに外側まで交通規制の範囲を広げるとともに、迂回路等の広報の強化を検討する。

○上記状況及び検討結果（措置を講じない場合も含む）について、対応方針決定会議（必要に応じて道府県知事、市町村長とテレビ会議を開催）で協議し、政府災対本部総括班に報告して承認を求める。

【政府災対本部総括班、住民安全班住民安全グループ】

○オフサイトセンター総括班、住民安全班住民安全グループ（必要に応じてオフサイトセンターとテレビ会議を開催）で協議し、オフサイトセンター総括班に必要な指示を行う。

【オフサイトセンター総括班、住民安全班住民安全グループ（又は政府災対本部総括班、住民安全班住民安全グループ）】

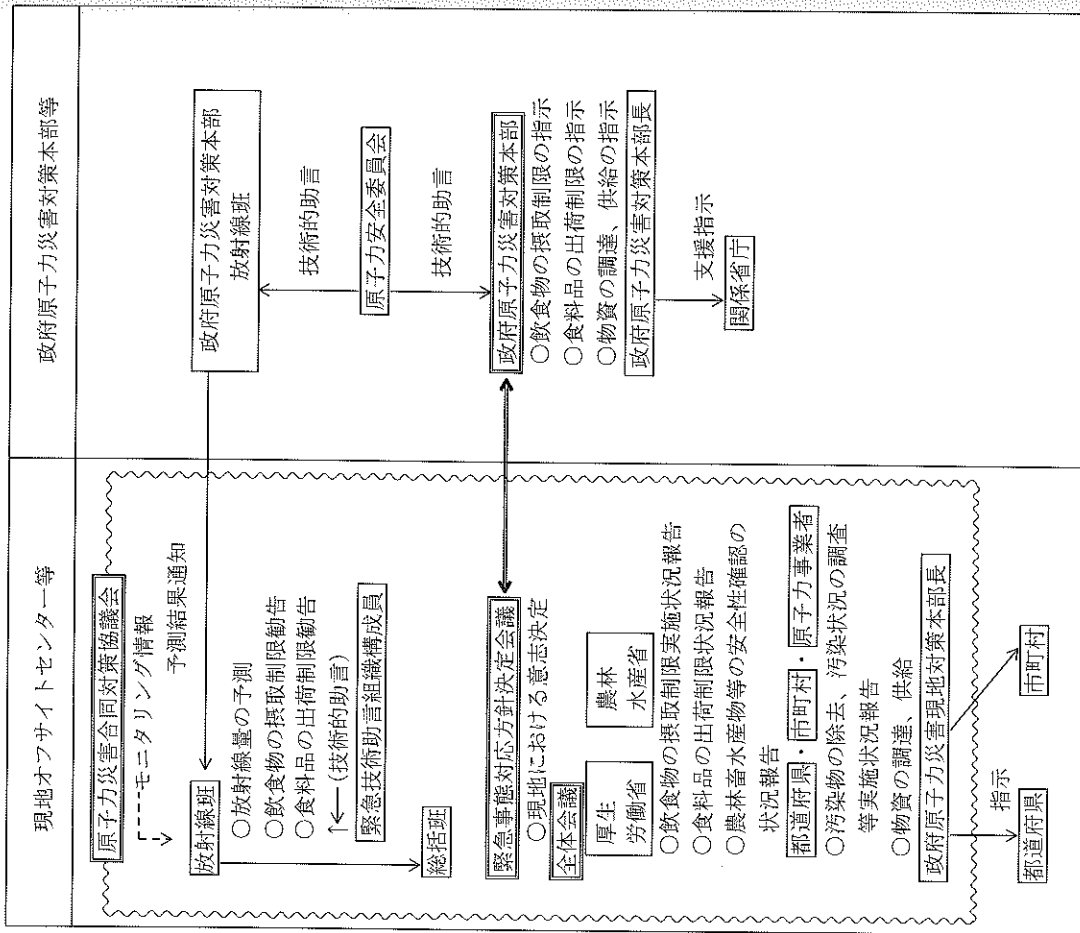
○上記結果に基づき、合同対策協議会を開催し、関係機関に対して必要な指示を行う。

【オフサイトセンター総括班連絡グループ（又は政府災対本部総括班連絡グループ）】

○関係機関に対して必要な指示を連絡する。

2) 飲食物の摂取制限等

放射性物質による汚染状況の調査、食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等については、対応方針決定会議において政府対策本部長の指示を仰ぎつつ、現地での対応方針を決定し、合同対策協議会全体会議において関係省庁、関係機関、地方公共団体（現地）災害対策本部、原子力事業者等に対応方針の実施を指示する。



【オフサイトセンター放射線班】

○本章（5-4）4）項（放射性物質、放射線物質、放射線の放出が始まっており、屋内退避、避難等の対象範囲の妥当性等を確認した後のモニタリング）のモニタリングにおける、飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・魚、その他の農畜水産物、土壌等の環境試料等の放射能（ヨウ素、必要に応じてウラン、プルトニウム等）濃度の測定結果を集約する。

○上記のモニタリング結果が、原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）における飲食物摂取制限に関する指標値（参考27）を超えるものについて、原子力安全委員会緊急技術助言組織等の専門家の助言を踏まえつつ、出荷制限、摂取制限を検討し、総括班、事務局長に相談する。

【オフサイトセンター総括班】

○モニタリング結果及び上記検討結果（制限を実施しない場合も含む）について、対応方針決定会議（必要に応じて道府県知事、市町村長とテレビ会議を開催）で協議し、政府対策本部総括班に報告して承認を求める。

【政府対策本部総括班】

○オフサイトセンターからの報告に基づき、政府対策本部放射線班と相談の上、政府対策本部会合（必要に応じてオフサイトセンターとテレビ会議を開催）で協議し、オフサイトセンターに必要な指示を行うとともに、関係省庁に対して、必要な支援等を要請する。

- ・厚生労働省に対して、飲料水の確保・供給への支援
- ・農林水産省に対して、飲食物出荷制限、代替飲食物の確保・供給への支援
- ・文部科学省本部に対して、流通市場における飲食物の放射能検査への支援

【オフサイトセンター総括班】

○政府対策本部での決定に基づき、合同対策協議会を開催して報告するとともに、関係機関に対して必要な指示・要請を行う。

- ・道府県、市町村に対して
 - 水道担当部局への取水制限の指示、農業協同組合、漁業協同組合等への出荷制限の指示
- ・流通市場等における飲食物の放射能検査、監視の実施
- ・周辺の農業者、酪農業者、漁業者等への出荷制限指示の広報
- ・周辺住民への摂取制限指示の広報
- ・取水制限、出荷制限を行う代替飲食物の確保・供給
- ・道府県警察本部、市町村消防本部に対して
 - 出荷・摂取制限指示の住民広報に関して、広報車等の巡回による協力

【オフサイトセンター広報班報道グループ】

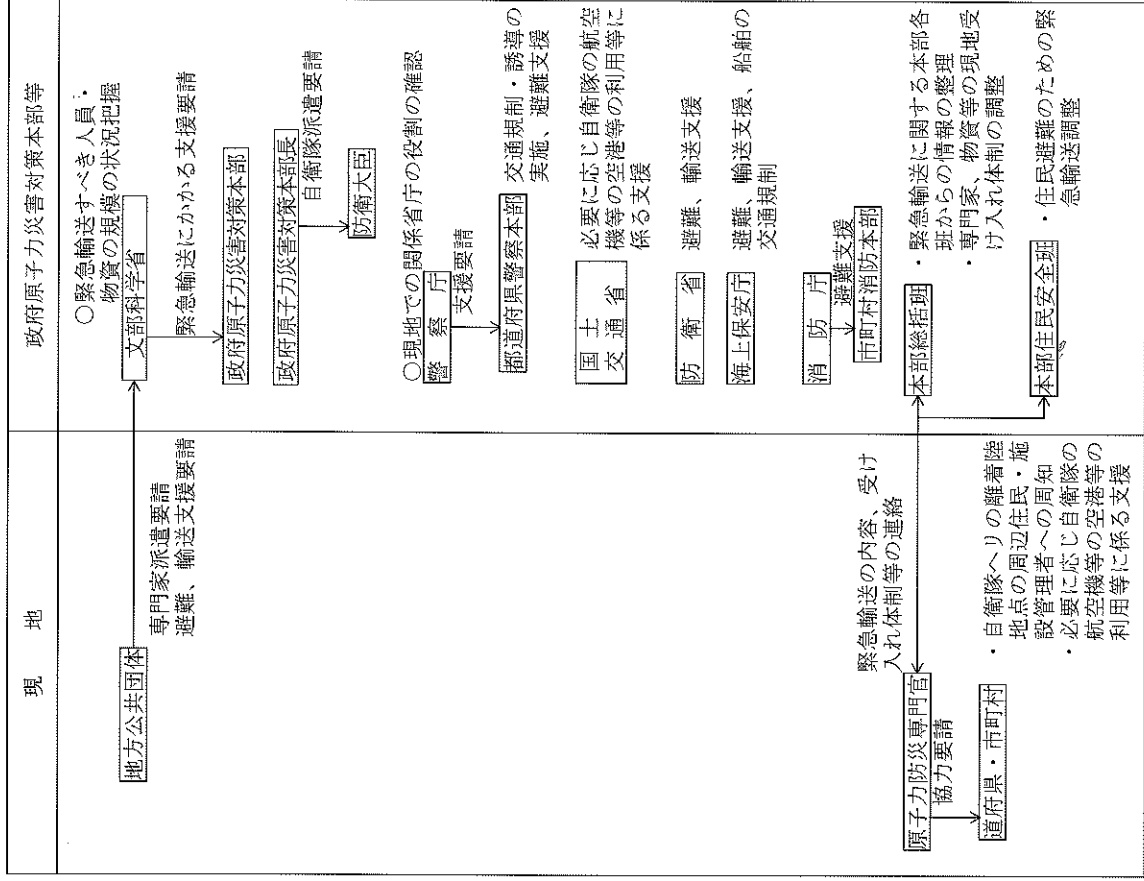
○飲食物のモニタリング結果、出荷・摂取制限指示等に関して、記者発表を行う。

【オフサイトセンター総括班連絡グループ】

○関係機関に対して、飲食物の出荷・摂取制限の実施を連絡する。

(5-7) 緊急輸送の調整

ケース①：原災法第10条前段に基づく通報が発出された後、緊急事態宣言の発出までに時間的猶予がなく、政府現地対策本部等が立ち上がる前に、政府対本部から人員又は物資に係る緊急輸送を要請する場合には、以下のとおりとする。



[政府対本部広報班報道グループ]

○飲食物のモニタリング結果、出荷・摂取制限指示等に関して、記者発表を行う。

[文部科学省本部放射線班]

○流通市場等における飲食物の放射能検査に関して、分析センター等へ支援を要請する。

[オフサイトセンター住民安全班住民安全グループ]

○関係機関が行う食料品の出荷制限、飲食物の摂取制限、代替飲食物の確保・供給の実施状況の把握に努めるとともに、それらの措置が円滑かつ効率行的に行われるよう、必要に応じて調整を行う。

○食料品の出荷制限、飲食物の摂取制限、代替飲食物の確保・供給の実施状況について、適宜、合同対策協議会及び政府対本部住民安全班住民安全グループに報告する。

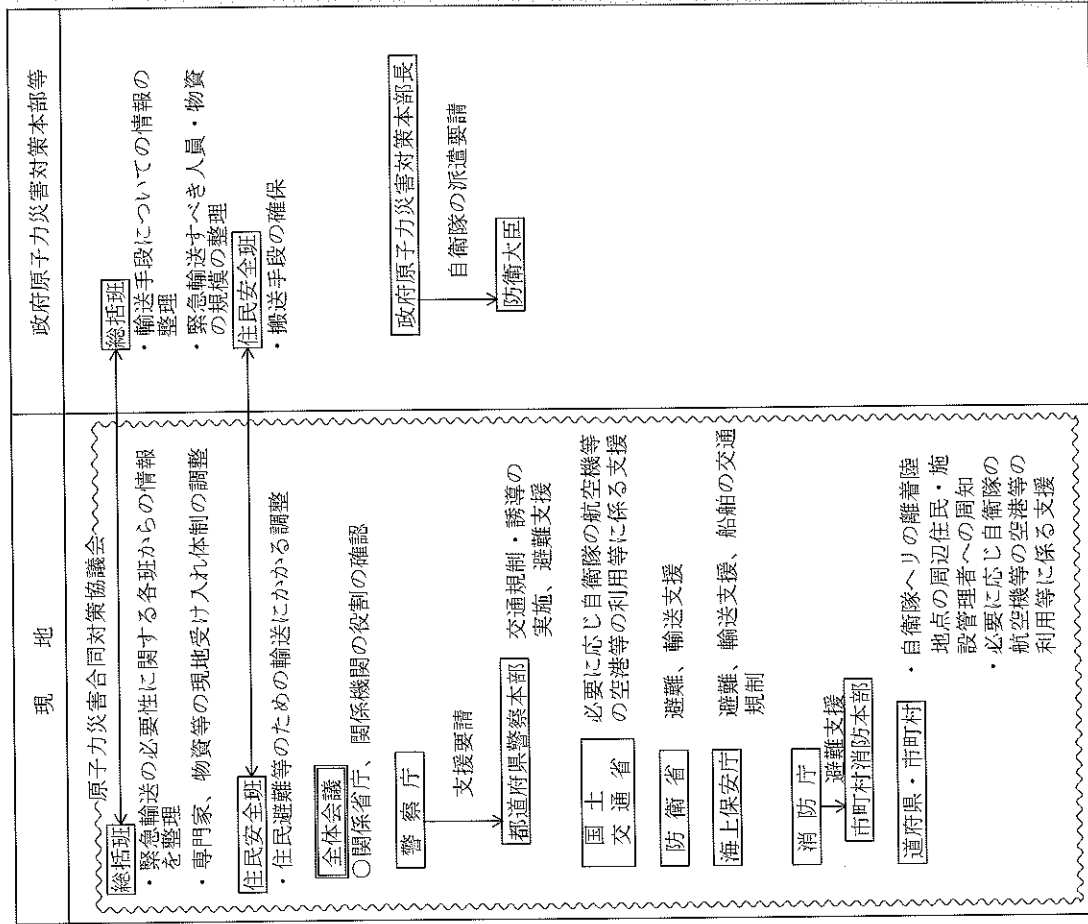
[政府対本部住民安全班住民安全グループ]

○食料品の出荷制限、飲食物の摂取制限、代替飲食物の確保・供給の実施状況について、適宜、政府対本部で報告する。

[オフサイトセンター総括班、住民安全班住民安全グループ]

○上記（飲食物、環境試料等の放射性物質による汚染状況調査）の土壌等の環境試料のモニタリング結果を踏まえ、原子力安全委員会緊急技術助言組織等の専門家の助言を得つつ、汚染物の除去について検討し、事務局長に報告の上、原子力事業者に対して汚染物の除去を指示する。

ケース②：政府災対本部及び政府現地対策本部が設置されている場合であって、政府災対本部から人員又は物資に係る緊急輸送を要請する際には、以下のとおり。



1) 緊急輸送に関して必要な情報の収集等
 [オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループ (オフサイトセンターが機能するまでは政府災対本部住民安全班輸送・交通グループが実施)]
 ○道府県、市町村の協力を得て、緊急輸送の実施に必要な以下の関係施設の場所の早期把握に努める。

- ・直近の空港 (航空自衛隊基地も含む)
 - ・利用可能な複数のヘリポート
 - ・避難所
 - ・緊急医療実施機関
- ヘリポートについては施設管理者に利用の協力要請を行うとともに、市町村に対して、その周辺住民へのヘリコプターの発着についての広報を指示する。また、航空自衛隊基地が遠い場合には、近くの空港への自衛隊航空機等の発着に関して、国土交通省に対して協力要請を行う。
- 道府県警察等と連携して、随時、
- ・交通規制の実施状況
 - ・緊急事態応急対策実施区域だけでなく、上記関係施設までの経路も含めた広範囲の地域での交通渋滞の状況
- 等を把握しておき、緊急輸送実施機関に適宜情報提供を行う。
- また、交通渋滞が激しい場合には、道府県警察に対して、交通規制の強化を要請する。

2) 緊急輸送支援の要請、優先順位の調整
 [オフサイトセンター各班 (オフサイトセンターが機能するまでは政府災対本部各班が実施)]

- 緊急輸送の支援が必要となる場合には、オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループに対して、
 - ・緊急輸送すべき人員・物資の規模
 - ・緊急輸送の発着地点の住所 (明確な場合は不要)、連絡先電話番号
 を明確にして要請するとともに、総括班にもその必要性も含めて連絡する。
- [オフサイトセンター総括班 (オフサイトセンターが機能するまでは政府災対本部総括班が実施)]
 - 緊急事態応急対策の実施の各段階において、オフサイトセンター各班からの複数の緊急輸送の要請が重なる場合には、防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次の優先順位を原則として調整し、住民安全班輸送・交通グループに必要な指示を行う。
 - ・第1順位：人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針決定会議構成員の輸送
 - ・第2順位：避難者の輸送、災害状況の把握、進展予測のための専門家、資機材の輸送
 - ・第3順位：災害応急活動を実施するための要員、資機材の輸送
 - ・第4順位：住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
 - ・第5順位：その他災害応急対策のために必要な輸送

＜緊急輸送支援の例＞

〔（ ）内は想定される緊急輸送実施機関（先導も含む）〕

- ◇原子力緊急事態宣言発出後
 - ・国等の職員、専門家、緊急時モニタリング要員、資機材の輸送（道府県警察本部、自衛隊、民間輸送機関）
- ◇緊急時モニタリングの実施時
 - ・緊急時モニタリング要員、資機材の輸送（道府県警察本部、自衛隊、民間輸送機関）
- ◇避難等の実施時
 - ・防災活動資機材の輸送（道府県警察本部、自衛隊、民間輸送機関）
 - ・避難収容活動、救助・救急活動に関する住民の搬送（道府県警察本部、自衛隊、管区海上保安本部、市町村消防本部）
 - ・救助、救急等のための警察広域緊急援助隊、緊急消防援助隊の派遣（道府県警察本部、自衛隊、市町村消防本部）
 - ・避難所等の住民説明対応のための支援・研修センター、放医研等の専門家の派遣（道府県警察本部、自衛隊）
 - ・避難所運営のための人員、資機材、飲食物等の輸送（道府県警察本部、自衛隊、民間輸送機関）
- ◇緊急被ばく医療の実施時
 - ・避難所から医療実施機関への一般傷病者、被ばく患者の搬送支援（道府県警察本部、自衛隊、市町村消防本部）
 - ・医療実施機関への被ばく医療、放射線管理、保健物理等の専門家の派遣（道府県警察本部、自衛隊、市町村消防本部）
 - ・避難所等への安定ヨウ素剤の輸送（道府県警察本部、自衛隊、市町村消防本部、民間輸送機関）
 - ・医療実施機関への医薬品、資機材の輸送（道府県警察本部、自衛隊、市町村消防本部、民間輸送機関）
- ◇飲食物摂取制限の実施時
 - ・代替飲食物の輸送（道府県警察本部、自衛隊、市町村消防本部、民間輸送機関）

〔オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループ（オフサイトセンターが機能するまでは政府災対本部住民安全班輸送・交通グループが実施）〕

- オフサイトセンター各班からの緊急輸送支援要請に関して、必要に応じて、総括班による調整を踏まえ、緊急輸送実施機関に対して必要な情報（輸送する人員・物資、発着地点の連絡先等）を提供の上、緊急輸送支援の要請、調整を行う。その際、緊急車両でない車両を利用する場合には、道府県警察本部に緊急輸送車両の先導を要請する。

3) 自衛隊への緊急輸送支援を行う場合の手続き

〔オフサイトセンター総括班（オフサイトセンターが機能するまでは政府災対本部総括班が実施）〕

- 自衛隊による緊急輸送支援が必要な場合には、政府災対本部総括班に連絡し、政府災対本部長の了解を得て、防衛省運用企画局事態対処課に対して自衛隊への支援を要請する。ただし、自衛隊による輸送支援について包括

的に了解が得られている場合には、個別支援要請について政府災対本部総括班に報告することにより、防衛省に支援要請することができるものとする。

〔政府災対本部総括班〕

- 自衛隊による緊急輸送支援について、オフサイトセンター総括班から連絡があった場合には、政府災対本部長に（なるべく包括的な）了解を得て、同班に報告する。なお、包括的な了解が得られている個別支援については、まとめて定期的に政府災対本部長に報告することとする。

4) 緊急輸送支援の実施状況の把握

〔オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループ（オフサイトセンターが機能するまでは政府災対本部住民安全班輸送・交通グループが実施）〕

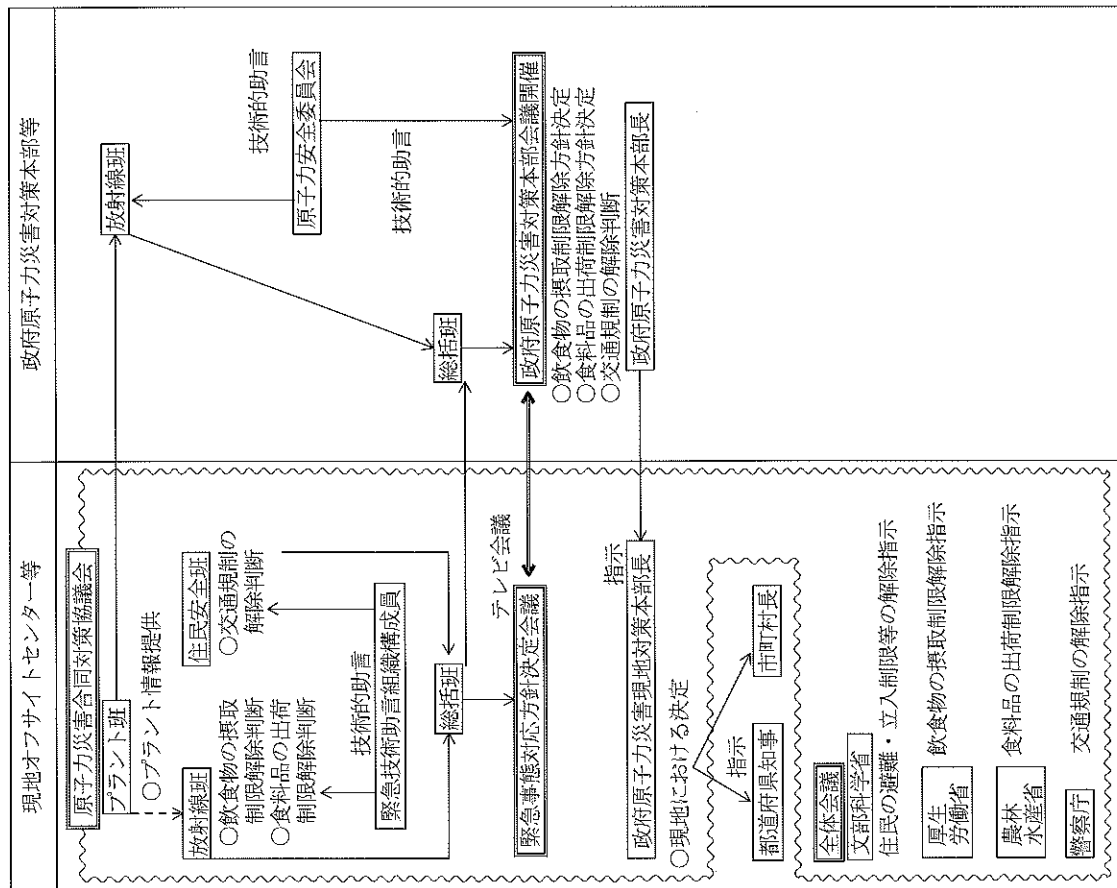
- 関係機関による緊急輸送の実施状況について把握するとともに、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要な調整を行う。また、緊急輸送の実施状況について適宜合同対策協議会で報告する。

〔政府災対本部住民安全班輸送・交通グループ〕

- 関係機関による緊急輸送の実施状況について把握するとともに、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要な調整を行う。また、緊急輸送の実施状況について適宜政府災対本部で報告する。

6. 各種制限措置の解除等（政府原子力災害対策本部存在段階）

合同対策協議会対応方針決定会議は、環境モニタリング等による放射線影響予測等の情報を基に、テレビ会議等を利用して、原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員等の技術的助言を参考に、政府原子力災害対策本部と各種制限措置の解除について検討し、現地としての方針を決定した場合、合同対策協議会において報告し、関係省庁、地方公共団体（現地）災害対策本部に指示する。



(6-1) 状況報告

1) プラント情報

[オフサイトセンタープラント班]

○事業者からのプラント状況の報告や原子力安全委員会緊急技術助言組織等の専門家の助言を踏まえ、事故が終息に向かっていると判断される場合には、オフサイトセンター放射線班、総括班、事務局長に報告するとともに、合同対策協議会で報告する。

2) 環境放射線情報

[オフサイトセンター放射線班]

○以下の情報や原子力安全委員会緊急技術助言組織等の専門家の助言を踏まえ、周辺環境中での放射線状況が今後減少していくと判断される場合には、オフサイトセンター総括班、事務局長に報告するとともに、合同対策協議会で報告する。

- ・オフサイトセンタープラント班からのプラント情報（今後の予測も含む）
- ・環境モニタリング結果
- ・放出源情報に基づく放射線影響予測計算結果

(6-2) 各種制限措置の解除等の検討

1) 屋内退避、避難等の措置の解除等の検討

[オフサイトセンター総括班、プラント班、放射線班]

○屋内退避、避難等の措置を講じている場合に、以下の情報や原子力安全委員会緊急技術助言組織等の専門家の助言を踏まえ、措置の一部範囲の解除、避難から屋内退避への変更等を行っても良いと判断される場合には、事務局長に協議し、下記（6-3）の対応を図る。（ただし、原災法第15条の緊急事態宣言において公示した内容を変更することになる場合には、下記（7-2）～（7-5）と同様の手続きにより、公示の変更の手続きを行う。）

- ・プラント状況
- ・環境モニタリング結果
- ・放出源情報に基づく放射線影響予測計算結果

○また、その検討状況をオフサイトセンター住民安全班・交通グループに連絡する。

[オフサイトセンター住民安全班・交通グループ]

○上記の屋内退避、避難等の措置の解除等を行うことが検討されているに伴い、現在講じている交通規制等も同時に（一部範囲の）解除しても良いと判断される場合には、総括班、事務局長に協議する。

2) 飲食物摂取制限及び食料品出荷制限の解除の検討

[オフサイトセンター放射線班、住民安全班住民安全グループ]

○飲食物摂取制限及び食料品の出荷制限を行っている場合に、以下の情報や

7. 原子力緊急事態解除宣言の発出及び政府原子力災害対策本部等の廃止

(7-1) 原子力緊急事態終息の判断

[オフサイトセンタープラント班]

○事業者からのプラント状況の報告や原子力安全委員会緊急技術助言組織等の専門家の助言等を踏まえ、事故が終息したと判断される場合には、オフサイトセンター総括班、放射線班、事務局長に報告する。

[オフサイトセンター放射線班]

○緊急時モニタリングの結果や原子力安全委員会緊急技術助言組織等の専門家の助言等を踏まえ、いずれの地域においても、空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素濃度等が十分低くなっており、周辺環境が安全であると判断される場合には、オフサイトセンター総括班、事務局長に報告する。

(7-2) 対応方針決定会議における検討

[オフサイトセンター総括班]

○オフサイトセンタープラント班及び放射線班からの上記報告を踏まえ、原子力災害の拡大防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなり、原子力緊急事態を解除しても良いと判断される場合には、事務局長に相談の上、対応方針決定会議を召集する。

[オフサイトセンター総括班責任者、プラント班責任者、放射線班責任者]

○対応方針決定会議において、プラント班責任者から事故終息の判断結果、放射線班責任者から周辺環境の安全性の判断結果等を説明した上で、総括班責任者から原子力緊急事態宣言の解除に関する協議を行う。

[政府現地对策本部長]

○対応方針決定会議での協議を踏まえ、原子力緊急事態宣言を解除すべき旨を内閣総理大臣に上申する方針を決定する。

(7-3) 内閣総理大臣への上申

[オフサイトセンター総括班]

○政府現地对策本部総括班に連絡し、政府現地对策本部長等と政府現地对策本部副本部長とのテレビ会議を設定する。また、道府県及び立地市町村に連絡し、知事、市町村長にもテレビ会議への参加を呼びかける。

[政府現地对策本部長]

○道府県知事及び市町村長とともに、政府現地对策本部副本部長に対して、テレビ会議により、原子力災害の拡大防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなり、原子力緊急事態宣言を解除すべき旨を内閣総理大臣に上申するよう要請する。

[政府現地对策本部総括班]

○総理秘書官に連絡し、内閣総理大臣と政府現地对策本部副本部長との会談を設定する。

[政府現地对策本部副本部長]

○内閣総理大臣に対して、原子力災害の拡大防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなり、原子力緊急事態宣言を解除すべき旨を上申する。

原子力安全委員会緊急技術助言組織等の専門家の助言を踏まえ、今後は原子力防災指針における飲食物摂取制限に関する指標値を下回り、制限措置を継続する必要がなくなったと判断される場合には、総括班、事務局長に協議し、下記(6-3)の対応を図る。

- ・プラント班からのプラント情報
- ・飲食物中の放射性ヨウ素濃度等の測定値
- ・畑、放牧場の土壌表面の放射性ヨウ素等の蓄積量の測定値
- ・今後の放射性ヨウ素等の地表蓄積量予測計算結果

3) 交通規制の解除等

[オフサイトセンター住民安全班輸送・交通グループ]

○以下の様な場合であって高度な判断が不要な場合には、オフサイトセンター総括班、事務局長に報告の上、合同対策協議会において報告し、関係機関に対して、交通規制の(一部)解除を指示する。(この場合には、下記(6-3)の対応は不要であり、広報のみを行う。)

- ・緊急事態宣言後、避難等の実施を想定した避難経路の確保等のために交通規制を実施していたが、避難等の措置が不要であることが明確になった場合
- ・避難等を円滑に実施するために、避難対象地域よりも広範な地域での交通規制を実施していたが、避難等の措置が完了し、交通規制の範囲を縮小しても良いと判断した場合

(6-3) 制限措置の解除

[オフサイトセンター総括班]

○上記報告に基づき、制限措置を継続する必要がなくなったと判断される措置に関して、対応方針決定会議を召集する。

[政府現地对策本部長]

○対応方針決定会議において、制限措置の解除について対応方針案を決定の上、テレビ会議を利用し、政府現地对策本部副本部長に政府現地对策本部への意見書を要請する。

[政府現地对策本部副本部長]

○原子力安全委員会等の技術的助言を踏まえつつ、制限措置の解除について政府現地对策本部副本部長に対して意見書し、了解を得る。

○政府現地对策本部副本部長の了解を得た旨を政府現地对策本部長に連絡する。

[政府現地对策本部長]

○政府現地对策本部長の了解を得た制限措置の解除について、合同対策協議会において報告し、関係省庁、地方公共団体(現地)災害対策本部に指示する。

[オフサイトセンター総括班連絡グループ]

○関係機関に対して、制限措置の解除を連絡する。

[オフサイトセンター広報班報道グループ]

○制限措置の解除に関して、記者発表を行う。

[政府現地对策本部広報班報道グループ]

○制限措置の解除に関して、記者発表を行う。

(7-4) 原子力緊急事態解除宣言に関する原子力安全委員会の意見聴取

[政府災对本部総括班]

- 内閣総理大臣から、原子力災害の拡大防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなった旨の判断が得られたら、内閣府に対して、原子力緊急事態解除宣言に関する原子力安全委員会の意見聴取手続を開始するよう要請するとともに、意見聴取の結果を報告するよう要請する。(参考28)

「内閣府」

- 内閣府原子力安全委員会事務局に対して、口頭で原子力安全委員会開催を依頼するとともに、意見聴取（内閣総理大臣から原子力安全委員会に対する原子力緊急事態解除宣言についての諮問）の手続き（意見を求める文書の決裁）を開始する。また、原子力安全委員会の意見の答申を政府災対本部総括班に報告する。

內閣府原力安全委員會。會議紀錄。

- 原子力安全委員会を開催し、原子力緊急事態解除宣言についての諮問に対する原子力安全委員会の意見の答申を決定し、内閣府に報告する。

(7-5) 原子力緊急事態解除宣言の発出及び政府原子力災害対策本部等の廃止

政府災对本部事務局長

- 内閣総理大臣に対して、原子力緊急事態解除宣言についての原子力安全委員会及び政府の答申を報告し、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに政府対策本部及び政府現地対策本部の了解を得るとともに、原子力緊急事態解除宣言発出後においては、関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議を開催する旨を報告する。

政府災对本部総括班

- 内閣府に対して、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに政府災対本部及び政府現地対策本部の廃止の原子力緊急事態解除宣言の発出に係る手続きを開始するよう要請する。〔内閣府は、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに政府災対本部及び政府現地対策本部の廃止に係る告示の手続きを行う。〕

(参考29、参考30)

- 政府災对本部会議を開催する。

内閣総理大臣

- 政府災対本部会議において、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに政府災対本部及び政府現地対策本部の廃止を決定した旨を周知する。

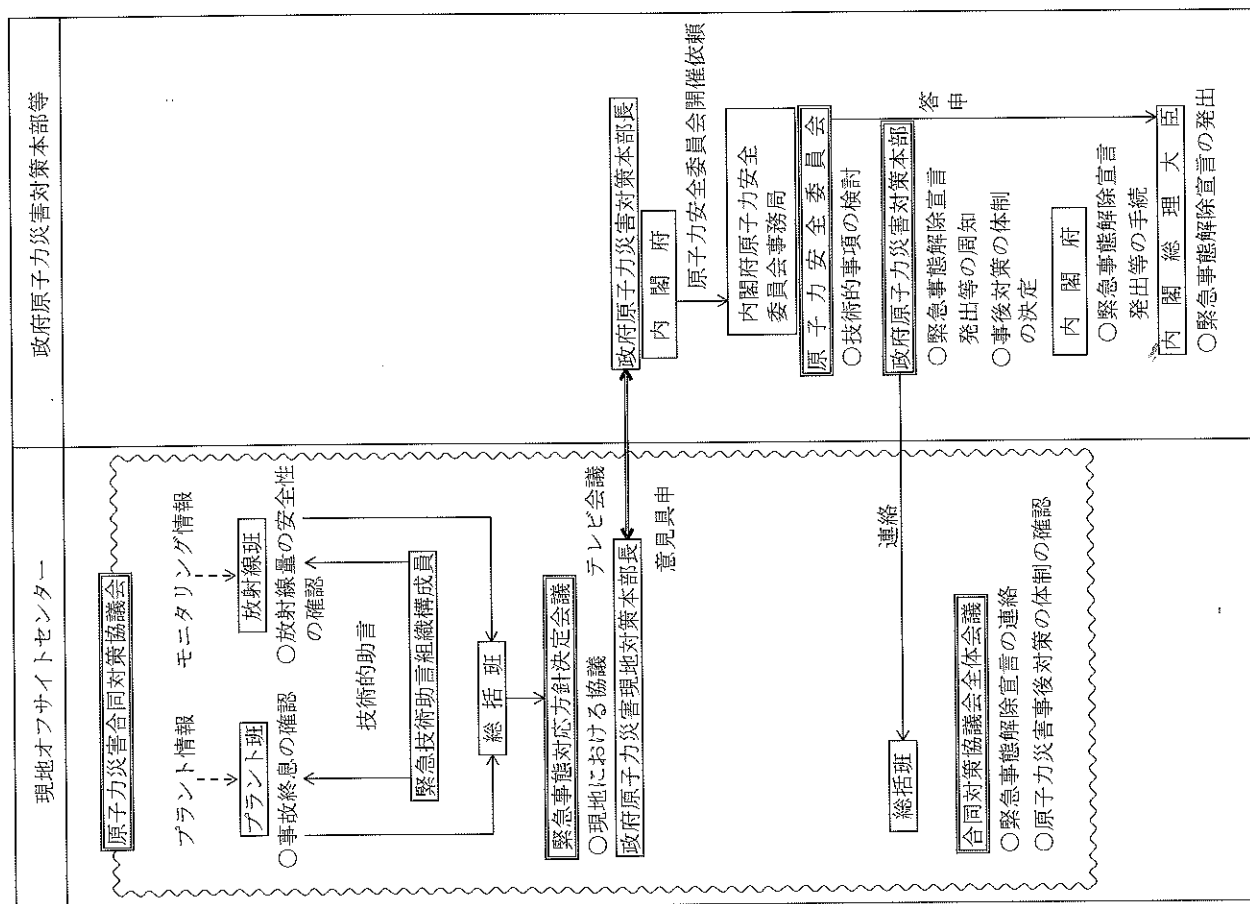
政府災对本部総括班]

- 政府災対本部会議において、原子力緊急事態解除宣言発出後においては、関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議を開催する旨を報告する。

- 政府現地対策本部総括班に対して、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに政府災対本部及び政府現地対策本部の廃止を伝える。

オフサイトセンター総括班]

- 合同対策協議会を通じて、関係地方公共団体に、原子力緊急事態解除宣言の発出並びに政府対本部及び政府現地対策本部の廃止を伝えるとともに、原子力緊急事態解除宣言発出後においては、関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議を開催する旨を報告する。



8. 原子力災害事後対策体制

(8-1) 関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議の開催

[政府災対本部総括班、オフサイトセンター総括班]

- 原子力緊急事態解除宣言が発出された後の環境モニタリング、医療活動、風評被害対策等の事後対策を円滑に実施するため、関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議を開催する。
- 原子力緊急事態解除宣言後直ちに第1回関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議を開催し、関係機関等の事後対策の体制、役割分担の明確化及び講ずべき事後対策の内容の確認等を行う。以後、必要に応じて同連絡会議を開催する。
- 原子力緊急事態解除宣言が発出された後において、各種制限措置が解除されていく場合、関係省庁事後対策連絡会議又は現地事後対策連絡会議において、各種制限措置の解除について検討し、解除してもよいと認められたときは、関係する省庁は解除を指示する。

(8-2) 関係省庁事後対策連絡会議の構成及び運営

- 関係省庁事後対策連絡会議は、科学技術・学術政策局長が議長を務める他、防災環境対策室長が構成員となっている。その他構成員等は(参考31)のとおりである。
- 会議には、必要に応じて原子力安全委員会委員、緊急事態応急対策調査委員、原子力事業者等の参加を要請する。
- 関係省庁事後対策連絡会議に係る事務は、文部科学省本部が全体のとりまとめ、官邸との連絡・調整、関連情報の集約・整理、資料の作成、プレス対応、会場設営、関係省庁との連絡調整等を行う。

(8-3) 現地事後対策連絡会議の構成及び運営

- 現地事後対策連絡会議は、必要に応じて開催し、原子力規制室長又は原子力安全管理事務所長が議長を務め、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁等関係省庁担当者その他、関係都道府県及び市町村職員、原子力事業者、緊急事態応急対策調査委員等専門家が構成員として参加する。
(参考32)
- 開催場所はオフサイトセンターとし、関係都道府県、関係市町村、原子力事業者、専門家等の間で、以下についての情報共有を図るとともに、関係省庁の行う措置及びその準備状況についての調整を行う。
放射線物質等に関する調査
周辺住民等に対する健康診断
周辺住民等に対する健康相談の実施その他医療に関する処置
風評被害対策等
- 現地事後対策連絡会議に係る事務については、以下のよう分担する。
文部科学省
：会議の庶務、関連情報の集約・整理、資料の作成、会場設営等

関係都道府県及び市町村：関連情報の集約・整理、上記への協力

原子力事業者

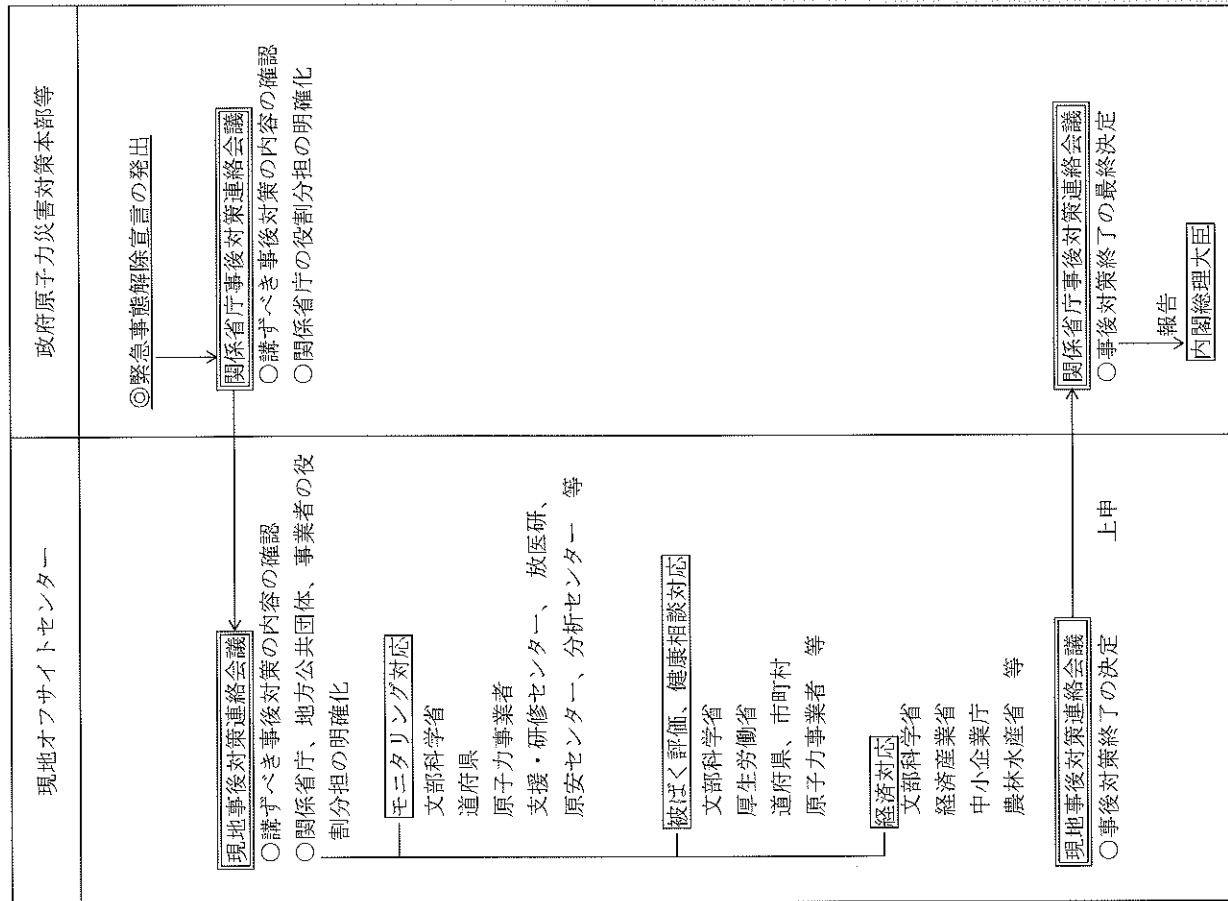
：事故の状況及び経過ならびに事後対策実施状況等情報の集約・整理、資料の作成、住民への説明等

(8-4) 関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議の廃止

[関係省庁事後対策連絡会議議長]

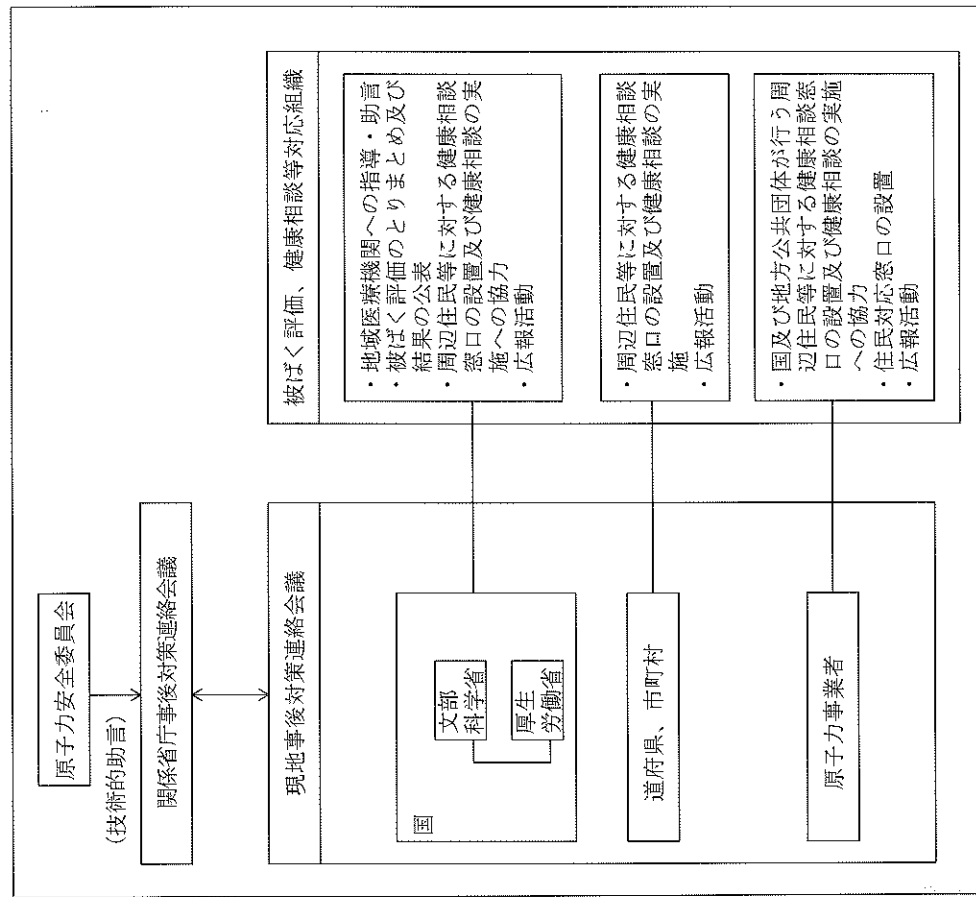
- 現地事後対策連絡会議の議長と協議し、関係省庁事後対策連絡会議及び現地事後対策連絡会議について開催の必要がないと判断した場合に同会議を廃止するものとする。
- 関係省庁事後対策連絡会議において事後対策の実施のため必要があると認められた場合には、関係する省庁は指名する者を現地に滞在させるものとする。
- (8-5) 文部科学省内の事後対策対応体制
 - 原子力緊急事態宣言が解除された後も、事後対策に万全を期するため、文部科学省本部を当分の間設置する。(別図4-7)
 - その場合、総括班、プラント班、放射線班、広報班に付加される業務は、以下のとおりである。
 - 総括班・・・風評被害対策、健康相談体制検討
 - プラント班・・・事故原因究明、再発防止対策
 - 放射線班・・・環境モニタリングに関する支援体制とりまとめ、助言
 - 住民の被ばく線量評価に係る指導・助言
 - 広報班・・・適正な流通の促進のための広報活動

事後対策体制



(8-6) 被ばく評価、健康相談等

- ①国は道府県と協力して、被ばく評価を早急に行う。
- ②安全規制担当省庁、道府県、市町村及び原子力事業者は、連携して原子力事業所周辺の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、オプササイトセンターもしくは関係地方公共団体のしかるべき場所に健康相談窓口を開設する。



1) 被ばく評価

(専門家から構成される被ばく線量評価と健康管理の2つの機能の検討委員会を設置して対応するものとする。)

a) 周辺環境での被ばく線量評価のための基礎資料の作成 (被ばく線量評価検討委員会関係)

○支援・研修センター、放医研等の協力を得て、以下の情報を基に、放射性物質等の放出開始時刻から屋内退避、避難等の措置が解除された時刻までの間について、各地域(16方位、50m毎)内での30分毎(線量率が大きい時間帯については、より短い時間帯)の線量(外部被ばく、内部被ばくの合計)を算出する。

- ・周辺環境でのモニタリング結果(空間線量率、大気中放射性ヨウ素濃度等)

- ・実際の放出源データ、実気象データに基づくSPED Iによる空間線量率、大気中放射性ヨウ素濃度等の計算結果

(なお、JCO事故の際には、上記時間内の被ばくを評価、検討した上で、他は十分に小さいことから、臨界継続時の中性子線、γ線による線量を詳細に検討した。)

b) 被ばく評価を行うべき範囲の確定 (健康管理検討委員会関係)

○被ばく評価を行うべき地域の範囲、対象者の範囲としては、基本的には、以下の通りとするが、上記 a) の基礎資料を基に、被ばく線量評価の検討委員会の意見を踏まえて決定する。

- ・地域の範囲：屋内退避、避難等の措置を講じた地域内
- ・対象者の範囲：放射性物質等の放出開始時刻から屋内退避、避難等の措置が解除された時刻までの間に、上記地域内に滞在した原子力施設従事者(事業所従業員以外の者も含む)、住民、一時滞在者、防災業務関係者(必要に応じて報道関係者も含む)。ただし、原子力施設従事者、防災業務関係者については、それぞれの機関が下記に基づいて線量を評価するものとする。また、各個人レベルの線量評価は、線量の高い地域のみに限定し、それ以外の地域については、地域毎の最大値の評価に代えることも可能と考えられる。

c) 対象者の行動調査及び被ばく線量評価 (被ばく線量評価検討委員会関係)

○行動調査票を作成の上、道府県、市町村、事業者、支援・研修センター、放医研等の協力を得て、調査対象の住民、一時滞在者について、調査票への記入又は面接により、どの時間帯にどの地域のどのような施設(又は屋外)に滞在していたか(線量率の高い地域、時間帯については、記憶している限り詳細に)を調査する。

○行動調査結果及び上記 a) の基礎資料に基づき、各対象者の被ばく線量評価を行う。なお、原子力施設従事者、防災業務関係者等については、携帯していた線量計、ホールボディカウンタ等による測定値を用いるもの

とする。

○被ばく線量評価の検討委員会に調査対象者等の被ばく線量評価案を報告し、了解を得る。

d) 被ばく線量に対する評価及び公表

○健康管理の検討委員会において、上記被ばく線量の検討委員会での線量評価結果を踏まえ、その健康影響等についての報告書に取りまとめる。

その際、今後の健康管理について、対象者、留意すべき事項、定期的な健康診断の必要性、診断項目等についても含めるものとする。

○道府県、市町村、事業者、支援・研修センター、放医研等の協力を得て、各対象者に対して、各人の被ばく線量値及びそれによる影響についての説明等を行った上で、検討委員会報告書を記者発表、公表する。

2) 健康相談等

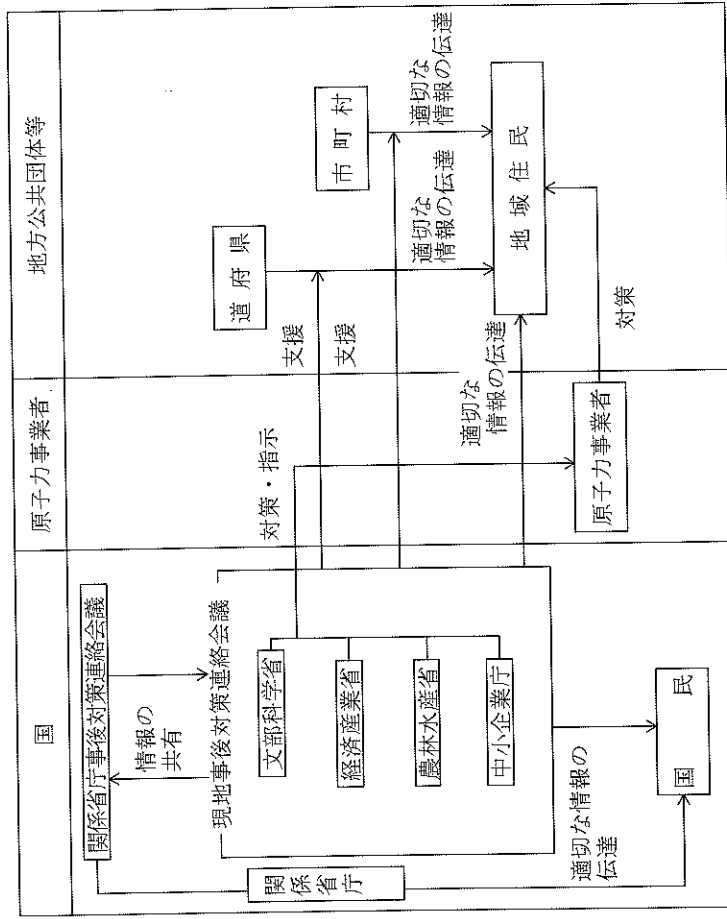
○上記1) d) による専門家からなる検討委員会での周辺住民の被ばく評価結果を踏まえ、道府県等において、地元医師会、放射線技師会等の協力を得て、必要に応じて、周辺住民等の健康管理等のための体制を整備し、説明会や定期的な健康診断の実施等を行うものとする。

○また、周辺住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、道府県、市町村等が、支援・研修センター、放医研等の協力を得て、オフサイトセンターもしくは関係地方公共団体のしかるべき場所に健康相談窓口を開設するものとする。

○なお、原子力施設従事者については、事業者が対応するものとする。

(別図 4-8)

風評被害対策



(8-7) 風評被害対策等

【文部科学省本部総括班】

○関係省庁事後対策連絡会議等において、以下の関係機関が行う風評被害対策等についてとりまとめを行う。(別図 4-8)

【国(文部科学省、経済産業省、農林水産省、中小企業庁)及び地方公共団体】

○原子力災害による風評被害等の影響を未然に防止又は軽減するため、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

○被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

○必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備近代化資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

○生活必需品の物価の監視を行う。

【国民生活金融公庫等政府系中小企業金融機関】

○被災した中小企業を支援するため、災害復旧貸付により、運転資金、設備復旧資金の貸付を行う。

【農林漁業金融公庫】

○被災した農林漁業者に対する低利融資を行う。

第2編 所管外原子力事業所編

第1章 フェーズ2における対応（原災法第10条該当）

1. 通報連絡

(1-1) 省内周知等

[防災環境対策室長]

○経済産業省が安全規制を担当する原子力施設等において、原災法第10条の特定事象発生の通報があった場合、(別冊資料1.「防災手帳」の第2部「文部科学省原子力災害対策本部構成員必携」の6.(別紙1)の連絡網を通じて)省内関係者に所管外原子力事業所での事故であることを強調して連絡する(以下就業時間外である場合には、文部科学省原子力災害対策支援本部(以下「支援本部」という。)要員等省内関係者は直ちに登庁するよう伝える。

(1-2) 放射能影響予測の指示等

[防災環境対策室]

○上記通報を受けたら直ちに、原子力安全・保安院原子力防災課に対して、以下の要請を行う。

- ・放出源情報(放出開始時刻、放出核種、放出量、放出継続時間等)の提供
- ・希ガスのガンマ線、放射性ヨウ素の大気中濃度以外に、被ばく評価上考慮すべき(支配的となる)核種(ウラン、プルトニウム等)、放射線(中性子線等)の放出があるか(あり得るか)否かの情報提供

なお、後者については、専門家の助言も求める。

○放出源情報の有無にかかわらず、直ちに原安センターに連絡し、以下の指示をする。

- ・SPPEDIを緊急時モードにし、モニタリングポスト等のデータの監視

- ・単位量放出による下記の放射能影響予測を実施し、結果を文部科学省(非常災害対策センター)、オフサイトセンター、原子力安全委員会、道府県及び支援・研修センターの端末に配信すること(その際、必要に応じ、前提条件、留意点等も連絡すること)

第1報の連絡受信直後に計算する図形(特別の指示がない場合)

- ①当初1時刻目の風速場図形
- ②当初1時間の希ガスの空気吸収線量率図形
- ③当初1時間の放射性ヨウ素の大気中濃度図形

なお、放出源情報が得られている場合及び希ガス・放射性ヨウ素以外に被ばく評価上考慮すべき核種がある場合には、原則として通報様式により指示するものとする(別冊資料2. EOC/OFC機能班活動マニュアル参照)。この場合には、事業者から得られた放射性物質の放出データについて、以下を確認する。

- ・放出した核種が希ガスの場合は、 0.5MeV 換算値であるか。
- ・放出した核種がヨウ素の場合は、ヨウ素131等価量であるか。
- ・文部科学省(非常災害対策センター)及びオフサイトセンターへの担当者派遣。

2. 文部科学省原子力災害対策支援本部の設置等

(2-1) 文部科学省原子力災害対策支援本部の設置

[科学技術・学術政策局長]

- 事務次官の指示を受けて、放射能影響予測等の実施、学校等における防護措置、情報収集及び伝達、国立学校及び都道府県等への指導・助言等、事故対応対策に係る関係機関との連絡その他の文部科学省における災害応急対策に関する事務を行う支援本部を設置し、原子力安全課長に対して、速やかな本部設営を指示する。
- 大臣及び副大臣に事象の概要、支援本部の設置を報告する。

[原子力安全課長]

- 原子力安全課担当者及び防災環境対策室担当者に対し、非常災害対策センター内に支援本部の設営を指示する。

(2-2) 文部科学省原子力災害対策支援本部の構成員

- 支援本部は、事務次官を本部長、官房長及び科学技術・学術政策局長を副本部長とし、別表5-1に示す構成員から成る。
- 支援本部に事務局を置き、事務局長は科学技術・学術政策局長とする。事務局には、総括班、放射線・医療班、文教班、庶務班、支援班を置く。それぞれ別の班の役割、班長、副班長は、別表5-1に示すとおりである。

[原子力安全課、防災環境対策室]

- 非常災害対策センターに設置されたSPEDI端末の立ち上げを行い、防災原子力事業所が所在する地方公共団体のモニタリングデータの監視を行うとともに、機器の立ち上げ、施設周辺地域地図の貼付け、関係連絡先、電話、FAX番号等の必要情報の掲示を行う。

(2-3) 情報の共有・記録

[外部からの連絡受信者]

- 外部からの連絡を受けた者は、直ちに支援本部内で報告するとともに、ホワイトボードに、受報時刻、発信者、内容を記入する。

[外部への指示連絡者]

- 外部機関に指示等の連絡を行った者は、直ちにホワイトボードに、発信時刻、相手方、内容を記入する。

[支援本部総括班]

- 文部科学省及び文部科学省関係指定公共機関等が行う応急対策活動状況等を随時、内閣府に連絡する。

- ホワイトボードの記録を保存するとともに、時系列を整理する。(支援本部で収集すべき事項：参考5)

[支援本部各班]

- 情報伝達の明確化

外部より班に入った情報は、適宜コピーを行い、総括班他各班に配付するものとする。このとき、入手時刻、入手元及び配布先を配布物に記入する。また、必要に応じて説明を加える。さらに5-6ページ及び5-7ページに示す機能班等に周知が必要な場合、適宜館内放送も活用する。

※機能班員の心得メモ(3-9頁)参照

(1-3) 指定公共機関等関係機関への連絡及び要請

[防災環境対策室]

- 関係指定公共機関等に対して、電話等により、事象の概要、事象進展の見通しを連絡するとともに、専門家派遣、モニタリング支援体制、緊急被災医療体制等の準備について要請する。

<関係機関と要請内容>

(機関)

- ・ 支援・研修センター (要請内容) 専門家派遣(文部科学省への派遣を含む)、モニタリング支援、支援センター準備
- ・ 放医研 専門家派遣、モニタリング支援、緊急被災医療派遣チーム派遣準備、緊急被災医療ネットワーク会議への連絡
- ・ 広島大学 専門家派遣、緊急被災医療派遣チーム派遣準備
- ・ 原安センター SPEDI 要員派遣準備、モニタリング支援準備
- ・ 分析センター 専門家派遣、モニタリング支援準備
- ・ 経済産業省 電力事業者によるモニタリング支援準備(必要に応じて)

国立大学法人支援課長

私学行政課長
私学助成課長
原子力安全課長
原子力安全規制室長
原子力安全課放射線規制室長
原子力安全課防災環境対策室長
原子力安全課原子力安全国際係室長
研究振興戦略官
原子力計画課長
原子力研究開発課長
企画・体育課長
学校健康教育課長
政策課長
伝統文化課長

※※※

政策局長が指名する

等においてあらかじめとら
が発生した場合、現
副本部長及び本部長
援本部の事務につい

影響予測等の実施、
な対応が必要なもの
本部員等による体制
議は、科学技術・学
学術政策局長及び上
術政策局長が必要に
う。

、科学技術・学術政
事務局長の職務は、科
で施設設関係につい
のとする。

(◎)班長 ○副班長 △専門家 ●関係省庁事故対策連絡会議構成員)

班構成員	主要な役割、任務
<総括班> ◎原子力安全課長 ・原子力安全課法令係員 ○●防災管理対策官 ・防災室防災第1係長 ・防災室係員 ○原子力安全課補佐(総括) ・原子力安全課法令係員 ○立対室補佐(総括) ・立対室係長 ○総務課広報室補佐 ・原子力安全課総括係長 ・総務課広報室職員 ○官房総務課企画官 ・官房総務課法令審議室員	◎全体総括、各班の調整、官邸対応、プレス会見 ○情報総括、全体動向把握、時系列記録、情報流布 ○文部科学省関係機関への連絡 ○相談窓口開設準備、非被災地方公共団体への情報提供 ○プレス対応 ○省内幹部への連絡
<放射線・医療班> ◎放射線規制室長 ○放射線規制室補佐 ・防護室防災第2係長 ・防護室調査員 △支援・研修センター 原安センター、分析センター ○放射線安全企画官 ・高等局大学病院支援室長 ・大学病院支援室病院第一係長 ・研究振興戦略官付係長 △放医研、支援・研修センター	○屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等防護対策案とりまとめ、SPEDI等による被ばく線量の予測、緊急時モニタリングデータとりまとめ評価、地方公共団体との連絡・調整、飲食物摂取制限の検討 ○放医研、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの派遣等現地支援検討、厚生労働省等との連絡調整、住民被ばく線量評価方法検討、各種健康調査検討
<文教班> ◎施設企画課長	◎学校等における防護措置等文教施設における事故応急対策に係る連絡調整(原災法第15条段階における住民安全班との連絡調整、関係地方公共団体の教育委員会等との連絡調整のとりまとめ) ○文教班長の補佐 ・国際関係機関との連絡調整

○初中局教育企画課補佐

- ・施設企画課補佐
- ・生涯局政策課補佐
- ・社会教育課補佐
- ・企画・体育課補佐
- ・伝統文化課補佐
- ・計画課補佐
- ・大学課補佐
- ・専門教育課補佐
- ・私学行政課補佐
- ・財務課補佐
- ・教科書課補佐
- ・施設助成課補佐
- ・医学教育課補佐
- ・学校健康教育課補佐

<庶務班>

- ◎原子力安全課補佐(管理)
- 防環室補佐(管理)
- ・原子力安全課管理係長
- ・政策局政策課管理係長
- ・原子力安全課管理係員
- ・政策局政策課管理係員
- ・会計課用度班主査
- ・会計課用度班職員
- ・会計課庁舎管理班主査
- ・会計課庁舎管理班職員

<支援班>

- ◎政策局政策課長
- ・人事課福利厚生室長
- ・人事課総務班主査
- ・総務課総務班主査
- ・会計課総務班主査
- ・生涯局政策課補佐
- ・高等局企画課補佐
- ・私学行政課補佐
- ・振興局企画課補佐
- ・開発局企画課補佐
- ・文化庁政策課補佐

- 教育委員会との連絡【総括】学校との連絡の総括
- ・教育委員会との連絡【公立学校】(人的被害)
- ・教育委員会との連絡【公立学校】(施設被害)
- ・教育委員会との連絡【専修学校】
- ・教育委員会との連絡【社会教育施設】
- ・教育委員会との連絡【体育施設】
- ・教育委員会との連絡【文化財等】
- ・国立学校との連絡(施設被害)
- ・国立大学との連絡(人的被害)、公立大学との連絡
- ・国立高等専門学校(人的被害)及び公立高等専門学校との連絡
- ・私立学校等との連絡
- ・避難に伴う教職員定数、学用品の給与等の対策
- ・避難に伴う教科書の給与等の対策
- ・公立学校施設整備等の対策
- ・国立大学附属病院との連絡
- ・心のケア、健康診断、学校給食等の対策

- ◎○A設備に係る保守、テレビ会議システムの起動、防護服、腕章、線量計等の調達、動員者の食事等の調達、宿泊の用意、会議資料等の準備、配付等の支援

- ◎その他必要な事務
- ・職員の健康診断
- ・人事上の処理に関する連絡調整
- ・官房全体の連絡調整
- ・関係予算に関する連絡調整等
- ・局内の連絡調整
- ・局内の連絡調整
- ・部内の連絡調整
- ・局内の連絡調整
- ・局内の連絡調整
- ・庁内の連絡調整

※関係各局課は、文部科学省原子力災害対策支援本部の事務について協力援助する。

3. 職員の派遣等

(3-1) 職員、専門家の現地等への派遣

- 現地で対応する職員を検討するにあたり、保障措置検査等で付近に出張している職員がいなければ確認する。
- 発災場所が原子力安全管理事務所の近隣の場合、防災環境対策室長の指示により、原子力防災専門官を現地に派遣し、現地における対応を支援する。
- 防災環境対策室長、防災環境対策室長補佐（防災）等を現地に派遣し、現地における対応に万全を期すものとする。
- 関係省庁事故対策連絡会議が開催される場合は、防災環境対策官を派遣する。
- 上記職員に加え、安全規制担当省庁から職員、専門家の派遣要請があった場合、適切な職員を選定し、速やかに派遣する。

[支援本部放射線・医療班]

- 現地に派遣する関係機関の専門家、モニタリング支援要員、緊急時医療派遣チーム等の把握、とりまとめを行い、支援本部総括班に報告する。

[支援本部総括班]

- 現地に派遣する文部科学省職員、専門家等をとりまとめ、現地派遣者リストを作成し、安全規制担当省庁と連絡を密にとり、輸送支援手配を要請する。（別表5-2）
- 輸送支援要請の結果について、関係機関に連絡する。

(別表5-2) 現地派遣予定者リスト

防災環境対策室長	放射線班責任者
防災環境対策室長補佐（防災担当）	放射線班
大臣官房文教施設企画部施設企画課文教施設環境対策専門官	住民安全班
高等教育局医学教育課大学病院支援室救急医療専門官	医療班副責任者
支援・研修センター	合同対策協議会（約7名以上）
	モニタリング要員等（約20名）
	（医療でのサーベイ、放射線管理要員を含む）
放医研	医療班（1名以上）
	緊急被ばく医療派遣チーム（約6名）
	モニタリング要員（約10名）
広島大学	医療班（1名）
	緊急被ばく医療派遣チーム（約8名）
原安センター	放射線班（SPEEDI運用支援）（約2名）
	モニタリング要員（約2名）
分析センター	モニタリング要員（約2名）

※（ ）は派遣人員数の目安

(3-2) 関係省庁事故対策連絡会議への参加

[防災管理対策官]

- 関係省庁事故対策連絡会議の会合が開催される場合には出席し、文部科学省等における活動状況、道府県におけるモニタリング状況、放射能拡散予測等について報告する。
- 会合の結果について、支援本部で報告する。

(3-3) 現地事故対策連絡会議への参加

[防災環境対策室長]

- 現地に到着次第、現地事故対策連絡会議に出席するとともに、その結果等について、適宜支援本部に報告する。

[支援本部総括班]

- 現地からの連絡内容について、支援本部で報告する。

4. モニタリング情報の共有等

(4-1) モニタリングデータの監視等

[支援本部放射線・医療班]

- 気象庁総務部企画課に対して、発災施設周辺での気象現況、予測に関する情報提供を要請する。
- 放射性物質の放出の有無に関わらず、SPED Iにより、モニタリングポスト等での測定データを確認するとともに、風向、風速、降雨状況等を確認する。

(4-2) 放射能影響予測結果に基づくモニタリングの助言等

1) 放射性物質、放射線の放出が始まっている場合

[支援本部放射線・医療班]

- 道府県に対して、考慮すべき核種、放射線を連絡するとともに、以下の助言を行う。
- ◇道府県での監視（2分間値のモニタリングデータ等）を強化し、異常が観測されたら直ちに連絡すること
- ◇モニタリング（予め定めたサーベイ地点のうち、風下方向、発災施設近傍を中心に実施）によって、それらの放出が始まっていることを確認すること

◇SPED Iによる単位量放出計算結果に基づく

- ・当初1時刻目の風速場図形
- ・当初1時間の希ガスの空気吸収線量率図形
- ・当初1時間の放射性ヨウ素の大気中濃度図形
- ・当初1時間のウラン、プルトニウム等の大気中濃度図形（必要に応じて）

を基に、予め定めたサーベイ地点のうちから、まず最大線量地点、次に発災施設近傍から順次風下方向の等値線付近でモニタリング地点敷点を決めてモニタリング班、測定器等を配置させておき、放出開始後直ちに、優先的にそれら地点でモニタリング（空間線量率（必要に応じて中性子線も測定）、ヨウ素の大気中濃度（必要に応じてウラン・プルトニウム等の大気中濃度））を実施し、得られたデータから順次連絡すること

- ◇モニタリングを行う防災業務関係者に対し防護服及び防護マスクの着用、ポケット線量計の携帯等により、放射線防護、被ばく管理を徹底し、安全確保に努めること

2) 放射性物質、放射線の放出が始まっている場合

[支援本部放射線・医療班]

- 道府県に対して、考慮すべき核種、放射線を連絡するとともに、以下の助言を行う。
- ◇道府県での監視（2分間値のモニタリングデータ等）を強化し、原災法第15条に相当する異常が観測されたら直ちに連絡すること

◇SPED Iによる単位量放出計算結果に基づく

- ・当初1時間の希ガスの空気吸収線量率図形
- ・当初1時間の放射性ヨウ素の大気中濃度図形
- ・当初1時間のウラン、プルトニウム等の大気中濃度図形（必要に応じて）

を基に、予め定めたサーベイ地点のうちから、直ちに風下方向の等値線付近敷地点で優先的にモニタリング（考慮すべき核種等がある場合には、それも含む）を実施し、得られたデータから順次連絡すると共に適切な時間間隔での測定を継続し、線量率の変動状況を順次連絡すること

- ◇モニタリングを行う防災業務関係者に対し防護服及び防護マスクの着用、ポケット線量計の携帯等により、放射線防護、被ばく管理を徹底し、安全確保に努めること

(4-3) モニタリング情報等の集約、情報共有

[支援本部放射線・医療班]

- 地方公共団体等からのモニタリング結果、放射能影響予測情報等を適宜、現地事故対策連絡会議、内閣府「関係省庁への連絡を要請」、支援・研修センター、放医研、原安委員会等に連絡する。また、念のため、経済産業省、原子力安全委員会、立地及び関係隣接都道府県「周辺市町村への連絡を要請」、立地市町村にも連絡する。

第2章 フェーズ3における対応（原災法第15条該当【原子力緊急事態】）

1. 原子力緊急事態発生の連絡を受けた場合の対応

〔支援本部総括班〕

- 原子力緊急事態が発生しているとの連絡を安全規制担当省庁から受けた場合、その旨を本部内で周知するとともに、大臣、副大臣、大臣政務官にも連絡する。
- 支援本部を設置していない場合は、第2編第1章（2-1）項により本部を設置する。）

2. 政府災対本部等が設置された後の支援本部の役割

- 主にオフサイトセンター放射線班（現地が立ち上がっていない場合には、政府災対本部放射線班）が行うモニタリングの助言、モニタリングデータ等の分析、放射能影響予測等を支援する。
- オフサイトセンター等に集約される情報（特にモニタリング関連情報）の収集に努め、支援本部及び大臣との情報共有を行う。
- 文部科学省関係指定公共機関等からの専門家派遣、それら機関への情報提供を行う。
- 文部科学省及び文部科学省関係指定公共機関等が行う応急対策活動状況等を随時、政府災対本部に連絡する。

3. 関係機関への連絡

〔支援本部総括班〕

- 支援・研修センター、放医研、原安センター、分析センターに対して原子力緊急事態の発生、原子力緊急事態宣言及び地方公共団体への指示内容について連絡をする。
- モニタリング支援、緊急時医療派遣チーム派遣、専門家派遣を行っていない場合には第2編第1章（1-3）項により要請を行う。

4. 職員、専門家の現地への派遣

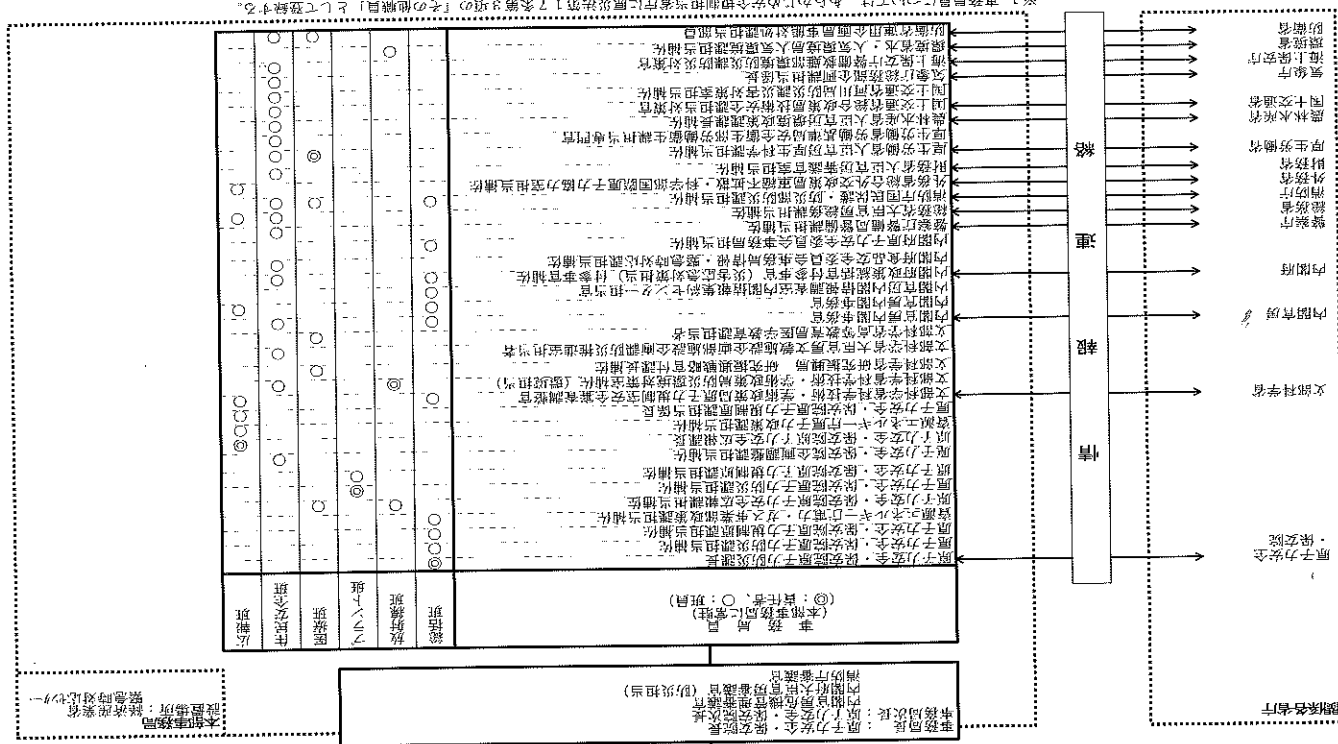
- 既に派遣済みの場合を除き、以下の者をそれぞれ派遣する。

・政府現地対策本部（オフサイトセンター）	放射線班責任者	放射線班責任者
防災環境対策室長	放射線班	放射線班責任者、
防災環境対策室室長補佐（防災担当）	住民安全班	住民安全班責任者
大臣官房文教施設企画部施設企画課文教施設環境対策専門官	医療班責任者	医療班責任者
高等教育局医学教育課大学病院支援室救急医療専門官	医療班副責任者	医療班副責任者
・政府災対本部事務局（経済産業省緊急時対応センター：経済産業省別館3階313号室）		
原子力規制室安全審査調整官 ※	総括班、広報班副責任者	
防災環境対策室室長補佐（環境担当）	放射線班責任者、	
	住民安全班副責任者	
研究振興局研究振興戦略官付課長補佐	医療班副責任者	

※政府災対本部に係る活動状況を支援本部に連絡する。

これ以降、文部科学省職員が派遣されるオフサイトセンター放射線班、政府災害対応本部放射線班、総括班、医療班、住民安全班、広報班の対応は第1編第4章に同じ。また、支援本部はそれらの活動を支援するとともに、学校等における防護措置、情報収集及び伝達、国立学校及び都道府県等への指導・助言等を実施する。

※「事務所」については、あらかじめ府令で決めた各都府に原災第17条第3項の「その他職員」として登録する。各都府、上記の府員以外にも必要に応じて適宜追加、動員する。



11

(1-9 卷)

政府原子力政策本部(経産省所管)

[illegible]

第2课

政府原千万災害環境対策本部の経費削減(美月戸、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設の場合)

(別巻 6-2)

